「省エネ法」再改正への対応ガイドライン

2009年9月

社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

2005 年 2 月、地球温暖化防止を目的とする京都議定書の発効により、温暖化ガスの排出を 1990 年に比べ 6%削減させることが日本に義務付けられました。そのためロジスティクス活動に伴う CO_2 の排出も注目されるようになり、2006 年に改定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下省エネ法と記す）では、運輸部門における輸送事業者に加え、荷主となる事業者に対しても省エネルギーの取組みが義務付けられました。

この 2006 年度省エネ法改正に合わせ、日食協では 2006 年 3 月に「『改正省エネ法』への対応ガイドライン」、及びその「運用ルール」を 2007 年 3 月に発行して対応を図りました。

今般の 2008 年度の同法再改正により、加工食品卸売業においては、従来の配送業務に加え、倉庫における保管・荷役業務や事務所内での管理業務等、企業活動全般において省エネルギー対策を講じる必要が生じることになりました。これに対応するため日食協としては、既存の省エネ法対応ガイドラインを、運輸部門の対応については大幅に加筆修正を行い、また事業場部門の対応を新たに作成することと致しました。

再改正版ガイドラインの編集に当たっては、環境問題対応ワーキンググループ B チームで方向性を集中的に論議し、また行政サイドの資料や企業における具体的対応事例、種々の問題点等を研究し、共通認識とした上で、各章を分担してこの冊子をまとめあげました。

当協会の会員企業各社におかれましては、加工食品卸売業が社会的責任のある「インフラストラクチャ」であることを再認識して戴き、エネルギー使用量の削減目標を立案し、省エネ、省資源の継続的な取組みを推進されることを願ってやみません。

2009 年 9 月

社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事　奥山則康

「省エネ法」再改正への対応ガイドライン

目 次

序編 省エネ法とは

序章 省エネ法とは …… 1
1．背景・経緯 …… 1
2．地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）との関連性について …… 2
3．日食協における省エネ法対応への基本スタンス …… 4

第一編 運輸部門の対応

第一章 省エネ法（運輸部門）対応ガイドラインの概要 …… 5
1．省エネ法（運輸部門）対応ガイドラインの構成 …… 5
2．省エネ法（運輸部門）に関する用語解説 …… 6

第二章 特定荷主の対象基準 …… 8
1．運輸部門における法規制義務対象事業者 …… 8
2．義務内容 …… 8
3．罰則 …… 9

第三章 省エネ法（運輸部門）改正への対応手順 …… 10
1．特定荷主の算定と確認 …… 10
2．対応スケジュール …… 18
［参考］定期報告書還元データについて …… 19

第四章 エネルギー使用量算定法について …… 20
1．概要 …… 20
2．加工食品卸売業に推奨されるエネルギー使用量算定法 …… 21
3．燃料法 …… 22
4．燃費法 …… 24
5．改良トンキロ法 …… 26
6．従来トンキロ法 …… 30

第五章 加工食品卸売業としての運用ルール（運輸部門）について …… 31
［参考］輸送事業者からのデータ交換に係る覚書締結について …… 32
1．荷主按分について …… 33
2．エネルギーの使用に係る原単位について …… 38
3．輸送量（トンキロ数）の算出法について …… 39
4．運行範囲について（帰り便の取扱い） …… 42
5．輸送資材の考え方（輸送重量としてカウントするか） …… 43

6．定期報告書･計画書作成/提出に関する留意点 …… 44
［まとめ］ 加工食品卸売業の省エネ法（運輸部門）運用ルール一覧 …… 48

第六章 省エネ法（運輸部門）に関するQ&A …… 49
1．京都議定書との関係 …… 49
2．対象範囲 …… 49
3．算定期間 …… 49
4．特定荷主の指定 …… 50
5．算定手法 …… 56
6．データ把握方法 …… 58
7．輸送事業者からのデータ提供 …… 61
8．原単位 …… 61
9．原単位改善目標 …… 61
10．計画書 …… 62
11．定期報告書 …… 62

第二編 事業場部門の対応

第一章 省エネ法（事業場部門）対応ガイドラインの概要 …… 65
1．省エネ法（事業場部門）対応ガイドラインの構成 …… 65
2．省エネ法（事業場部門）に関する用語解説 …… 66

第二章 省エネ法（事業場部門）の改正内容について …… 67
1．背景 …… 67
2．対象 …… 68
3．義務内容 …… 70
4．スケジュール …… 71
5．罰則 …… 73

第三章 省エネ法（事業場部門）改正への対応手順 …… 74
1．特定事業者の算定と確認 …… 74
2．特定事業者に該当する場合の対応（手続） …… 76

第四章 加工食品卸売業としての運用ルール（事業場部門）について …… 79
1．収集対象範囲 …… 79
2．基礎データ収集方法 …… 81
3．エネルギーの使用に係る原単位について …… 85
［まとめ］ 加工食品卸売業の省エネ法（事業場部門）運用ルール一覧 …… 86

第五章 省エネ法（事業場部門）に関するQ&A …… 87
1．特定事業者の指定について …… 87

2．特定連鎖化事業者の指定について …… 91
3．エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について …… 92
4．テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について …… 93
5．エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書について …… 95
6．判断基準について …… 95
7．その他 …… 96

第三編 その他の部門の対応

第一章 省エネ法（建築物部門）の対応について …… 99
1．背景と経緯 …… 99
2．省エネ法（建築物部門）の平成 20 年度改正内容概略 …… 100
3．加工食品卸売業の省エネ法（建築物部門）への対応方法について …… 100

第二章 省エネ法（機械器具部門）の対応について …… 101
加工食品卸売業は対象外です …… 101

第四編 加工食品卸売業界から見た環境問題の方向性

加工食品卸売業界から見た環境問題の方向性 …… 103

資料編

第一章 お役立ち情報
1．地域経済産業局の担当部署 …… 109
2．地域農政局の担当部署 …… 109
3．地域国税局の担当部署 …… 110
4．その他の関連省庁・各種法人等 …… 111
5．様式掲載サイト …… 111
6．参考文献（書籍・冊子など 2009 年 9 月 30 日現在入手可能なもの） …… 112
7．日食協加盟会員 特定荷主企業（12 社:2009 年 9 月 30 日現在）…… 113
8．トラック協会 …… 114
9．電力会社 …… 115
10．主要ガス会社 …… 116

第二章 日食協 環境自主行動計画
平成 20 年度版 日食協 新環境自主行動計画 …… 117

序編　省エネ法とは

序章 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下省エネ法と記す)は、2006 年 4 月に改正されて荷主としての義務が発生しましたが、加えて 2008 年 4 月には再度改正されて、工場・事業場等(倉庫や事務所等)における省エネの義務が生じることとなりました。

1. 背景・経緯

(1) 荷主としての対応について(2006 年改正)

従来の省エネ法では、熱や電気の使用量が多い工場や事業所などの産業部門にのみ規制が設けられていました。

しかし、エネルギー使用量(原油換算)の 1/5 を占める運輸部門は、本格的な対策が講じられておらず、同分野の 2002 年度のエネルギー使用量は 1990 年度に比べ 20%も増加し、抜本的な対策が不可欠となっており、経済産業省は、商品を出荷する卸売業・製造業などの荷主に対し商品輸送に関する省エネ目標策定を義務づけることになりました。

これにより、発注する側の省エネ意識を高め、対策が遅れている運輸部門での取組みを強化するのが狙いで、対象企業には目標を課して効率配送を促すことになりました。2009 年 9 月現在、特定荷主に指定された企業は、合計 3 回の定期報告書、及び計画書を提出しています。

(2) 事業者としての対応について(2008 年改正)

上記の通り、運輸部門については「法規制の網」がかけられた訳ですが、法律の対象外であった民生部門(商業施設、事務所、一般家庭等)については、GDP の増加率を上回る勢いでエネルギー使用量が増加してしまいました(1973 年対比 2006 年実績:GDP…2.3 倍、民生部門におけるエネルギー使用量…2.5 倍)。

※ 出典 : 2009 年 2 月 関東経済産業局 エネルギー対策課主催の省エネ法説明会資料
「改正省エネルギー法の概要について～工場・事業場部門～」

その結果、2007 年度には日本のエネルギー使用量は減少するどころか、逆に増加してしまいます。さらに翌 2008 年には日本が議長を務める洞爺湖サミットも控えていたため、国際的な立場からいっても、さらなる省エネルギー施策が必要となりました。

民生部門のうち事業場については、改正前より一定規模以上のエネルギーを使用する施設(＝エネルギー管理指定工場)としての法的義務がありましたが、今般の省エネ法見直しにより、この対象範囲が拡大されることになりました。法的義務の裾切り基準が事業場単位から事業者単位に引き下げられたため、規制強化されたことになります。

省エネ法事業場部門の裾切り基準

事業場 1 ヶ所でのエネルギー使用量原油換算値 1,500 kL /年

⇩

事業者 1 社でのエネルギー使用量原油換算値 1,500 kL /年

(3) その他の分野における対応について

省エネ法では、上記以外の部門として、「新築/増改築の建築物」に対しても、以前から法的義務が課せられています。省エネ法の全部門の変遷については、下図をご覧下さい。

【省エネ法の改正の推移】

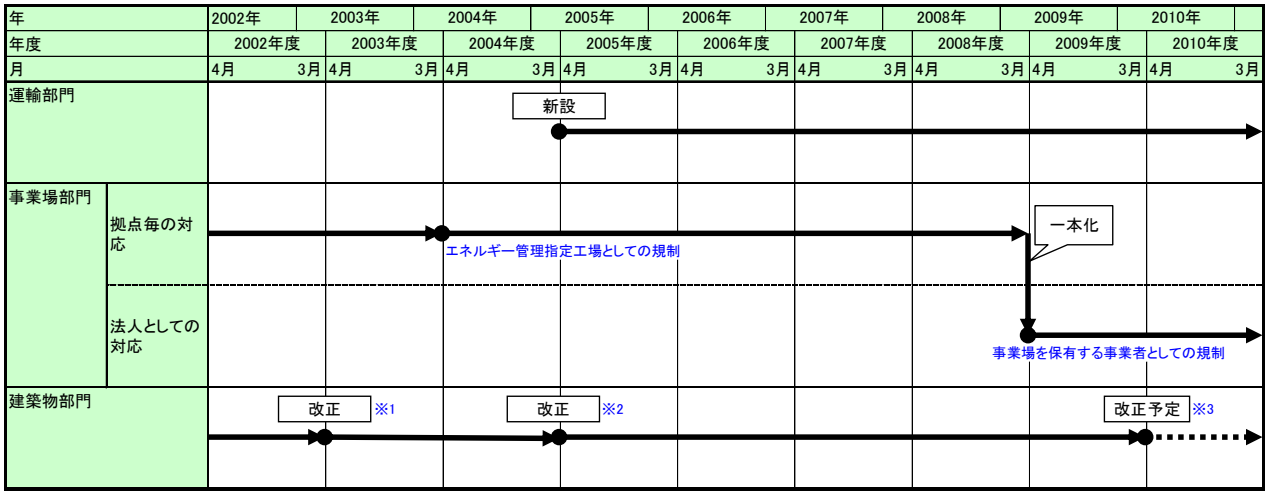

〈注〉※1　延床面積 2000 ㎡以上の建築物の新築・増改築するの際の省エネ措置の届出
※2　延床面積 2000 ㎡以上の建築物・住宅の新築・増改築、及び大規模修繕等の際の省エネ措置の届出
※3　延床面積 300 ㎡以上の建築物の新築・増改築の際の省エネ措置の届出

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）との関連性について

(1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」と記す）」の報告義務概要

温対法は、温室効果ガスを大量に排出する事業者を対象に、排出量の報告を求めています。

報告された排出量等の数値は他の数値と同様、情報開示・公表されます。（管轄は環境省）

(2) 温対法における算定・報告・公表制度の対象者（特定排出者）

① エネルギー起源の CO_2 については、省エネ法で定められた次の者が特定排出者に該当します。

- 第一種及び第二種エネルギー管理指定工場の設置者
- 特定貨物輸送事業者
- 特定荷主
- 特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者

※「エネルギー起源の CO_2」とは、石炭や石油などの化石燃料を燃焼してつくられたエネルギーを産業や家庭が利用・消費することによって発生する CO_2 のことを指します。

※ 加工食品卸売業が該当するのは、「第一種及び第二種エネルギー管理指定工場の設置者」、「特定荷主」の二つのみです。

② エネルギー起源の CO_2 以外（非エネルギー起源の CO_2、CH_4、N_2O、HFC、PFC、SF_6）については、次の者が該当します。

・ 排出量が各々 CO_2 換算で 3,000t以上の事業所の設置者(ただし、事業者全体で常時使用する従業員 21 人以上)

※「非エネルギー起源の CO_2」とは燃料燃焼により発生するものではなく，原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる CO_2 を指します。

※ 上記の CH_4（メタン）、N_2O（一酸化二窒素）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF_6（六ふっ化硫黄）に CO_2（二酸化炭素）を加えたもの総称して、「温室効果ガス（Green House Gas）と呼びます。

なお、以上の該当する事業者の報告の負担を少なくするため、温対法で定められている報告は省エネ法の定期報告書の提出により代替することが認められています。

① エネルギー起源の CO_2 の排出量のみ報告する場合 → 多くの特定荷主が該当

・ 省エネ法の定期報告書を使用した報告で可

② エネルギー起源 CO_2 以外の温室効果ガスの排出量のみ報告する場合

・ 温対法に基づく算定排出量の報告書を使用して報告

③ 上記①、②の双方を報告する場合

・ 省エネ法の定期報告書に、温対法に基づく算定排出量の報告書を添付して報告

※ 省エネ法の定期報告書を提出している特定荷主企業は、多くの場合、上記の①に当たります。
この場合、温対法に基づく算定排出量の報告書の提出は不要です。
また、特定事業者（設置施設で使用するエネルギーの合計が企業単位で原油換算 1,500kL 以上の事業者）については、まだ明確な告示等がありませんので、行政の発表等にご注意願います。

○ なお、本ガイドラインは、「省エネ法」を対象としているため、温対法への対応手法については説明致しません。温対法の詳細につきましては、下記の環境省のホームページ等を参照願います。

【環境省 温室効果ガス排出量 － 算定・報告・公表制度について】
URL ： http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/

3. 日食協における省エネ法対応への基本スタンス

(1) 本ガイドラインにおける「加工食品卸売業」の定義

日食協の会員企業には、加工食品卸売業だけではなく酒類卸売業や食品製造業(食品メーカー)、総合商社等が含まれているため、「日食協会員企業が…」という表現を使用した場合、厳密にいえばこれは加工食品卸売業を指すことにはなりません。

しかしながら、基本的に日食協は加工食品卸売業の業界団体として位置づけられておりますので、本ガイドラインではこれ以降、「日食協会員企業」という表現は「日食協に会員登録している酒類卸売業を含む加工食品卸売業」を指すことと致します。

逆に「加工食品卸売業」という表現についても、「日食協に会員登録している酒類卸売業を含む加工食品卸売業」と同義であることと致します。

(日本産業分類コード上では便宜上「5229 その他の食料・飲料卸売業」として話を進めて参ります)

(2) 法規制の順守

省エネ法対応は**「エネルギーの使用の合理化」**が目的であり、CO_2排出量の削減にも直結している取組みです。法規制の対象となる企業は**「技術的かつ経済的に可能な範囲内でこの法律を順守する」**義務があります。

加工食品卸売業の業務はサプライチェーンの一部であり、さまざまな関係者(例:メーカー、得意先、物流委託会社、事務所や倉庫の家主 等)との連携の下に成り立っているため、自社のみで省エネ法関連データを把握することは不可能な場合がありますが、真摯に対応しなければなりません。

つまり、可能な限り精度の高いデータが要求されています。

加工食品卸売業としては、精度の高い数値管理が可能な範囲については、これを継続し、その範囲を拡大していくことと致します。

(3) 加工食品卸売業の現状レベルの底上げ

しかしながら、日食協会員企業間でも社内の管理体制(人員、システムを含む)や法規制解釈、関連用語に関する見解等に相違があるのは事実であり、その結果、把握数値(例:原単位)にブレが生じています。

具体的には、全てのデータを取得できていない、提供されるデータの精度が低い、データに対するチェック機能がない等の理由により、本来把握すべきデータのレベルに至っていないのが加工食品卸売業の現状です。

そこで、業界の統一ルールとして、「必要最低限」の対応事項をこのガイドラインで整理することにより、環境数値管理レベルの底上げを図って参ります。

第一編　運輸部門の対応

第一章　省エネ法（運輸部門）対応ガイドラインの概要

1．省エネ法（運輸部門）対応ガイドラインの構成

本ガイドラインの全体構成については、以下の通りです。

「第一章」　省エネ法（運輸部門）対応ガイドラインの全体構成と省エネ法（運輸部門）の関連用語を説明しています。

「第二章」　特定荷主の対象基準、義務事項、義務事項不履行時の罰則を説明しています。

「第三章」　自社が特定荷主であるかを確認する算定手法を紹介。対応スケジュールを図示。
荷主企業としての努力義務についても記載しています。

「第四章」　省エネ法（運輸部門）におけるエネルギー使用量の算定法を記載。
算定時に使用する各種係数（2009 年 9 月末日現在）も確認できます。

「第五章」　省エネ法（運輸部門）の数値算定に関する「加工食品卸売業界統一ルール」を記載。
日食協会員企業は順守願います。

「第六章」　省エネ法（運輸部門）における Q&A を掲載。行政側の考え方を再確認して下さい。

「資料編」　省エネ法（運輸部門）に関する情報源として、サイト（ホームページ）の URL や参考文献を紹介しております。また、日食協　環境自主行動計画も掲載しています（P117、P121 参照）。

以上のように、このガイドラインは日食協会員企業のどなたにも活用できる内容となっています。
最初から目を通すことも、必要な部分だけを参照することも可能です。

2. 省エネ法（運輸部門）に関する用語解説

省エネ法（運輸部門）では「燃費」や「積載率」などのように、日頃の業務で使っている用語がそのまま使われることも多いのですが、中には「運送委託者」や「直送輸送距離」といった省エネ法特有の言い方や言い回しがあります。

この用語解説では、省エネ法（運輸部門）の関連用語のうち、頻出する用語や是非覚えておきたい用語を掲載致しました。

加工食品卸売業界内でも、同じものを指しているのに企業により呼称が異なることがあります。ここで確認して下さい。

NO	用語名	用語の意味
1	温対法	「地球温暖化対策の推進に関する法律」のこと。2006 年 4 月 1 日から改正施行された。
2	省エネ法	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」のこと。 2006 年 4 月 1 日、及び 2009 年 4 月 1 日に改正施行されている。
3	告示第 66 号	2006 年経済産業省告示第 66 号「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」のこと。
4	改良トンキロ法	2006 年度経済産業省告示第 66 号で定めるトンキロ法のうち、貨物自動車で貨物輸送する場合に適用する算定方法のこと。
5	荷主	貨物の所有者であり、運送受託者（通常は輸送事業者）に貨物輸送の委託を行う者。
6	運送委託者	荷主から直接または間接の輸送委託を受けて、運送受託者に貨物輸送の委託を行う者。
7	運送受託者	荷主または運送委託者から貨物輸送を受託する者。自らはトラック車両等の輸送機材を持たなくても良い。
8	算出者	算出データから燃料使用量を算出する者。
9	算出区分	燃料使用量を算出する単位（範囲）の区分。
10	輸送区間	貨物の積み降ろし地点間。
11	燃料給油量	車両に給油する燃料の量。
12	燃料使用量	車両の走行に伴い使用する燃料の量。
13	エネルギー使用量	燃料使用量に単位発熱量を乗じて得られた熱量。
14	算定方法	燃料使用量を算定する方法。「燃料法」「燃費法」「トンキロ法」など。
15	按分方法	燃料使用量を荷主別に按分する方法。「トンキロ按分」「トン按分」など。
16	貸切輸送	委託先の車両を占有して輸送する形態。長期間（月次や週次などの一定期間）の間、専属して貸切る「専属貸切輸送」と、日次など短期間や運行区間ごとに貸切る「一般貸切輸送」がある。
17	製品重量	売買する製品状態の重量。
18	貨物重量	荷主または運送委託者が、運送受託者に引き渡す貨物の重量。
19	輸送重量	輸送車両に積載する貨物の重量。
20	走行距離	輸送車両が走行する距離。空車走行距離を含む。
21	空車走行距離	輸送車両に貨物を積載せずに走行する距離。
22	輸送距離	貨物を運ぶ距離。
23	直送輸送距離	発着地間を最短の経路で貨物を運ぶ距離。
24	実経路輸送距離	実際に走行する経路で貨物を運ぶ距離。

NO	用語名	用語の意味
25	輸送量	貨物重量に輸送距離を乗じて得られた値。 輸送量＝貨物重量×輸送距離
26	直送輸送量	貨物重量に直送輸送距離を乗じて得られた値。 直送輸送量＝貨物重量×直送輸送距離
27	最大積載量	輸送車両に積載可能な最大の重量。
28	積載率	輸送車両の最大積載量に対する積載した輸送重量の比率。 積載率＝輸送重量／最大積載量
29	燃費	輸送距離または走行距離を燃料使用量で除した値。 燃費＝輸送距離（または走行距離）／燃料使用量
30	原単位	エネルギーの使用効率を指す言葉。例として、売上高や取扱函数、取扱個数当たりのエネルギー使用量が上げられる。
31	取扱高	共配センターにおいて、自社帳合商品の出荷高と他社帳合商品出荷高の合計値。このガイドラインでは「商品取扱高」と記す場合もある。
32	通過金額	取扱高と同義。
33	京都議定書	先進国の二酸化炭素など温室効果ガス排出量の数値約束を国ごとに設定した国際協定。 2005 年 2 月 16 日に正式に発効された。日本は 2008 年～2012 年の温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6%削減することが求められているが、現状は増加しており、目標達成は困難と見られている。
34	モーダル-シフト	modal shift（様式転換）。交通手段や輸送手段をより効率的な、あるいはより環境保護的なものに切り換えること。例えばトラック輸送を大量輸送に適した鉄道や海運に切り換えるなど。
35	ベンダー	vendor（製品の製造業者、供給業者）。 特定の小売業等が主催する共配センターでは、運営業務（輸送、荷捌き等）を請け負う親ベンダー（主に卸売業）と、自社帳合商品の取扱いを親ベンダーに委ねる子ベンダーに二分される。（P33、P35 も参照して下さい）
36	排出量取引	国毎、企業毎に温室効果ガスの排出枠（キャップ）を定め、排出枠が余った者と、排出枠を超えて温室効果ガスを排出した者との間で行う取引制度のこと。「排出権取引」、「排出枠取引」と呼ぶ場合もある。
37	カーボンフットプリント	一つの商品における原料の採取や栽培、製造、加工、包装、輸送、及び、購買・消費された後の廃棄やリサイクルに至るまでの、それぞれの段階で排出された CO_2 の総合計を重量で表し、商品に表示すること。
38	セクター別アプローチ	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの国別削減量を決めるための手法の一つ。産業・運輸・家庭などの部門（これら部門のことをセクターという）毎に温室効果ガス削減可能量を算出し、その合計を国別の総量目標とする積み上げ方式の算出法のこと。
39	主務大臣	当該事務を主管する各省大臣。省エネ法の主務大臣は、経済産業大臣及び事業所管大臣である。
40	事業所管大臣	企業等の事業を所管する省庁の大臣を指す。

※ 出典：経済産業省 CO_2 排出量関連データ交換の手引き（詳細編）他

第二章 特定荷主の対象基準

1. 運輸部門における法規制義務対象事業者

(1) 荷主企業(＝特定荷主)

自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している輸送量(自ら輸送している輸送量も含む)が年間3,000 万トンキロ以上の事業者。

※「特定荷主」に該当しない企業の場合でも、**「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針で定められている荷主が講ずべき措置」**を実施しなければなりません(P.15 参照)。

※「特定荷主」には、卸売業・製造業を中心に約 2,000 社が対象となる予定でしたが、2008 年 6 月現在で 865 社に留まっています。

(2) 貨物輸送事業者(＝特定輸送事業者)

保有台数 200 台以上のトラック事業者など。

※ 加工食品卸売業が配送業務を委託している輸送事業者の中には、特定輸送事業者に該当する企業もあります。

2. 義務内容

(1) 計画書の策定(年 1 回:毎年 6 月末日までに策定し、提出)

対象となる企業は、一年間のエネルギー使用量を報告した上で、省エネ計画を策定することが求められています。具体的には、省エネ責任者の設置、社内研修の実施、モーダルシフトの推進、他社との共同配送等の対策を盛り込み、エネルギーの使用効率(原単位)を中長期的(5 年)に年平均1%以上改善するよう義務づけられました。

(2) 定期報告書の策定(年 1 回:毎年 6 月末日までに策定し、提出)

年 1 回、以下のような点について報告することが求められています。

① エネルギー使用量算定範囲・算定方法・算定結果

② エネルギー使用に係わる原単位:委託輸送に係わるエネルギー使用量÷売上高

③ 省エネ措置の実施状況

④ エネルギー起源 CO_2 排出量等

※ 下記に該当する場合は、当該年度の定期報告書にその理由を説明することが必要となります。

> **1. エネルギー使用に係わる原単位を中長期的(5 年)に年平均 1%以上改善することができなかった場合**
>
> **2. エネルギー使用に係わる原単位が前年度に比べて改善できなかった場合**

※ 計画書、及び定期報告書は、原則として事業者の代表者(法人の場合は代表取締役社長等)名で提出します。

3. 罰則

(1) 罰則の内容

提出した計画が不適切であったり、目標を達成できなかった場合は、主務大臣が改善勧告を行うほか、従わない場合は企業名が公表されます。それでも改善されない場合は命令及び罰金が科されます。

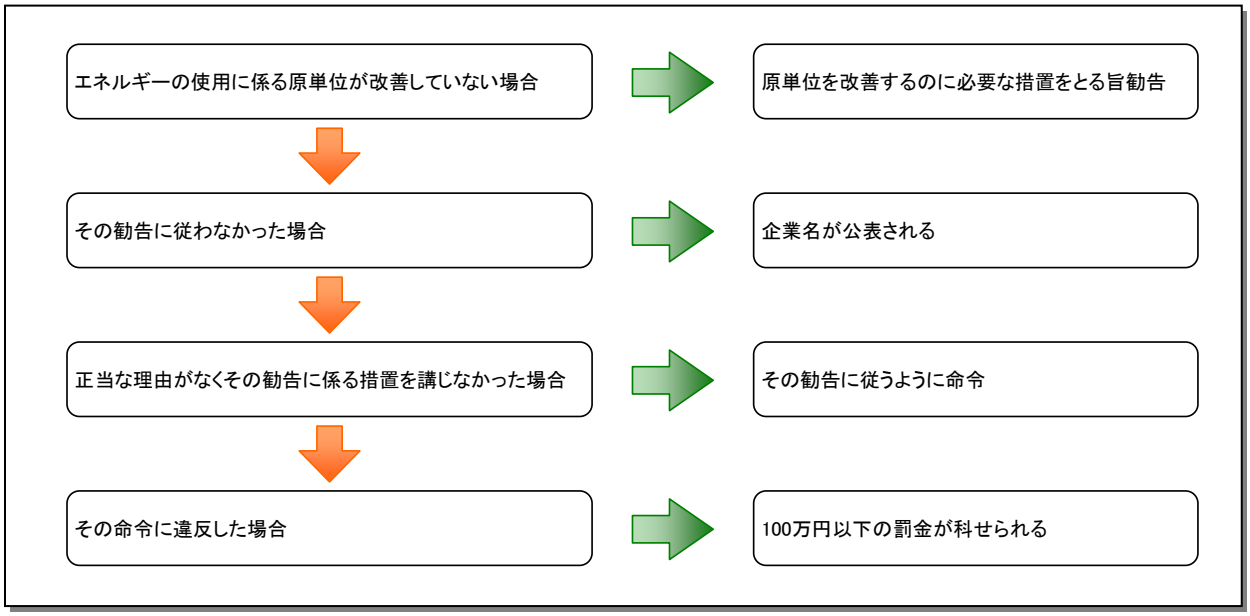

省エネ法　（勧告及び命令）第六十四条

主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第五十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 省エネ法（運輸部門）改正への対応手順

1．特定荷主の算定と確認

省エネ法では輸送量（トンキロ数）が一定規模以上である荷主（特定荷主）に対して、特別な義務が生じます。したがって特定荷主に該当するかを判断するために、自社の輸送量を把握することが必要となります。
年間 3,000 万トンキロ以上の貨物輸送を、自社輸送・委託輸送に関わらず行っている企業については、国に対して自社が特定荷主に該当する旨を届け出る必要があります。その後、特定荷主として指定されることになります。

(1) 自社に所有権のある貨物の範囲

省エネルギー法で報告義務が発生するのは、原則として、荷主が所有権を持つ貨物輸送の範囲内のみです。

自社が関わる全ての貨物輸送に関して、輸送の委託状況と貨物の所有権の所在を整理して下さい。
その際、所有権の所在が不明なものは、契約先と相談の上貨物の所有権を確定して下さい。
ただし、所有権範囲で貨物を整理することが困難、あるいは適切でない場合には、業種業態の実情を踏まえて、個別に資源エネルギー庁省エネルギー対策課、または各地域の経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課にご相談下さい。

省エネ法では、数値の算定範囲は次のように定められています。

省エネ法における数値の算定範囲について

1．原則貨物の所有権の範囲。産業廃棄物は排出者責任。
　例外1：所有権があっても荷主とならない場合（通信販売の物品等）
　　(1) 輸送の手配、輸送費の負担を行っていない場合
　　(2) 輸送についての決定権が取引先に一任されている場合
　例外2：所有権がなくても荷主となることがある場合
　　(1) 輸送の手配、輸送費の負担を行っている場合
　　(2) 所有者から、輸送についての決定権が一任されている場合
2．国内輸送が対象。通関の場所を境界とする。
3．継続的な輸送が対象。事業所の移転等に伴う輸送は対象外。
4．事業者全体の輸送が対象。
　→ 調達物流、販売物流、横持ち物流、廃棄物物流

出典 ： 平成 21 年 4 月 関東経済産業局 省エネ法説明会資料 ～荷主編～

法規制上このような基準はありますが、加工食品卸売業では、数値算定範囲として次ページの通り基準を定めることと致します。

加工食品卸売業における省エネ法（運輸部門）の算定範囲

1. 加工食品卸売業の物流センター等から得意先の納品場所（店舗、または得意先保有のセンター）までの輸送部分を対象と致します。
   メーカーやその他の仕入先からの入荷部分の輸送は対象となりません。

2. 省エネ法の定める以下の輸送部分については、加工食品卸売業としての努力目標と致します。
   できる限り早期に数値把握できるように体制を整えて下さい。

   - 産業廃棄物処理に関連する輸送（排出拠点－中間処理場－最終処分場）
   - 社内郵便、宅配便　　等々

   なお、これらの輸送部分の数値が自社の全輸送量と比較して、著しく少ない場合は、省略が可能です。

3. 対象となる物流センターは、自社の物流管理部署が管理している拠点に限定することと致します。
   ただし、自社の物流管理部署が管理していなくても、輸送を自社がコントロールしている場合は、算定範囲と致します。したがって、次の物流センターは対象外となります。

   - 営業倉庫（保管料や入出荷手数料を支払って、業務を委託している拠点）
   - 得意先が卸売業の物流センターに引取りにくる場合（消化仕入、先方引取り 等）
   - メーカー直送（メーカーから得意先に対して直接納品するルート）　　等々

   ※ 自社の管理している物流センターが不明確な場合は、組織図に掲載されている拠点を対象と見なす考え方も一策です。

4. 算定対象となる物流センターは、「常温倉庫」「低温倉庫」の二種類に区分して数値を集計することを推奨致します。

（2） 輸送量を把握する企業単位

省エネ法の報告義務は法人単位に発生するので、自社が企業グループの一員であっても、輸送量を把握する場合はグループ合計ではなく、法人毎に行います。
また、持ち株会社の傘下である場合も、輸送量の集計は法人単位に行うことになります。

(3) 輸送量の計算方法

輸送量(トンキロ数)を計算する場合、その名前からも分かる通り、貨物の輸送重量(トン)と輸送距離数(キロ)の把握が必要となります。

輸送量(トンキロ) ＝ 輸送重量(トン) × 輸送距離(キロメートル)

貨物の輸送重量と輸送距離数は、取得単位が細かくなればなるほど正確な数値が算出されます。
つまり、企業毎よりも、拠点毎、そして車両毎、車両運行毎と数値を細かく取れば、実情に即した輸送量が把握できることになります。

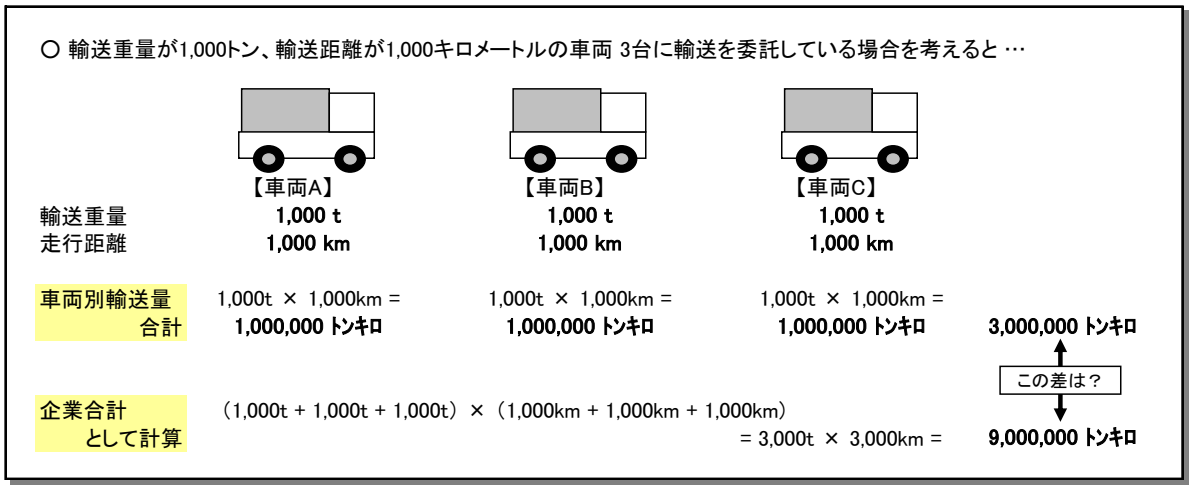

別の図で説明致します。
縦軸に輸送重量、横軸に輸送距離を設定した座標を考えます。
縦軸には 1,000t 毎に、横軸には 1,000km 毎に目盛をうち、方眼紙状態を作ります。
車両毎に輸送量を算出した場合は、下図の座標上で「①」「②」「③」毎に輸送量を計算して、それを合計するので、「①」「②」「③」の部分の合計面積が全体の輸送量に該当致します。

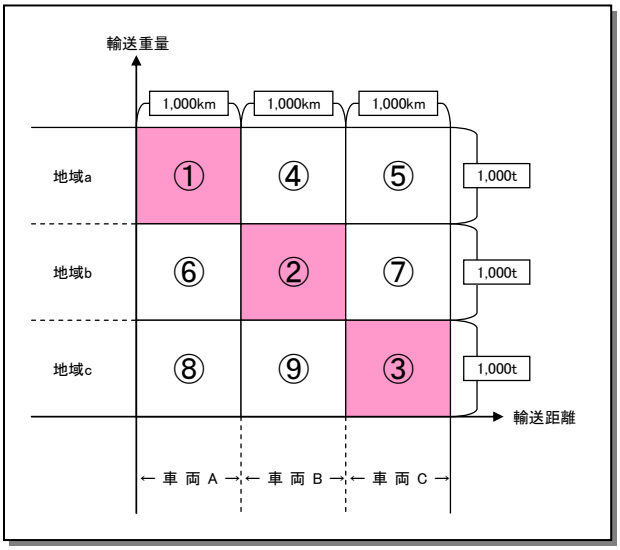

一方、これを車両毎ではなく、輸送重量、輸送距離とも企業合計値を算出してから輸送量を算出した場合は、「①」から「⑨」まですべてを合計した面積に相当致します。
この場合、あたかも 3,000t の貨物を積んだ車両が 3,000km 走行したことと同じ結果になってしまいます。
これでは、実態とかなり異なる数値が算出されてしまいます。そのため、輸送量の算出はできるだけ「小さな単位で算出しそれを積み上げる」手法が適しています。

また、輸送量データは原則として、月次単位で毎月まとめ、さらに年度合計数値を算出します。
この場合、「年度」とは当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を指します。
初めて省エネ法に対応する企業において、12 ヶ月分の輸送量データを合計した年度合計が算出できない場合は、複数月の輸送量データを取得し、それを拡大推計して年度合計を算出して下さい。

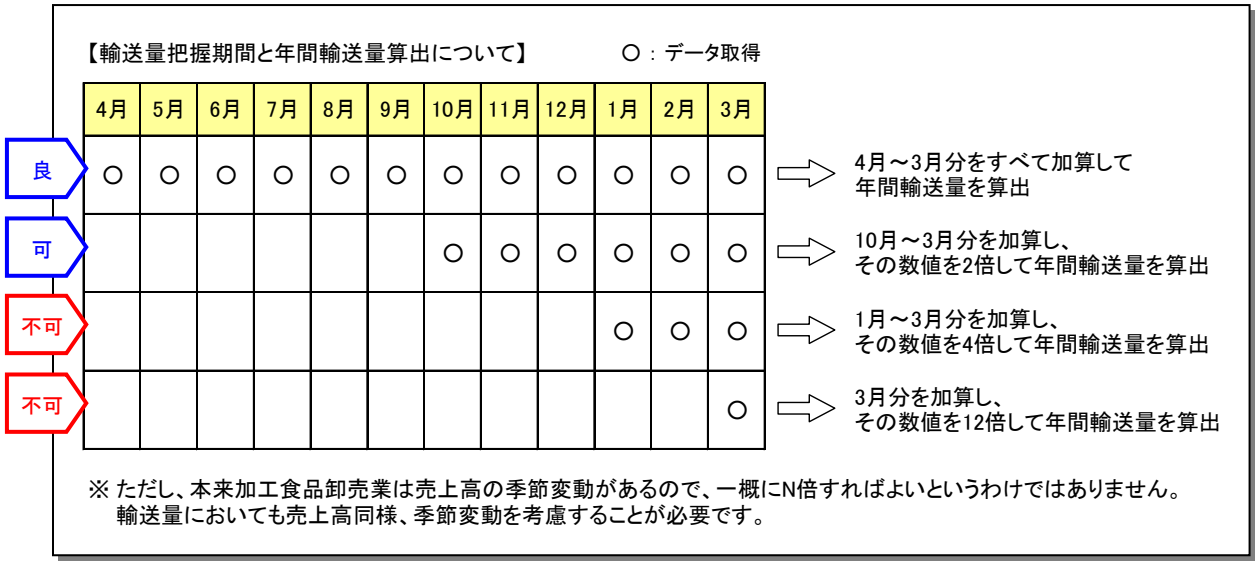

(4) 輸送量(トンキロ数)が把握できない場合の手法

(1)の算定範囲内の輸送量、つまり重量と距離が把握できない場合は、以下のようにしてトンキロを計算して下さい。

【算出例① 車種別燃料使用量が把握できる場合(燃料法で算出)】

・ 貨物輸送量あたりの燃料使用量を後述の表 3(P17 参照)の該当係数で除する。

イ) 事業用貨物自動車 ⇒ 4t 以上 6t 未満として試算

ロ) 年間燃料使用量 ⇒ 軽油:3,000,000 L

ハ) 貨物輸送量当たりの燃料使用量 ⇒ 0.0844 L/トンキロ

総トンキロ:3,000,000 L ÷ 0.0844 L/トンキロ ＝ 3,554.5 万トンキロ

⇒ **特定荷主となります**

【算出例② 車種別走行距離が把握できる場合(燃費法で算出)】

・ 走行距離(総キロ数)を後述の表 2(P17 参照)の該当燃費で除し、総燃料使用量を算出。
その数値を後述の表 3(P17 参照)の該当係数で除する。

イ) 事業用貨物自動車 ⇒ 4t 以上 6t 未満として試算

ロ) 年間走行距離 ⇒ 10,000,000km

ハ) 燃費値(みなし値) ⇒ 3.79 km/L

ニ) 貨物輸送量当たりの燃料使用量 ⇒ 0.0844 L/トンキロ

総トンキロ:(10,000,000 km ÷ 3.79 km/L) ÷ 0.0844 L/トンキロ ＝ 3,126.2 万トンキロ

⇒ **特定荷主となります**

以上の結果、①、②の事例とも特定荷主に該当するため、計画策定、定期報告等の特別な義務が発生します。

［注 1］算出例①、②はともに 4t 以上 6t 未満のみの車両及び、軽油のみ使用と限定して算出していますが、燃料使用量、走行距離それぞれの数値は、貨物区分毎に該当係数で除した値を合算します。船舶・鉄道などがあれば整理しやすい適切な範囲で貨物区分を設定して計算します。

［注 2］算出例①、②の「貨物輸送量当たりの燃料使用量」とは、後述の表3「積載率が不明な場合の輸送トンキロ当たり燃料使用量」（P17 参照）を参照しています。
また、算出例②の「燃費（見なし値）」とは、後述の表2「燃費データ（見なし値）」（P17 参照）を参照しています。

(5) 自社の一部拠点分の輸送量（トンキロ数）しか把握できない場合の手法

貨物の重量データを把握していない場合には、自社の代表的な物流センターでサンプリング調査により重量データを計測して下さい。その数値から拡大推計することにより、輸送量（トンキロ数）を算出します。

(6) 特定荷主であるか判断する

① 年間輸送量が 3,000 万トンキロ以上であった場合

前項までの方法の通り、自社における省エネ法対象算定範囲の年間輸送量を測定した結果、その数値が 3,000 万トンキロ以上であった場合、特定荷主企業に該当します。

本社が設置されている地域の経済産業局宛に「貨物の輸送量届出書」を 4 月末日までに提出して下さい。提出方法は、地域経済産業局への直接持参でも郵送でも結構です。

提出後、約1ヶ月後に、地域経済産業局長名で「特定荷主指定通知書」が送付されます。

※「貨物の輸送量届出書」の提出は、特定荷主としての届出を行う初回だけです。

② 年間輸送量が 3,000 万トンキロに満たなかった場合

逆に、自社における省エネ法対象算定範囲の年間輸送量を測定した結果、その数値が 3,000 万トンキロ未満であった場合、貴社は特定荷主企業には該当しません。

地域の経済産業局宛に「貨物の輸送量届出書」は提出は不要です。

③ 荷主としての努力

特定荷主企業の指定の有無に関わらず、「荷主」としての努力義務が省エネ法では謳われています。算出した年間輸送量が 3,000 万トンキロ以上でも未満でも、荷主企業は次ページの努力を怠ってはなりません。

省エネ法　（荷主の努力）第五十八条

第五十八条　荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置を適確に実施することにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

一　エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置

二　定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置

この荷主の努力義務の条文に記載のある「基本方針」とは、次の告示内容を指します。

エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（一部抜粋）

平成18年3月28日 経済産業省告示第43号
平成18年3月14日 閣議決定

3 荷主が講ずべき措置

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位の改善を図るものとする。

① 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。

② 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行うエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。

③ 輸送量当たりのエネルギー使用量が少ない輸送手段の効果的活用を図ること。

④ 輸送効率の向上を図るため、貨物輸送事業者に対し積み合わせ輸送の実施、輸送量に応じた車種の選択等の発注を行うこと。

⑤ 輸送の効率化を図るため、製造業における製品開発において、積載率向上に資する商品荷姿の標準化、製品や包装資材の軽量化等を図ること。

○ 以上の特定荷主企業の判定は、下図のような流れで進めます。

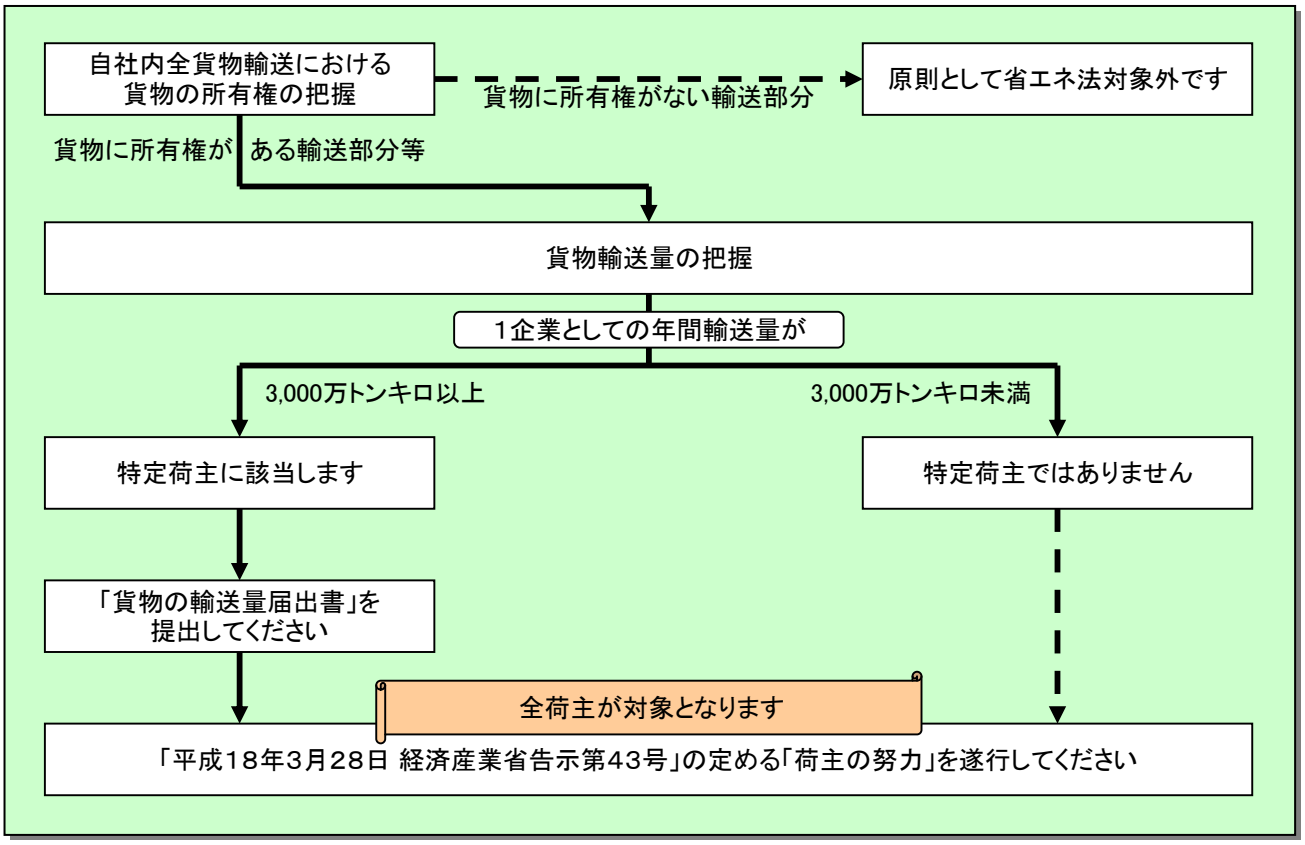

(7) 輸送量算出のための換算係数表

次に記載の表1、表2、表3、及び表4は、資源エネルギー庁ホームページに記載されております。

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/kokuji.htm

※ 関係情報は常に更新される可能性があるので適宜チェックして下さい。

出 典 : 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法
(平成 18 年経済産業省告示第 66 号)

表1「燃料毎の単位発熱量」(参考)

燃料・電気の種類	単位	単位発熱量
揮発油(ガソリン)	kL	34.6 GJ/ kL
軽油	kL	38.2 GJ/ kL
A 重油	kL	39.1 GJ/ kL
B・C 重油	kL	41.7 GJ/ kL
液化石油ガス(LPG)	t	50.2 GJ/t
ジェット燃料油	kL	36.7 GJ/ kL
電気(昼間)	千kWh	9.97 GJ/千kWh
電気(夜間)	千kWh	9.28 GJ/千kWh
電気(その他)	千kWh	9.76 GJ/千kWh
都市ガス(天然ガス)	千 Nm^3	41.1 GJ/千 Nm^3

※「平成 18 年経済産業省告示第 66 号」には都市ガス(天然ガス)の単位発熱量は記載されておりませんが、一般的に使用されている単位発熱量を掲載致しました。
平成 14 年 12 月資源エネルギー庁総合政策課発行の「エネルギー源別標準発熱量表の改訂について」を参照して下さい。

表2「燃費データ(見なし値)」

輸送の区分		燃費(km/ L)	
使用する燃料	最大積載量	自家用貨物自動車	事業用貨物自動車
揮発油	軽自動車	10.3	9.33
	2,000kg 未満	7.15	6.57
	2,000kg 以上	5.25	4.96
軽油	1,000kg 未満	11.9	9.32
	1,000kg 以上 2,000kg 未満	7.34	6.19
	2,000kg 以上 4,000kg 未満	4.94	4.58
	4,000kg 以上 6,000kg 未満	3.96	3.79
	6,000kg 以上 8,000kg 未満	3.53	3.38
	8,000kg 以上 10,000kg 未満	3.23	3.09
	10,000kg 以上 12,000kg 未満	3.02	2.89
	12,000kg 以上 17,000kg 未満	2.74	2.62

表3「積載率が不明な場合の輸送トンキロ当たり燃料使用量」

輸送の区分		貨物輸送量当たりの燃料使用量(L /トンキロ)	
使用する燃料	最大積載量	自家用貨物自動車	事業用貨物自動車
揮発油	軽自動車	2.74	0.741
	2,000kg 未満	1.39	0.472
	2,000kg 以上	0.394	0.192
軽油	1,000kg 未満	1.67	0.592
	1,000kg 以上 2,000kg 未満	0.530	0.255
	2,000kg 以上 4,000kg 未満	0.172	0.124
	4,000kg 以上 6,000kg 未満	0.102	0.0844
	6,000kg 以上 8,000kg 未満	0.0820	0.0677
	8,000kg 以上 10,000kg 未満	0.0696	0.0575
	10,000kg 以上 12,000kg 未満	0.0610	0.0504
	12,000kg 以上 17,000kg 未満	0.0509	0.0421

※ この表において「事業用貨物自動車」とは、輸送業務を外部企業に委託している場合の使用車両を指し、「自家用貨物自動車」とは、自社で配送業務を行っている場合の使用車両を指します。
(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第八条)

表4「輸送機関別の輸送トンキロ当たり CO_2 排出量(鉄道、船舶、航空機)」(参考)

輸送機関	エネルギー使用原単位(GJ/トンキロ)
鉄道	0.000491
船舶	0.000555
航空機	0.0222

※ 当表4は後述「第四章 エネルギー使用量算定法について」内、「6 従来トンキロ法」の項でも掲載されております。それぞれ単位が異なりますが、示している数値は同一のものです。

2. 対応スケジュール

(1) 指定様式と提出期限

省エネ法において、特定荷主企業として行政に対して提出する報告書類の年間スケジュールは下図の通りです。なお、網掛け部分については、新たに特定荷主としての指定を受けるため必要となるものであり、既存の特定荷主企業は対応する必要はありません。

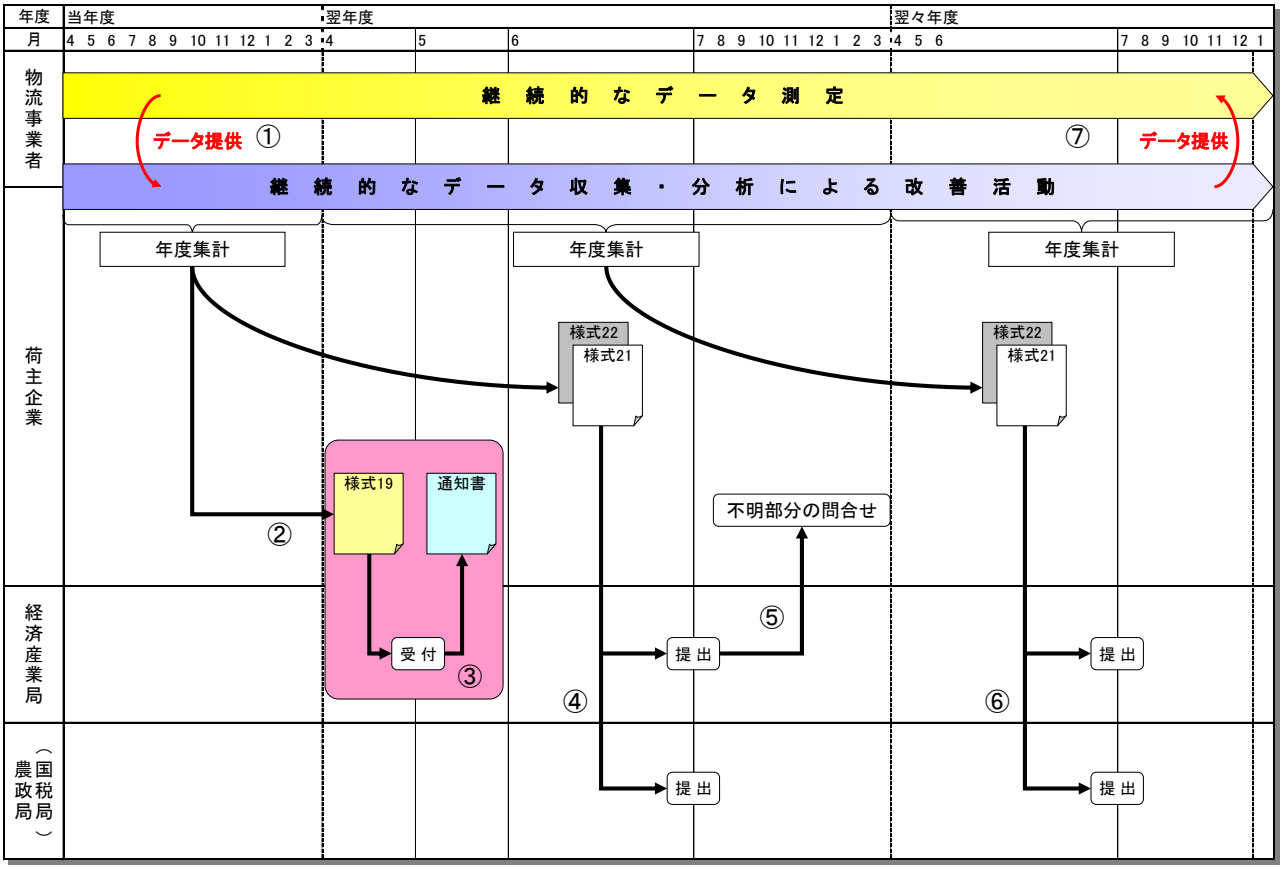

〈解説〉

① 省エネ法関連データを輸送事業者から荷主企業(加工食品卸売業)に提供して戴きます。

② ①の当年度データより輸送量を年度合計し、「貨物の輸送量届出書」を提出します。

③ 「特定荷主指定通知書」が送付されます。特定荷主番号を確認して下さい。

④ ①の当年度データより「定期報告書」「計画書」を作成し、提出します。

⑤ 提出した「定期報告書」「計画書」について、当局より問合せがあることがあります。

⑥ ④と同様、翌年度データより「定期報告書」「計画書」を作成し、提出します。

⑦ 分析結果は、都度フィードバックして下さい。

〈提出様式一覧〉

様式NO	様式名称	提出期限	備考
様式第19	貨物の輸送量届出書	4月末日	特定荷主指定を受ける時に1回のみ提出する
―	特定荷主指定通知書	―	貨物の輸送量届出書提出から1ヶ月程度で送付されます
様式第20	特定荷主指定取消申出書	随時	年間輸送量が3,000万トンキロ未満になったときに随時
様式第21	計画書	6月末日	毎年1回提出が必要
様式第22	定期報告書	6月末日	毎年1回提出が必要

[参考] 定期報告書還元データについて

(1) 還元データとは何か

2009 年 3 月現在、平成 19 年度実績の定期報告書を提出した特定荷主企業には、各地域経済産業局から「還元データ」という書面が送付されています。これには、今まで定期報告書で報告した数値が記載されていて、昨年度データが確認できます。

(2) 還元データは何に使用するのか

還元データは、前年以前のデータが記載されていますので、当年度の数値算出や記載には関連ありませんが、定期報告書の「第2表」「第3表」を作成する際に過去のデータとしてそのまま使用することができますので、過去の定期報告書を探す手間が省けます。

平成20年度定期報告書の還元データ

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 物流担当者　様

貴事業者に係る定期報告（平成２０年６月報告分）のエラーチェックを行い、当局で保管しているデータは次のとおりです。ご確認をいただき、本年６月末までにご提出いただく定期報告書作成時の前年度データとしてご活用下さい。

該当箇所		報告データ（エラーチェック修正済み）	
表紙	特定荷主指定番号は、		です
	特定排出者番号は、		です
	日本標準産業分類による主要事業名称は、	その他の食料・飲料卸売業	です
	日本標準産業分類による主要事業コードは、	5229	です
第1表	エネルギー使用合計GJは、		です
	合計GJに原油換算係数（0．0258）をかけた原油換算キロリットル①の値は、		です
	原油換算数量の対前年度比は	%	です
付表1	燃料法で算定したエネルギー使用量の合計（GJ）は、		です
付表2	燃費法で算定したエネルギー使用量の合計（GJ）は、		です
付表3	トンキロ法で算定したエネルギー使用量の合計（GJ）は、		です
第2表	エネルギー使用と密接な関係を持つ値（分母）の種類は、	取扱高　単位：億円	です
	密接な関係を持つ値（分母）は、		です
	密接な関係を持つ値（分母）の対前年度比は、	%	です
第3表	平成１９年度の原単位は、		です
第5表	平成１８年度の原単位は、		です
	原単位の対前年度比（%）は、	%	です
	５年度間平均原単位変化（%）は、	－	です
第9表	二酸化炭素の排出量は、	t-CO2	です

連絡先	関東経済産業局 エネルギー対策課　荷主担当　（内　）	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0426　FAX 048-601-1297 E-Mail　@meti.go.jp

第四章 エネルギー使用量算定法について

1. 概要

省エネ法では、特定荷主企業は毎年度輸送におけるエネルギー使用量を測定することになっています。エネルギー使用量の算定法は、下図で示すように四種類あります。

【燃　　料　　法】：燃料使用量からエネルギー使用量を算出します。

エネルギー使用量＝燃料使用量×単位発熱量

CO_2 排出量＝燃料使用量×CO_2 排出係数

車両の燃料使用量が把握できる場合に用います。
最も精度が高い算定法ですが、混載の場合には荷主別按分が必要となるため詳細なデータ把握が必要となります。

【燃　　費　　法】：輸送距離と燃費からエネルギー使用量を算出します。

エネルギー使用量＝輸送距離／燃費×単位発熱量

CO_2 排出量＝輸送距離／燃費×CO_2 排出係数

車両の燃費と輸送距離が把握できる場合に用います。
実測で燃費が把握できれば精度が高い算定法ですが、混載の場合には荷主別按分が必要となるため詳細なデータ把握が必要となります。

【改良トンキロ法】：配送車両の燃料別最大積載量別積載率からエネルギー使用量を算出します。

エネルギー使用量＝輸送トンキロ×改良トンキロ法燃料使用原単位×単位発熱量

CO_2 排出量＝輸送トンキロ×改良トンキロ法燃料使用原単位×CO_2 排出係数

トラックの最大積載量別積載率別の燃料使用原単位と、最大積載量別積載率別に細分化された輸送トンキロから算出します。この手法では積載率による原単位の違いを反映できます。
※ 改良トンキロ法は自動車（営業用トラック）に限定して採用される算定法です。

【従来トンキロ法】：配送車両の輸送量からエネルギー使用量を算出します。

エネルギー使用量＝輸送トンキロ×エネルギー使用原単位、または単位発熱量

CO_2 排出量＝輸送トンキロ×エネルギー使用原単位×CO_2 排出係数

自動車（トラック）/鉄道/船舶/航空機、すべての輸送モードに対応可能です。輸送量だけを使って算出します。日食協では、自動車（営業用トラック）には採用しないこととしています。

これら四種類の算定法において、エネルギー使用量を算定するために必要になるデータ項目とデータ取得者の関係は下表の通りです。

算定に用いるデータ項目	荷主		輸送事業者		データ項目と算定式の対応			
	実績値	推定値	実績値	推定値	燃料法	燃費法	改良トンキロ法	従来トンキロ法
燃料使用量	×	×	○	○	◎			
燃費	×	○	○	○		◎		
輸送重量	○	○	○	○			◎	◎
輸送距離	×	○	○	○		◎	◎	◎
積載率	×	○	○	○			◎	

しかしながら、自社の全算定範囲について、上記のデータ項目すべてを把握することが難しい場合もあります。それは、加工食品卸売業の業務が多岐に亘り、かつ複雑であるからです。そのような状況下で、配送委託業務を委託している輸送事業者からデータ提供を受けることは、極めて多くの労力を要する作業となります。
そこで、日食協では、加工食品卸売業として把握すべきデータ項目について統一ルールを作成したいと考えています。これについては、後述することと致します。

2. 加工食品卸売業に推奨されるエネルギー使用量算定法

前述の四種類のエネルギー使用量算定方法のうち、加工食品卸売業はどの算定法を採用したらよいのでしょうか。日食協では次の事項を参考にして下さい。

(1) 四種類の算定法はいずれも採用可です。
原則として、加工食品卸売業は四種類のエネルギー使用量算定法のどれを採用しても構いません。
二つ以上の算定法を採用しても結構です。
ただし、**「従来トンキロ法」については、鉄道、船舶、航空機の場合にのみ採用**して下さい。

(2) とはいえ、データの精度は重要です。
今後省エネ法はその規制が緩くなることはないと考えられます。また、将来的にカーボンフットプリントや排出量取引にも対応できるよう、可能な限り精度の高い算定方法を採用して下さい。

燃料法 ＞ 燃費法 ＞ 改良トンキロ法 ＞＞＞ 従来トンキロ法

(3) 配送業務を委託している輸送事業者との連携が重要です。
エネルギー使用量算定における荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配慮することが必要です。一方の当事者のみの意向に基づくものとならないよう、双方が十分な意思疎通を図り、算定方法を選択することが重要です。

3. 燃料法

(1) 主な適用対象

① 燃料使用量データの精度が確保できる場合

(2) 算定式

燃料法では、燃料使用量から直接エネルギー使用量を求めます。

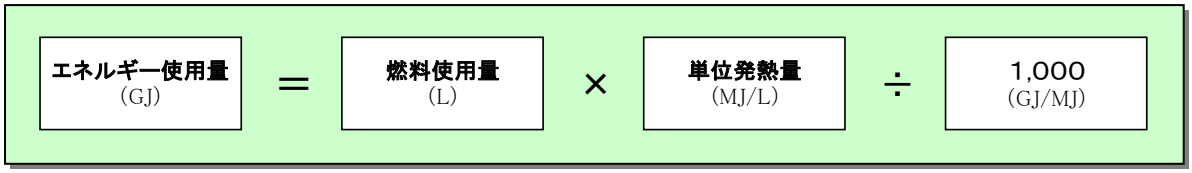

※ MJ(メガジュール)単位の数値をGJ(ギガジュール)単位にするために1000分の1にします。

※ 燃料使用量は燃料の種類(揮発油(ガソリン)、軽油、LPG、天然ガス 等)毎に把握して下さい。

(3) 燃料法で用いる燃料種類別単位発熱量、及び CO_2 排出係数

NO	燃料・電気の種類	単位	①単位発熱量	②排出係数 (kg-CO_2/MJ)	③CO_2 排出係数
1	ガソリン	L	34.6 MJ/ L	0.0671	2.32 kg-CO_2/ L
2	軽油	L	38.2 MJ/ L	0.0687	2.62 kg-CO_2/ L
3	A 重油	L	39.1 MJ/ L	0.0693	2.71 kg-CO_2/ L
4	B 重油	L	40.4 MJ/ L	0.0705	2.85 kg-CO_2/ L
5	C 重油	L	41.7 MJ/ L	0.0716	2.99 kg-CO_2/ L
6	液化天然ガス(LPG)	kg	50.2 MJ/kg	0.0598	3.00kg-CO_2/kg
7	ジェット燃料油	L	36.7 MJ/ L	0.0671	2.46 kg-CO_2/ L
8	灯油	L	36.7 MJ/ L	0.0679	2.49 kg-CO_2/ L
9	都市ガス(天然ガス)	Nm^3	41.1 MJ/Nm^3	0.0506	2.08 kg-CO_2/Nm^3

注意点1 ： 後述の「燃費法で用いる燃料種類別単位発熱量、及び CO_2 排出係数」と同じ表になります。

注意点2 ： 排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

出 典 1 ：【環境省ホームページ】

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_keisuu/keisuu.pdf

出 典 2 ：【資源エネルギー庁ホームページ】

http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/070531shien.xls

(4) データの入手方法

① 配送業務を輸送事業者に委託している場合

燃料使用量は荷主側では把握できないので、委託先の輸送事業者に燃料使用量データを測定、集計、提供してもらいます。

a) 傭車で専用利用する場合

1. 車両ごとに把握する場合

ア) 車載機等で燃料使用量を把握する。

イ) 燃料の購入伝票を収集し、燃料購入量(給油量)を燃料使用量とみなして集計する。

ウ) 契約ガススタンドで管理している給油データを利用する。

2. 車両全体で把握する場合(全体が自社の専用便の場合)

給油設備を自社で持ち、燃料タンクを自社で使用している場合、全体の燃料使用量を燃料購入量と燃料タンクの在庫変動から求めることもできます。

b) 傭車であるが1日毎、1区間毎等で荷主が変わる場合

1. 車載機等で自社向けに使用した時の燃料使用量が特定できる場合

自社向けの配送業務で使用した時の燃料使用量だけを輸送事業者に集計/提供してもらいます。

2. 1回の給油で走行する間に複数荷主の荷物を輸送した場合には、荷主ごとの走行距離等を用いて給油量を按分してもらいます。その場合、運行管理表や運行日報、配送日報などの記録が利用できます。

c) 共同配送等、混載の場合

傭車と同様に把握した後、荷主別按分が必要となります。原則として、按分により自社委託分を把握します。

→「第五章 加工食品卸売業としての運用ルールについて」内、「1. 荷主按分について」(P33)を参照願います。

② 自社車両での事業活動(実輸送)に伴うエネルギー使用量を把握する場合

上記「① 配送業務を輸送事業者に委託している場合」「a」 傭車で専用利用する場合」を参照して下さい。

4. 燃費法

(1) 主な適用対象

① 自社の貨物輸送に係る燃料使用量の把握はできないが、燃費実績値が把握できる場合

② 燃費値の向上を評価したい場合

(2) 算定式

燃費法では、燃費と輸送距離より燃料使用料を算出して、エネルギー使用量を求めます。

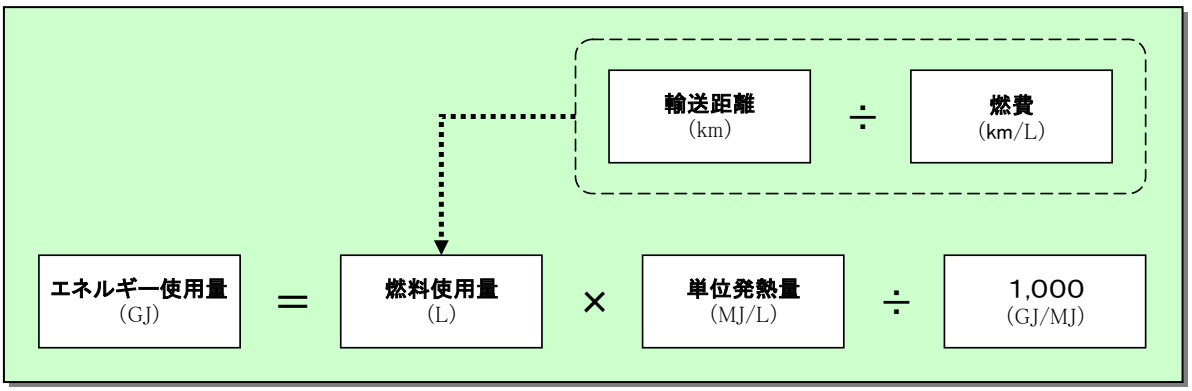

※ MJ(メガジュール)単位の数値を GJ(ギガジュール)単位にするために 1000 分の 1 にします。

※ 燃料使用量は燃料の種類(揮発油(ガソリン)、軽油、LPG、天然ガス 等)毎に把握して下さい。

(3) 燃費法で用いる燃料種類別単位発熱量、及び CO_2 排出係数

NO	燃料・電気の種類	単位	①単位発熱量	②排出係数 (kg-CO_2/MJ)	③CO_2 排出係数
1	ガソリン	L	34.6 MJ/ L	0.0671	2.32 kg-CO_2/ L
2	軽油	L	38.2 MJ/ L	0.0687	2.62 kg-CO_2/ L
3	A 重油	L	39.1 MJ/ L	0.0693	2.71 kg-CO_2/ L
4	B 重油	L	40.4 MJ/ L	0.0705	2.85 kg-CO_2/ L
5	C 重油	L	41.7 MJ/ L	0.0716	2.99 kg-CO_2/ L
6	液化天然ガス(LPG)	kg	50.2 MJ/kg	0.0598	3.00kg-CO_2/kg
7	ジェット燃料油	L	36.7 MJ/ L	0.0671	2.46 kg-CO_2/ L
8	灯油	L	36.7 MJ/ L	0.0679	2.49 kgCO_2/ L
9	都市ガス(天然ガス)	Nm^3	41.1 MJ/Nm^3	0.0506	2.08 kg-CO_2/Nm^3

注意点1 ： 前述の「燃料法で用いる燃料種類別単位発熱量、及び CO_2 排出係数」と同じ表になります。

注意点2 ： 排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

出 典 1 ：【環境省ホームページ】

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_keisuu/keisuu.pdf

出 典 2 ：【資源エネルギー庁ホームページ】

http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/070531shien.xls

(4) データの入手方法

① 配送業務を輸送事業者に委託している場合

燃費、輸送距離は荷主側では把握できないので、委託先の輸送事業者に燃費、輸送距離データを測定、集計、提供してもらいます。

a) 傭車を一定期間専用利用する場合

【燃費】

1. 車両ごとに把握する場合

ある一定の期間における燃料使用量や走行距離といった実測データをもとに、車両毎の燃費を把握します。

2. 車両全体(車種単位)で把握する場合

同じ車種単位毎に、ある一定の期間における燃料使用量や走行距離といった実測データをもとに、車両ごとの燃費を把握し、車種の燃費データを定めます。

※ 燃費実測データの入手が困難な場合は、下記の標準燃費(見なし値)データを用いることができます(ただし、CNG 車、ハイブリッド車は設定されていません)。

輸送の区分			燃費(km/ L)	
	燃料	最大積載量(kg)	事業用	自家用
自動車	揮発油 (ガソリン)	軽自動車	9.33	10.3
		～ 1,999	6.57	7.15
		2,000 以上	4.96	5.25
	軽油	～999	9.32	11.9
		1,000 ～1,999	6.19	7.34
		2,000 ～3,999	4.58	4.94
		4,000 ～5,999	3.79	3.96
		6,000 ～7,999	3.38	3.53
		8,000 ～9,999	3.09	3.23
		10,000～ 11,999	2.89	3.02
		12,000～ 16,999	2.62	2.74

※ この表は前述(P17)の別表第2「燃費データ(見なし値)」と同じ内容のものです。

【輸送距離】

ア) データ入手が可能な場合は実走行距離を用います。

イ) データ入手が難しい場合には、輸送計画上の距離を用います。

ウ) 輸送計画距離も把握できない場合は、輸送みなし距離(県庁所在地間等)を用います。

b) 傭車であるが、1日毎、1運行毎、または1区間毎で荷主が変わる場合

燃費、輸送距離とも、「a) 傭車を一定期間専用利用する場合」と同じです。

c) 共同輸配送等、混載の場合

「a」 傭車を一定期間専用利用する場合」と同様に総量を把握した後、荷主別按分が必要になります。親ベンダーは、輸送事業者から提供してもらったデータを按分する必要があります。

→「第五章 加工食品卸売業としての運用ルールについて」内、「1. 荷主按分について」(P33)を参照願います。

② 自社車両での事業活動(実輸送)に伴うエネルギー使用量を把握する場合

自社車両分は燃料購入費等による燃料使用量と走行メータ等による走行距離といった実測データから直接把握します。その場合、運行管理表や運行日報、配送日報等の記録が利用できます。

5. 改良トンキロ法

(1) 主な適用対象

① 燃料法や燃費法を利用することが難しい場合(輸送事業者からのデータ提供が難しい場合)

② 一般混載(路線便や廃棄物輸送含む)等

③ 積載率の向上等の効率を評価したい場合(ただし、加工食品卸売業では困難な場合が多い)

④ 自動車(トラック)のみが対象(他の輸送モードについては、従来トンキロ法を参照して下さい)。

(2) 算定式

改良トンキロ法では、輸送トンキロと燃料使用原単位、及び単位発熱量からエネルギー使用量を求めます。

輸送トンキロを算定するために、車種別の輸送重量と輸送距離の把握が必要となります。

燃料使用原単位は、使用車両の使用燃料と最大積載量(車種)が必要です。

また、燃料使用原単位は、使用車両の積載率により値が異なるので、積載率を把握して下さい。

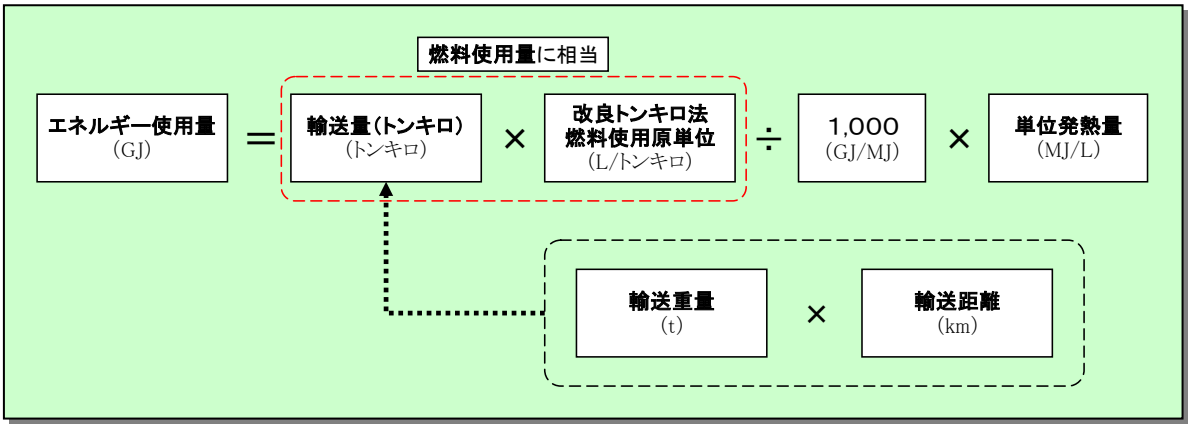

※ MJ(メガジュール)単位の数値を GJ(ギガジュール)単位にするために 1000 分の 1 にします。

※ 輸送量は燃料の種類(揮発油(ガソリン)、軽油)毎に把握して下さい。

※ 輸送量の把握については、「輸送量の計算方法」(P12)を参照願います。

(3) 改良トンキロ法で用いる燃料使用原単位、燃料種類別単位発熱量、及び CO_2 排出係数

① 燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量(トラック)

車種類	燃料	最大積載量		輸送トンキロ当たり燃料使用量(L/トンキロ)					
			中央値	10%	20%	40%	60%	80%	100%
軽・小型・普通貨物車	揮発油(ガソリン)	軽自動車	350	2.74	1.44	0.758	0.521	0.399	0.324
		～ 1,999	1,000	1.39	0.730	0.384	0.264	0.202	0.164
		2,000 以上	2,000	0.886	0.466	0.245	0.168	0.129	0.105
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	1.67	0.954	0.543	0.391	0.309	0.258
		1,000 ～1,999	1,500	0.816	0.465	0.265	0.191	0.151	0.126
		2,000 ～3,999	3,000	0.519	0.295	0.168	0.121	0.0958	0.0800
		4,000 ～5,999	5,000	0.371	0.212	0.120	0.0867	0.0686	0.0573
		6,000 ～7,999	7,000	0.298	0.170	0.0967	0.0696	0.0551	0.0459
		8,000 ～9,999	9,000	0.253	0.144	0.0820	0.0590	0.0467	0.0390
		10,000～11,999	11,000	0.222	0.126	0.0719	0.0518	0.0410	0.0342
		12,000～16,999	14,500	0.185	0.105	0.0601	0.0432	0.0342	0.0285

※ 改良トンキロ法燃料使用原単位とは、上表の燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量を指します。より正確にエネルギー使用量を求めるには、次ページの関数式に値を代入して原単位を算出します。

※　改良トンキロ法は自動車限定の算定方法なので、上表はガソリンと軽油のみが公表されています。

※　排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

〈ガ ソ リ ン 車〉　ln y=2.67 −0.927 ln (x/100) −0.648 ln z　（ log y = −0.927 log x + −0.648 log z + 2.67 ）

〈ディーゼル車〉　ln y=2.71 −0.812 ln (x/100) −0.654 ln z　（ log y = −0.812 log x + −0.654 log z + 2.71 ）

ただし、y: 輸送トンキロ当たり燃料使用量(l)、x: 積載率(%)、z: 最大積載量(kg)（有効数字2桁）。

なお、ln は自然対数。積載率 10%未満の場合は、積載率 10%の時の値を用います。表計算ソフトでは、

〈ガ ソ リ ン 車〉　=ROUND(EXP((−0.927)*LN(x)+(−0.648)*LN(z)+2.67),2)

〈ディーゼル車〉　=ROUND(EXP((−0.812)*LN(x)+(−0.654)*LN(z)+2.71),2)　　となります。

出 典　1　：【環境省ホームページ】
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_keisuu/keisuu.pdf

出 典　2　：【資源エネルギー庁ホームページ】
http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/070531shien.xls

※　積載率の把握が困難な場合には、次に示す最大積載量別に設定した平均積載率に基づく原単位を使用することができます。

車種類	燃料	最大積載量(kg)		輸送トンキロ当たり燃料使用量			
				平均積載率		原単位(L/トンキロ)	
			中央値	自家用	営業用	自家用	営業用
軽・小型・普通貨物車	揮発油（ガソリン）	軽自動車	350	10%	41%	2.74	0.741
		～1,999	1,000	10%	32%	1.39	0.472
		2,000 以上	2,000	24%	52%	0.394	0.192
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	10%	36%	1.67	0.592
		1,000～1,999	1,500	17%	42%	0.530	0.255
		2,000～3,999	3,000	39%	58%	0.172	0.124
		4,000～5,999	5,000	49%	62%	0.102	0.0844
		6,000～7,999	7,000			0.0820	0.0677
		8,000～9,999	9,000			0.0696	0.0575
		10,000～11,999	11,000			0.0610	0.0504
		12,000～16,999	14,500			0.0509	0.0421

※　排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

出 典　1　：貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成 18 年経済産業省告示第 66 号）　http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/060327c-14.pdf

② 燃料別単位発熱量

NO	燃料・電気の種類	単位	単位発熱量
1	揮発油（ガソリン）	L	34.6 MJ/ L
2	軽油	L	38.2 MJ/ L

※ 排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

出 典　1　：エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則　http://www.eccj.or.jp/law06/pdf/01_04.pdf

③ 燃料別輸送トンキロ当たり CO_2 排出係数

車種	燃料	最大積載量 (kg)	輸送トンキロ当たり CO_2 排出量(g－CO_2/t･km) 積載率(%)						関数式 (x＝積載率:小数)	※1
			10%	20%	40%	60%	80%	100%		空車
軽･小型･普通貨物車	揮発油(ガソリン)	軽貨物車	6,901	3,514	1,789	1,206	911	733	y＝733.17x^－0.9737	232
		～1,999	4,217	2,205	1,153	789	603	489	y＝489.01x^－0.9357	279
		2,000 以上	1,798	1,057	621	455	365	308	y＝307.75x^－0.7666	371
小型･普通貨物車	軽油	～1,999	2,975	1,579	838	579	445	363	y＝363.02x^－0.9135	315
		2,000～4,999	1,496	847	480	344	272	226	y＝226.36x^－0.8202	367
		5,000～8,999	758	447	264	194	156	131	y＝131.41x^－0.7613	472
		9,000～11,999	612	352	202	146	116	97	y＝97.31x^－0.7613	498
		12,000～16,999	478	277	161	117	93	78	y＝78.17x^－0.7864	525
		17,000 以上	238	141	83	61	49	41	y＝41.44x^－0.7592	656

※ 排出係数は毎年変化する可能性があるため最新のデータを確認して下さい。

出 典 1 ：【環境省ホームページ】
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_keisuu/keisuu.pdf

出 典 2 ：【資源エネルギー庁ホームページ】
http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/070531shien.xls

※ 燃料別輸送トンキロ当たり CO_2 排出係数とは、上表の輸送トンキロ当たり CO_2 排出量を指します。

※ 表内の数値はキロ当たり CO_2 排出原単位(g－CO_2/km)を指します。

※ 関数式のxに積載率を小数(10%＝0.1 以上)で代入すれば、より正確に CO_2 排出量を求められます。

※ 積載率 10%未満の場合は積載率 10%の時の値を用います。また、この表では空車の場合の排出原単位(※1)が設定されていますが、加工食品卸売業では帰り便時に物流資材回収業務があるため、空車部分はないものと致します。→「第五章「4. 運行範囲について(帰り便の取扱い)」(P42)を参照願います。

※ この原単位は一回の輸送での CO_2 排出量の大小関係を表すというより、積載率や最大積載量の違いによる傾向を表すものです。最大積載量が違うと一般に走行形態が違うことを含めた値となっています。

(3) データの入手方法

① データの把握について

各データのうち、使用車両に関わるデータ(使用燃料種類、最大積載量、輸送距離)については、輸送事業者から入手する必要があります。

なお、輸送重量は、荷物毎の重量については自ら把握可能なデータ(場合によっては輸送事業者に提供する必要がある)ですが、使用車両との関連(どの車種に載せられたか等)については輸送事業者から入手する必要があります。

a) 使用燃料種類、最大積載量の把握

貨物輸送に使用しているトラックの燃料種類、最大積載量を把握します。

一般的なトラックの使用燃料種類、最大積載量に該当する対象車両は以下の通りです。

車種	燃料	最大積載量(kg)	対象車両
軽･小型･普通貨物車	揮発油(ガソリン)	軽貨物車	軽貨物車
		～1,999	ライトバン、ルートバン、1 トン積トラック
		2,000 以上	2 トン積トラック
小型･普通貨物車	軽油	～1,999	ライトバン、ルートバン、1 トン積トラック
		2,000～4,999	2 トン積トラック、4 トン積トラック
		5,000～8,999	5.5 トン積トラック、7.5 トン積トラック
		9,000～11,999	10 トン積トラック、11 トン積トラック、1 個積通運トラック･トラクタ
		12,000～16,999	13 トン積トラック(車両総重量 25 トン)、2 個積通運トラック･トラクタ
		17,000 以上	国際海上コンテナ用トラクタ

b) 輸送重量(トン)の把握

1. 荷物毎の重量、発着地点が分かる場合
   - 実重量
   - 容積換算重量(荷物種類別換算／荷主一律換算)

   ※ これらのデータは荷主自ら把握が可能です。なお、輸送容積や個数で管理されている場合は、輸送容積単位または個数単位の輸送重量を求めて、輸送重量換算に変更して車種別輸送重量を算出します。

   容積単位あたり輸送重量(トン／m^3)×輸送容積(m^3)＝輸送重量(トン)
   商品1個あたり輸送重量(トン／個)×輸送個数(個)＝輸送重量(トン)

2. 使用する車両と車両毎の重量、発着地点がわかる場合
   - 最大積載量×平均積載率
   - 最大積載量

   ※ 貸切便のケースがあてはまります。輸送事業者から入手するデータです。なお、車両総重量や荷台重量の変化から積載重量を把握する場合(重量系やひずみゲージで測定した場合)には実測重量となり、最も望ましい方法となります。

3. 輸送途中で増減がある品目の貨物量を把握する場合

   ※ 輸送途中で増減がある品目の貨物量は輸送区間(トリップ)ごとの輸送重量の総和を輸送区間で除して稼動日ごとの輸送重量(トン)を算出します。これが困難な場合は、稼動日ごとの輸送中の平均積載輸送重量を輸送重量とします。

   輸送重量(トン)の総和／トリップ数＝輸送重量(トン)

c) 輸送距離

1. 荷物毎の重量、発着地点がわかる場合

   輸送事業者から入手するデータです。
   - 実輸送距離
   - 輸送計画距離(発着地点間道のり)
   - 輸送みなし距離(都道府県庁所在地間)

2. 使用する車両と車両毎の重量、発着地点がわかる場合

   「荷物毎の重量、発着地点がわかる場合」を参照して下さい。

3. 輸送経路が一定でない場合
   - 稼動日ごとの輸送距離を一定期間(週間あるいは月間等)集計して輸送距離とします。

※ 加工食品卸売業の行程では、空車部分がないので(P42 参照)、改良トンキロ法においては、復路(帰り便)の走行距離数も算定内と致します。
ただし、異なる荷主分の荷物を輸送するために回送する部分については、算定範囲外と致します。

6. 従来トンキロ法

(1) 主な適用対象

① 加工食品卸売業では、自動車(トラック)以外の輸送機関が対象となります。

つまり、「鉄道」「船舶」「航空機」による輸送に関して従来トンキロ法を採用することと致します。

(2) 算定式

従来トンキロ法では、輸送トンキロと輸送重量からエネルギー使用量を求めます。

輸送機関別に数値を算出します。

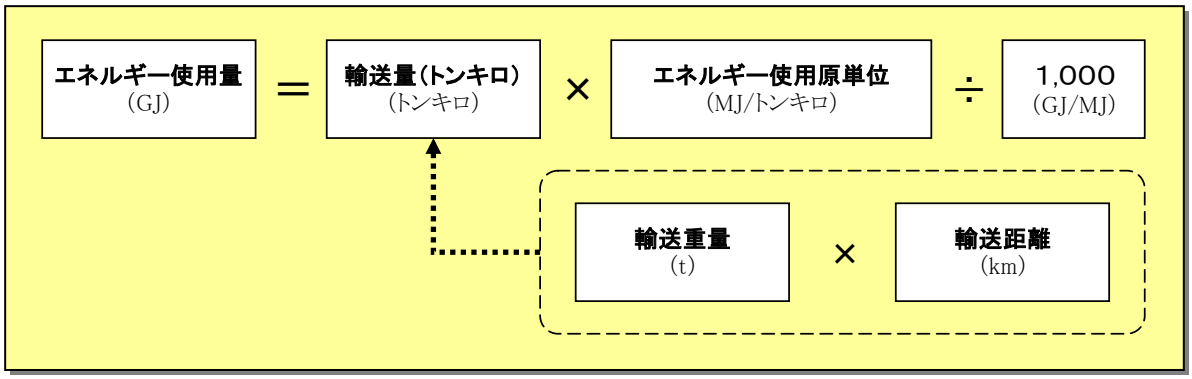

※ MJ(メガジュール)単位の数値をGJ(ギガジュール)単位にするために1000分の1にします。

※ 輸送量は燃料の種類(揮発油(ガソリン)、軽油)毎に把握して下さい。

※ 輸送量の把握については、「輸送量の計算方法」(P12)を参照願います。

(3) 従来トンキロ法で用いる燃料使用原単位

輸送機関	エネルギー使用原単位 (MJ/トンキロ)
鉄道	0.491
船舶	0.555
航空機	22.2

※ 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法(平成18年経済産業省告示第66号)を参考にした。 http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/060327c-14.pdf

※ 当表4は前述「第三章 改定省エネ法への対応手順」内にも掲載されております。それぞれ単位が異なりますが、示している数値は同一のものです。

(4) データの入手方法

① データの把握について

輸送重量データは自ら把握可能なデータです。

また、輸送距離データを把握できない場合は輸送事業者から提供してもらうことになります。

※ 加工食品卸売業では「鉄道」「船舶」「航空機」を使用することは比較的「まれ」であると思われます。輸送実態に合わせて、改良トンキロ法に準じたデータ管理をお願い致します。

第五章 加工食品卸売業としての運用ルール（運輸部門）について

各企業が前章に記載したエネルギー算定方法のいずれかを選択してエネルギー使用量を算出しても、用語の捉え方がさまざまであるため、結果的に算出した数値が大きく実態とずれるケースが見受けられます。
また、各企業が省エネ法関連データを提供して戴いている輸送事業者も把握できるデータの種類がさまざまであり、加工食品卸売業としてエネルギー使用量算定方法を統一することは極めて困難といえます。

そこで、日食協としてはエネルギー算定方法自体ではなく、各算定方法における詳細部分について一定の決まりごとを作成することに致しました。これにより同じエネルギー使用量算定方法を採用した場合、「同じ土俵の上で」数値を比較することが可能となります。
また、定期報告書や計画書等を作成するに当たり必要となる事項についても、加工食品卸売業としての統一見解を示すことと致しました。

【特定荷主企業の方へのお願い】

日食協では「環境自主行動計画」の活動結果として、省エネ法（運輸部門）対応の実績数値を一表にまとめ、管轄省庁である農林水産省に報告しております。

加工食品卸売業界としての数値把握手法の一貫性を保つため、特定荷主となる会員企業は、以下に記載する「加工食品卸売業としてのガイドラインの運用ルール」を順守願います。

※「第五章 加工食品卸売業としての運用ルールについて」の各章において、太二重線で囲まれた部分は、今般の加工食品卸売業界統一運用ルールを端的に表現したものです。この部分は最低限目を通して、理解しておいて下さい。

[参考] 輸送事業者からのデータ交換に係る覚書締結について

荷主企業が燃料法・燃費法でデータを取得するには、輸送事業者の協力が必須となります。
しかしながら、通常の輸送業務委託契約においては、その内容として「省エネ法関連データの測定、及び荷主企業に対する提供」という業務が含まれていないことが多いはずです。そこで、輸送事業者との間で省エネ法関連データの授受を行う際には、当事者間で事前に文書を取り交わすことが望まれます。なお、覚書締結については、「CO_2排出量関連データ交換の手引き」(概要編)(詳細編)の中で経済産業省が触れています。

日食協としては、省エネ法関連データ測定、及び提供の業務内容を付記して基本契約書を再締結することは避け、添付資料としてデータ交換の覚書を作成することを推奨致します。
なお、覚書の記載例については、下図の内容を参照願います。

二酸化炭素排出量関連データの授受に関する覚書(例)

＿＿＿＿＿＿(以下「甲」という)と＿＿＿＿＿＿(以下「乙」という)とは、甲乙間における二酸化炭素排出量関連データの授受を円滑にかつ合理的に実施するために次の通り覚書を締結する。

1. データ授受手順
   甲乙間のデータ授受手順は、別紙に定めるとおりとする。

2. 費用負担
   データ授受に伴う費用の負担は別紙に定めるとおりとする。

3. 基本契約との関係
   データ授受の対象となる委託輸送に関して甲乙間で締結した基本取引契約書と、この覚書に定めた事項との間に相違がある場合には、この覚書の定めが優先的効力を有するものとする。

4. 有効期限
   この覚書の有効期間は＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿年＿＿月＿＿日までとし、期間終了の3ヶ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申し出のない限り同一条件をもって更に＿＿年継続するものとし、事後も同様とする。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

(甲)
印
＿＿＿＿＿＿＿＿

(乙)
印
＿＿＿＿＿＿＿＿

※「CO_2排出量関連データ交換の手引き(詳細編)」より引用掲載

1. 荷主按分について

(1) 荷主按分とは

① 荷主按分はなぜ必要か

配送車両のエネルギー使用量は、燃料法で算定する場合は車両で使用した燃料使用量から、燃費法で算定する場合は走行距離と燃費値を乗じて算出された燃料使用量から把握しますが、複数の荷主が同一の車両に荷物を混載して輸送している場合には、関与した荷主間で燃料使用量（エネルギー使用量）の按分が必要となります。なぜなら、エネルギー使用量は車両全体としてしか求められないからです。

（例）加工食品卸売業では、特定小売業から共同配送を受託している場合に、
このような按分の必要があります。

② 荷主按分を行う主体

この按分は通常、輸送業務受託事業者が行うことになります。一般的には、小売業の共同配送センターの場合はセンター業務受託事業者（例：親ベンダー）がこれに当たります。

各荷主は、センター業務受託事業者が按分した燃料使用量（エネルギー使用量）の数値を入手することになります。

(2) 荷主按分の手法（一般論）

エネルギー使用量の按分は、以下で行うことになります。

① 輸送量（トンキロ数）による按分
② 輸送区間別輸送重量（トン）による按分
③ 輸送重量（トン）による按分
④ 輸送料金による按分
⑤ 取扱金額による按分　　等々

按分方法は上記のようにさまざまなものがありますが、センター業務受託事業者が異なる方法で按分したデータを複数の荷主が受け取った場合、荷主間のエネルギー使用量について不公平が生じることになりますので、センター業務受託事業者はすべての荷主企業に対して、同じ方法で按分したデータを提供しなければなりません。

(3) 按分を行う場合の注意点

按分は理論的には難しい概念ではありませんが、物流の現場で実行しようとすると、荷主と輸送事業者の連携が必要になります。特に、各々が固有に持っているデータのやり取り、及び算定手順に係わるルールづくりが重要となります。

次ページ以降は便宜上、加工食品卸売業で共配センター業務の受託事業者（荷主企業）を親ベンダー、それ以外の荷主企業を子ベンダーと呼ぶことと致します。

(4) 加工食品卸売業における按分ルール(現行ルール)

加工食品卸売業では、データ取得や按分が困難なセンター業務受託事業者については、当面数値算定のためのインフラが整うまで、荷主である各卸売業と小売業の了解を得たうえで、エネルギー使用量の全体算出(センターから各店舗までの数値把握)を行い、自らの数値として報告書に組み入れることと致します。

卸A(親ベンダー)
卸B(子ベンダー)
卸C(子ベンダー)

【条件】

ともに同じ重量とする

この配送により、1,000GJのエネルギーを使ったとする

このような共同配送を行う場合、本来は配送する商品は個単位であり、商品アイテム数も非常に多く、配送運行毎にその卸売業別重量比較を行うことは極めて困難でした。

→ これは、加工食品卸売業の共同配送の宿命でもあります。

そこで、加工食品卸売業では**すべてを親ベンダー**(この図では 卸A)の数値として報告することと致しました。したがって、

卸Aのエネルギー使用量 : **1,000 GJ**

卸Bのエネルギー使用量 : **0 GJ**

卸Cのエネルギー使用量 : **0 GJ**

実際に、配送業務の統制は卸Aのみが行うので、実態に則した算出法であると認識しています。

(5) 按分ルール設定の経緯

① 省エネ法対応初期段階(ガイドライン作成)

前述のように、共同配送における混載分のデータを荷主毎に按分することが、データの精度を向上させるために必要であると、加工食品卸売業は理解しています。

しかしその実現には、多大な労力が必要となります。

そこで、日食協は2006年3月度発行の「『改正省エネ法』への対応ガイドライン」の中で、前ページに記載している手法による報告を確認し、会員企業はこれを順守してきました。

② 運用ルールの検討

しかしながら日食協は、「親ベンダー一括計上は暫定的なものである」「さらに正確なデータ算出が必要である」と考え、共同配送における「荷主按分」を近い将来に実現すべく、按分に関する運用ルールの検討に入りました。「共同配送時の荷主按分」に関する骨子は以下の通りです。

a) 按分の比率は出荷金額を使用

按分するにあたって使用する係数は割合(比率)が正しく反映されることが最低条件です。
按分に使う比率としては、みなし重量、バラ個数、ケース数、出荷金額などを使うことが考えられますが、加工食品卸売業は重量データを持っていない場合が多いため、出荷金額を以って按分することと致します。

b) 按分の計算範囲

車両毎に区間別トンキロ按分を基本とした按分手法は最終的な手法であると考えますが、その実現の可能性を考えると極めてハードルが高く、時間が掛かるものと思われます。
また、実務上、限定的な部分で按分ができても有益な方法であるとは言えないため、
当面は物流センター単位で完結する方法を選択して下さい。

c) 按分の主体とその結果を受ける主体

按分は、物流センターを受託している親ベンダーが行い、按分した結果を子ベンダーに提供するものと致します。

d) 按分を行う期間

按分の結果は報告書の算定期間となるが、中間報告と最終の締めの報告を含めて、
年2回は行うことと致します。

e) 削減の取り組み

親ベンダーは、出荷金額を原単位にして5年間で年平均1%以上の改善を行うものとし、
子ベンダーは計画書には年平均1%改善として数値を計上することとして下さい。

③ 運用ルールの決定

日食協内ワーキンググループで討議した結果、2007年3月、共同配送における按分方法について次ページの通り運用ルールを決定し、努力目標として設定することと致しました。

a) 算出方法

按分は、「ある単位で集計されたエネルギー使用量」(物流センター単位)に対して、「荷主別の按分比率」(子ベンダーの該当物流センターの出荷金額÷該当センターの総出荷金額)を乗じることで、「荷主毎の燃料使用量」(子ベンダーの該当物流センターのエネルギー使用量)を算定します。つまり、

親ベンダーは、 報告書の算定期間(4 月～3 月)に併せて運営する共配センターの総エネルギー使用量と同一期間の総取扱高(商品通過額)を把握し、子ベンダーにもその実績を提供します。

子ベンダーは、 各共配センターにおける自社帳合商品出荷金額を事前に把握しておき、その自社帳合出荷金額を共配センターの総出荷金額で除して出荷金額按分比率を算出します。
その按分比率を該当共配センターの総エネルギー使用量に乗じ、自社分の該当物流センターのエネルギー使用量とします。

b) 親ベンダー企業のデータ取得に際しての注意点

「ある単位で集計されたエネルギー使用量」は、按分を行う上でのベース(総量)となるため、可能な限り正確に算定することが望まれます。その際、エネルギー使用量の収集は、実測に近ければ近いほど良く、期間も可能な限り短いほど良く、またデータの単位も細かいほど良いので、燃料法を採用することが望ましいと考えました。

④ 運用ルールの問題点の表出

前項のように、加工食品卸売業における共同配送分の新しいデータ按分方法(2007 年度)が決定したのですが、加工食品卸売業では現状でも初期の按分方法(2006 年度)を採用している企業がほとんどです。それは以下のような理由が潜在していたためです。

1. 得意先である小売業チェーンが総取扱高(総通過額)の開示を拒む場合は、子ベンダーに対して情報提供ができません。
   → 同一エリア内のライバルチェーンに自社の取扱規模を知られたくないために、総取扱高の卸売業への開示を拒む場合があります。
2. 自社内で按分を行う物流センターと行わない物流センターが混在する場合、集計作業が煩雑になってしまいます。
3. 日配・生鮮カテゴリーでは子ベンダーの数が非常に多いため、親ベンダーがすべての子ベンダーに対して関連数値を通知することは極めて困難です。
   → 親ベンダーは「子ベンダーから問合せがあれば応ずる」というスタンスにならざるを得ない
4. 特定荷主でない子ベンダーは、問い合わせしてこない場合がほとんどです。
   → 総エネルギー使用量が報告されないことになります。
5. 自社が子ベンダーとして共配に参加している場合、全ての共配センターの親ベンダーに数値の問合せができているか、確認(徹底)ができません。
6. 按分を行った場合には自社合計分の年間取扱高を把握する必要がありますが、非常に多くの共配センターの月別数値の集計負荷が過大となります。

結果、算定範囲内でのデータ報告漏れがなくなるため、親ベンダー企業が一括報告する方が省エネ法の趣旨に合致していると、日食協では考えております。

（参考資料）加工食品卸売業が目指す按分ルール

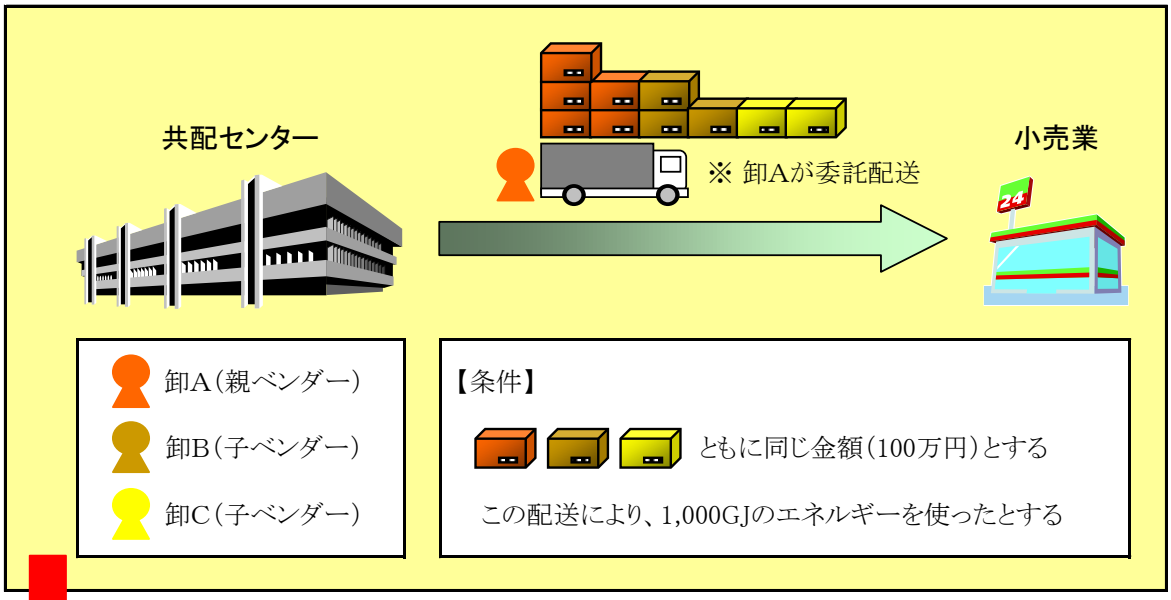

平成19年度運用ルールでは、このような共同配送を行う場合、出荷金額（通過額）ベースで按分を行うことと致しました。

○ 親ベンダーである卸Aの行うべきこと

1. この共同配送を行った際のエネルギー使用量を把握する。
   → 上記の場合、「1,000GJ」のエネルギー使用量を把握します。
   そして、この数値を卸B、卸Cに連絡します。
2. 共配センター取扱高は1,000万円 となることを把握します。
   この数値を子ベンダーである卸B、卸Cに連絡することが必要となります。
3. 卸Aは自社帳合の取扱高比率を求め、この共配センターの総エネルギー使用量を乗じて、自社分のエネルギー使用量を算出します。
   → 卸Aの取扱高比率は 500万円 ÷ 1,000万円 ＝ 50.0% ですので、
   卸Aのエネルギー使用量は 1,000GJ ×50.0% ＝ 500GJ になります。

○ 子ベンダーである卸B、卸Cの行うべきこと

1. 卸B、および卸Cは、親ベンダーである卸Aの連絡により、この共配センターの総取扱高が1,000万円、総エネルギー使用量が1,000GJであることが分かりました。
2. 卸B、卸Cは各々、この共配センターにおける自社帳合分の取扱高は分かっているので、自社分のエネルギー使用量を下記の数式より算出します。

【卸Bの場合】

卸Bの取扱高比率は 300万円 ÷ 1,000万円 ＝ 30.0% です。
卸Bのエネルギー使用量は 1,000GJ × 30.0% ＝ 300GJ になります。

【卸Cの場合】

卸Cの取扱高比率は 200万円 ÷ 1,000万円 ＝ 20.0% です。
卸Cのエネルギー使用量は 1,000GJ × 20.0% ＝ 200GJ になります。

2. エネルギーの使用に係る原単位について

日食協では、省エネ法（運輸部門）のエネルギーの使用に係る原単位（以下、原単位と記す）を「エネルギー使用量÷**商品取扱高**」と定めていますが、それ以外の原単位を設定している業界が少なくありません。
今後、省エネ法においては、加工食品卸売業界として「エネルギー使用量÷商品取扱高」以外の原単位を算出することが求められる可能性が大いにあります。
さらに、原単位を数多く設定すれば、環境の側面からさまざまな指標を算定できることとなり、会員企業の環境経営をより精緻なものにできることにつながります。
そこで、加工食品卸売業界として押さえておいた方がよいと考えられる原単位をご紹介致します。

【加工食品卸売業として省エネ法（運輸部門）の原単位に用いる数値】

(1) 原単位の分子となる数値
① エネルギー使用量（ただし、CO_2排出量も一緒に管理することは可）

(2) 原単位の分母となり得る数値（エネルギー使用の効率化に資する項目を基本とする）
① **商品取扱高（共配の場合等：他社帳合出荷金額を含む）**
② **商品取扱高**（＝倉出売上高：他社帳合出荷金額を含まない）
③ **総売上高（物販の倉出売上高＋直送売上高）**
④ 商品取扱個数、重量（他社帳合出荷個数を含む）
⑤ 商品取扱個数、重量（他社帳合出荷個数を含まない）
⑥ **輸送量（トンキロ数：見なし値も可）**
⑦ 配送距離
⑧ 配送車両数/配送車両延べ便数
※ 共配センターを設置している企業の場合は、定期報告書上では上記①と②を合算して報告することが求められています。

省エネ法（運輸部門）の原単位の分母にする値については、定期報告書に記載する際は各企業の判断に委ねますが、加工食品卸売業界としては平均値（二次データ）を算出するために、各企業とも「商品取扱高」、「総売上高」及び「輸送量（トンキロ数）」を分母とした原単位を三つとも算出/把握することと致します。

※ 「商品取扱高」を原単位分母にした理由は、日食協会員の某特定荷主企業が行ったデータ測定実験で、荷物重量に一番近い傾向を示したのが商品出荷金額であったためです。
※ 輸送量の把握が必要である理由については、次項を参照願います。

3. 輸送量(トンキロ数)の算出法について

(1) 輸送量(トンキロ数)を算出する理由

他業界では原単位の分母を輸送量(トンキロ数)としている事例が非常に多いようです。一方、加工食品卸売業界では、輸送量を実測値として把握していない企業が数多く見られます。

これは、省エネ法では、「貨物の輸送量届出書」以外には輸送量の報告が義務化されていないためと考えられます。

今後、省エネ法においては、加工食品卸売業としての輸送量を把握することが求められる可能性があります。

輸送量を継続的に把握していない企業は、下記の方法で算出して下さい。

(2) エネルギー使用量算定方法別の輸送量(トンキロ数)の把握方法

① 燃料法を用いている場合

a) 燃料法の算出数値から輸送量を算定する場合は、燃料使用量の数値を「積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量(トラック)」で除して求めます。

輸送トンキロ数(トン・km)
＝ 燃料使用量(L) ÷ 積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量原単位(L/トン・km)

b) 上記の算定式で用いる「積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量(トラック)」は、下表から該当する数値を使用願います。

車種	燃料	最大積載量(kg)	積載率が不明な場合			
			平均積載率		原単位(L/トン・km)	
			自家用	事業用	自家用	事業用
軽・小型・普通貨物車	揮発油(ガソリン)	軽貨物車	10%	41%	2.47	0.741
		～ 1999	10%	32%	1.39	0.472
		2000 以上	24%	52%	0.394	0.192
小型・普通貨物車	軽油	～ 999	10%	36%	1.67	0.592
		1,000 ～ 1,999	17%	42%	0.530	0.255
		2,000 ～ 3,999	39%	58%	0.172	0.124
		4,000 ～ 5,999	49%	62%	0.102	0.0844
		6,000 ～ 7,999	49%	62%	0.0820	0.0677
		8,000 ～ 9,999	49%	62%	0.0696	0.0575
		10,000 ～11,999	49%	62%	0.0610	0.0504
		12,000 ～16,999	49%	62%	0.0509	0.0421

※ 出典 ： 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法
(平成 18 年経済産業省告示第 66 号)

② 燃費法を用いている場合

a) 燃費法の算出数値から輸送量を算定する場合は、燃費値と走行距離から燃料使用量のみなし値が算出できます。このみなし値を「積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量（トラック）」で除して求めます。

輸送トンキロ数（トン・km）
＝ みなし燃料使用量（L） ÷ 積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量原単位（L/トン・km）
＝〔走行距離（km） ÷ 燃費値（km/L）〕÷ 積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量原単位（L/トン・km）

b) 上記の算定式で用いる「積載量が不明な場合の輸送トンキロ当たりの燃料使用量（トラック）」は、下表から該当する数値を使用願います。

車種	燃料	最大積載量(kg)	積載率が不明な場合			
			平均積載率		原単位(L/トン・km)	
			自家用	事業用	自家用	事業用
軽・小型・普通貨物車	揮発油（ガソリン）	軽貨物車	10%	41%	2.47	0.741
		～ 1999	10%	32%	1.39	0.472
		2000 以上	24%	52%	0.394	0.192
小型・普通貨物車	軽油	～ 999	10%	36%	1.67	0.592
		1,000 ～ 1,999	17%	42%	0.530	0.255
		2,000 ～ 3,999	39%	58%	0.172	0.124
		4,000 ～ 5,999	49%	62%	0.102	0.0844
		6,000 ～ 7,999	49%	62%	0.0820	0.0677
		8,000 ～ 9,999	49%	62%	0.0696	0.0575
		10,000 ～11,999	49%	62%	0.0610	0.0504
		12,000 ～16,999	49%	62%	0.0509	0.0421

※ 出典 ： 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成 18 年経済産業省告示第 66 号）

③ 改良トンキロ法を用いている場合

a) 改良トンキロ法で輸送量を算定する場合は輸送量は既に測定できていますので、その数値を使用します。

輸送トンキロ数（トン・km） ＝ 輸送重量（t） × 輸送距離〔km〕

④ 従来トンキロ法を用いている場合

a) 従来トンキロ法で輸送量を算定する場合も、改良トンキロ法と同様に輸送量は既に測定できていますので、その数値を使用します。

輸送トンキロ数(トン・km) ＝ 輸送重量(t) × 輸送距離〔km〕

※ 改良トンキロ法、従来トンキロ法において、輸送量を算出する際は、車両毎、運行毎等のできるだけ小さな単位で把握した輸送量を合計して下さい(理由については、P12 を参照願います)。

加工食品卸売業界では、エネルギー使用量算定をどの方法で行っていても、

輸送量(トンキロ数)を算出/把握することと致します。

加工食品卸売業として輸送量を算出する理由

① 特定荷主判断基準(年間輸送量:3,000 万トンキロ)を満たしているかを判断するため。

② 加工食品卸売業界以外(鉄鋼業界、電機業界等)では輸送量(トンキロ数)をエネルギー使用量原単位(前述)の分母として採用している場合が多く、業界別比較を行う際には当業界でもこの原単位が必要となるため。

4. 運行範囲について（帰り便の取扱い）

空車運行時のエネルギー使用量については、省エネ法では「各事業者の任意であり、空車部分の削減対策も報告に含めたい場合は、空車のエネルギー使用量を含めて算定しても良い」ことになっています。
加工食品卸売業は、空容器やコンテナ、カゴ台車等の回収業務を行っていること、また、帰り便の有効活用策として食品循環資源のリサイクル対応等も模索していることから、原則として、**帰り便は空車に該当しない**ことになります。したがって、加工食品卸売業の運行範囲には帰り便のエネルギー使用量を含めることと致します。
ただし、配送車両の車庫から配送センターへ回送する部分のエネルギー使用量は含めないことと致します。

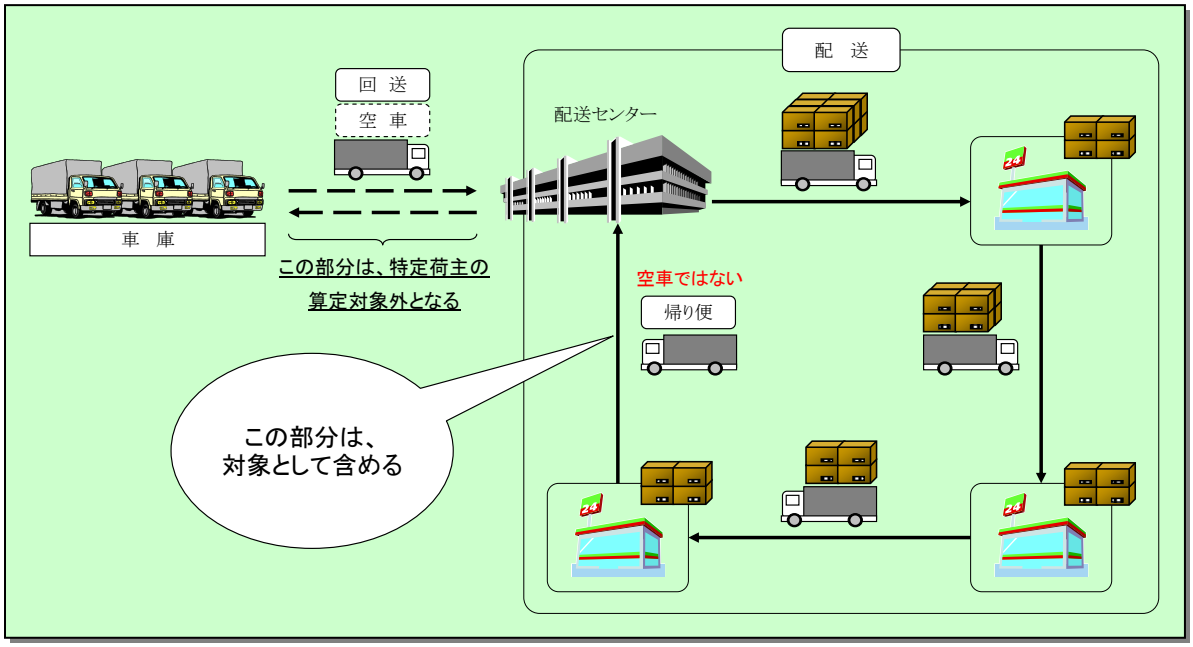

加工食品卸売業界では、配送車両の運行範囲として、

帰り便部分（納品後、配送センターまでの行程）を含めることと致します。

5. 輸送資材の考え方（輸送重量としてカウントするか）

加工食品卸売業は、輸送資材（カゴ台車など）を使用して配送業務を行う場合が多いようですが、この輸送資材の重量は、輸送重量に含めて測定することと致します。

つまり、

輸送重量 ＝ 荷物（配送する商品）の重量 ＋ 輸送資材の重量

ということになります。また、荷物の重量は、外箱（段ボール、ボール紙等）や包装資材の重量も含みます。

加工食品卸売業が使用する輸送資材としては、以下のような物があります。

パレット（木製、樹脂製ともに）、カゴ台車、カートラック、ドーリー、
オリコン、プラスチックコンテナ、パン/弁当用什器、
ストレッチフィルム、保冷カバー、荷締めバンド、ドライアイス、保冷剤　　等々

加工食品卸売業界では、輸送重量は、商品の重量に輸送資材の重量を加えたものを指すことと致します。

6. 定期報告書・計画書作成/提出に関する留意点

(1) 有効桁数ついて

① 有効桁数とは何か

省エネ法の定期報告書を作成する際には、「有効桁数」の理解が必要となります。「有効桁数」は普段の私たちの生活ではなかなか馴染みのない言葉です。軽油の量を測定する最小単位は、通常ミリリットルですが、物流業界の実務上ではリットルが標準的な範囲での最小単位となっています。

1 リットル	【1 桁の数量表示】
15 リットル	【2 桁の数量表示】
113 リットル	【3 桁の数量表示】
822 リットル	【3 桁の数量表示】
1,112 リットル	【4 桁の数量表示】
31,415 リットル	【5 桁の数量表示】

いま仮に、軽油 31,415 リットルを燃焼させたときに発生する二酸化炭素の量を算出する場合、軽油の二酸化炭素排出係数(2.62)を使用して乗算を行います。

二酸化炭素排出量($kg\text{-}CO_2$)＝31,415 (L) × 2.62($kg\text{-}CO_2/L$) ＝ 82,307.3($kg\text{-}CO_2$)

この場合軽油の数値の桁数は 5 桁ありますが、計算式内の二酸化炭素排出係数 2.62($kg\text{-}CO_2/L$)の桁数は 3 桁しかありません。したがって、「計算式中の桁数が 5 桁あっても計算結果としてその正確さが保証できるのは、先頭より 3 桁までとなる、すなわち、有効な数値として考えられる」というのが有効桁数の考え方です。上記の計算式の結果を有効桁数 3 桁で表した場合、二酸化炭素排出量は第 4 位を四捨五入して 82,300($kg\text{-}CO_2$)となります。

② 加工食品卸売業界としての有効桁数の使用方法について

省エネ法では、報告数値に有効桁数を使用して算出することが、半ば義務付けられているようです。しかし、有効桁数を乱用すると、報告数値の過大評価、または過小評価が懸念されます。

そこで、どの段階で有効桁数を使用すればよいのか、加工食品卸売業界として、次ページに示す通り、使用方法を統一することと致しました。

【加工食品卸売業界の省エネ法における有効桁数の使用ルール】

1. **省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の指定があった場合はそれに従って桁数を決定するが、特に指定のない場合は、有効桁数は 3 桁として表記する**
   → 省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の桁数指定がない場合は、4桁目を四捨五入することと致します。

2. **前年比や原単位等、小数点を含む数値には有効桁数を適用する**

3. **有効桁数は、実測値とエネルギー使用量には使用せず、CO_2 排出量のみに使用する**
   → 省エネ法は、エネルギー使用量の効率化を求めている法規制ですので、対象となる値は「エネルギー使用量」となります。エネルギー使用量算出のために実測した値（燃料使用量、走行距離、燃費値、貨物重量等）、及びその算出結果であるエネルギー使用量については有効桁数は適用せず、そのまま報告書に記載することと致します。

③ 有効桁数の使用方法

ex.1　省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の指定がある場合（例：4桁）
→ 有効桁数4桁を使用する

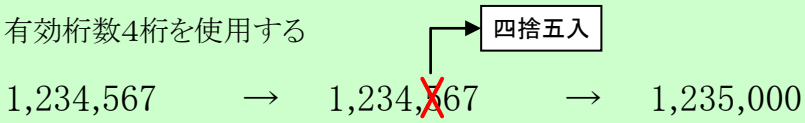

ex.2　省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の指定がない場合
→ 有効桁数3桁を使用する

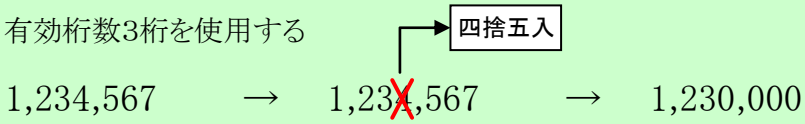

ex.3　省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の指定がある場合（例：4桁）
→ 有効桁数4桁を使用する

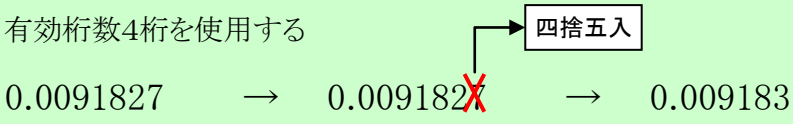

ex.4　省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の指定がない場合
→ 有効桁数3桁を使用する

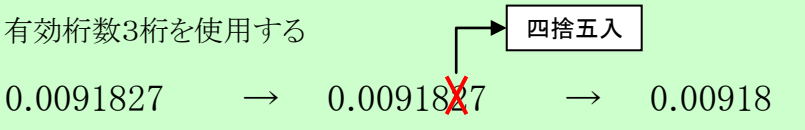

(2) 事業所管大臣とは誰を指すのか

① 加工食品卸売業の事業所管大臣

法令や政令、省令をはじめ、市販されている省エネ法に関するガイドラインやマニュアルに「事業所管大臣」「事業所管省庁」という言葉が数多く見られます。

日食協は農林水産省管轄の社団法人ですので、**基本的には日食協会員企業の事業所管省庁は農林水産省、事業所管大臣は農林水産大臣**ということになります。

② 酒類卸売業の事業所管大臣

日食協の会員企業の中には、酒類卸売業もあります。

この場合、**酒類卸売業の事業所管省庁は財務省、事業所管大臣は財務大臣である可能性**もありますので、確認が必要となります。

③ 定期報告書や計画書の提出先について(下図参照)

実際の提出先は、上記に該当する省庁の地方局長になります。

日食協会員企業の場合、以下の通り合計二通を提出して下さい。

a) 地域経済産業局長宛に一通提出

b) 地域農政局長宛、または地域国税局長宛に一通提出

※ 日食協からのお願い(日食協への報告について)

特定荷主の会員企業は、定期報告書と計画書の写しを日食協に提出してください。

日食協では各社の数値を業界数値として取りまとめ、農林水産省に報告致します。

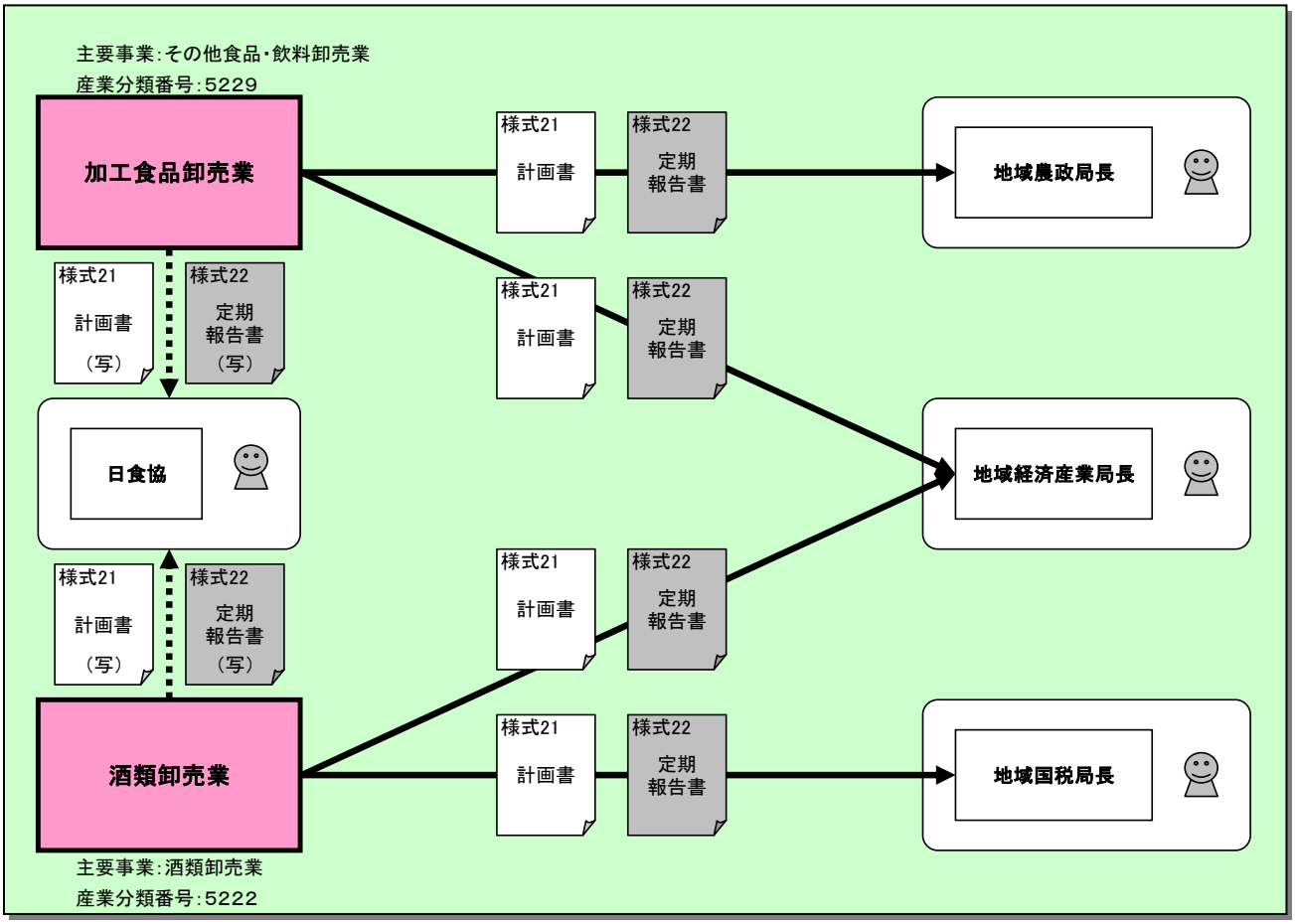

※ 事業所管大臣の確認は、次のホームページを参照願います（各事業所管大臣の所管事業一覧）。

【外為法の報告書様式および提出要領等のダウンロード：日本銀行】
URL ： http://www.boj.or.jp/type/form/tame/t_redown.htm#04

(3) 定期報告書・計画書に記載する番号について

① 特定荷主指定番号 **定期報告書** **計 画 書**

貨物の輸送量届出書（P14、及び P18 参照）を提出することにより、各地域の経済産業局長名で「特定荷主指定通知書」が送付されますが、その特定荷主指定通知書に記載されている「指定番号」がこれに当たります。
送付された特定荷主指定通知書は失くさないように保管しておいて下さい。
※ 右図のような文書です。

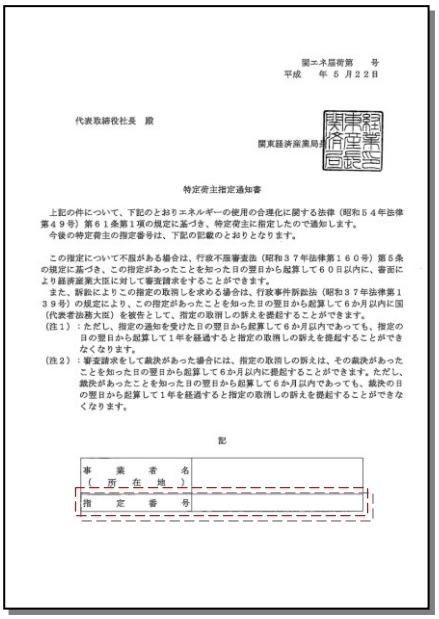
関ニネ届荷第　号
平成　年 5 月 22 日

代表取締役社長　殿

関東経済産業局長

特定荷主指定通知書

上記の件について、下記のとおりエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第６１条第１項の規定に基づき、特定荷主に指定したので通知します。
今後の特定荷主の指定番号は、下記の記載のとおりとなります。

この指定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第５条の規定に基づき、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。
また、訴訟によりこの指定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に国（代表者法務大臣）を被告として、指定の取消しの訴えを提起することができます。
（注１）：ただし、指定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、指定の日の翌日から起算して１年を経過すると指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
（注２）：審査請求をして裁決があった場合には、指定の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

事業者名
（所在地）
指定番号

② 特定排出者番号（特定排出者コード） **定期報告書**

事業所管大臣が事業者毎の温室効果ガスの排出量集計を行うために、一事業者にひとつずつ付番される「事業者コード」のようなものです。
この特定排出者番号は、特定排出者に該当しない事業者についても付番されているようです。
特定排出者番号は、環境省のホームページで検索できます。

【温室効果ガス排出量 － 算定・報告・公表制度について［特定排出者コード検索］（企業等）】
URL ： http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search/srch1.php

③ 主要事業（日本産業分類番号） **定期報告書** **計 画 書**

省エネ法の定期報告書・計画書に記載する「主要事業」の番号は、日本産業分類番号を記入します。2009 年 3 月現在、この日本産業分類番号は、**平成 19 年 11 月度改正のもの**を使用することになっております。
加工食品卸売業の産業分類番号は、基本的には、**「5229　その他の食料・飲料卸売業」**が該当します。ただし、会員企業の中には、酒類卸売業や菓子卸売業の企業もあると思われますので、確認が必要な場合があります。
なお、日本産業分類番号は、下記のサイトで確認願います。

【統計局ホームページ/日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）】
URL ： http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm

［まとめ］加工食品卸売業の省エネ法（運輸部門）運用ルール一覧

1. 荷主按分について（P33）

加工食品卸売業では、データ取得や按分が困難な物流センター受託事業者については、当面、数値算定のためのインフラが整うまで、荷主である各卸売業と小売業の了解を得たうえで、エネルギー使用量の全体算出（センターから各店舗までの数値把握）を行い、自らの数値として報告書に組み入れることと致します。

2. エネルギーの使用に係る原単位について（P38）

省エネ法（運輸部門）の原単位の分母にする値については、定期報告書に記載する際は各企業の判断に委ねますが、加工食品卸売業界としては平均値（二次データ）を算出するために、各企業とも「商品取扱高」、「総売上高」及び「輸送量（トンキロ数）」を分母とした原単位を算出/把握することと致します。

3. 輸送量（トンキロ数）算出法について（P39）

加工食品卸売業界では、エネルギー使用量算定をどの方法で行っていても、輸送量（トンキロ数）を算出/把握することと致します。（特定荷主判断基準の確認と他業界との比較のため）

4. 運行範囲について（帰り便の取扱い）（P42）

加工食品卸売業界では、配送車両の運行範囲として、帰り便部分（納品後、配送センターまでの行程）を含めることと致します。

5. 輸送資材の考え方（輸送重量としてカウントするか）（P43）

加工食品卸売業界では、輸送重量は、商品の重量に輸送資材の重量を加えたものを指すことと致します。

6. 定期報告書・計画書作成/提出に関する留意点（P44）

(1) 有効桁数について

加工食品卸売業界では、省エネ法の条文や細則、または施行規則等に有効桁数の桁数指定があった場合はそれに従いますが、特に指定のない場合は、有効桁数は3桁として表記することと致します。対象となる項目は前年比や原単位等小数点を含む数値、及び CO_2 排出量と致します。

(2) 事業所管大臣とは誰を指すのか

加工食品卸売業界の場合、事業所管大臣とは農林水産大臣を指します（一部の企業で財務大臣を指す場合があります）。

(3) 報告書に記載する番号について

加工食品卸売業界では、特定荷主企業は提出様式に特定荷主指定番号、特定排出者番号、主要事業コードを正確に記入致します。

第六章　省エネ法（運輸部門）に関する Q&A

1. 京都議定書との関係

【Q01－01】	京都議定書と省エネ法との関係について教えてほしい。
【A01－01】	京都議定書の発効に見られますように地球温暖化防止といった意識の高まりを受けて、今回改正されたと考えてよろしいと思います。 また、京都議定書第 5 条 1 項において「各国（批准国）が（二酸化炭素等温暖化ガス排出量・吸収量推計のための国内制度を 2006 年末までに整備すること）と記載されており、その整備の一環として「地球温暖化対策の推進に関する法律」（略称：温対法）が改正されておりますが、今回、改正省エネ法でエネルギー使用量の値を定期報告することで、温対法で義務付けられるエネルギー起源の二酸化炭素排出量の公表制度の報告に代えることができるとされております。 ※ 2006 年度版　日食協『改正省エネ法』への対応ガイドラインより引用

【Q01－02】	京都議定書では、2008 年から 2012 年の 5 年間が目標期間となっていますが、改正省エネ法もその 5 年間だけを考えて、計画や定期報告書等の作成を行えばよいのでしょうか。
【A01－02】	改正省エネ法については、京都議定書の約束期間後も継続されると考えてよいと思われます。 ※ 2006 年度版　日食協『改正省エネ法』への対応ガイドラインより引用

2. 対象範囲

【Q02－01】	当社は物流子会社で、貨物の所有権は親会社（または生産子会社）にあり、物流子会社は貨物の物流のみ担当しています。この場合、改正省エネ法の「荷主」に該当するのは親会社ということなのでしょうか。それとも子会社になるのでしょうか。
【A02－01】	改正省エネ法の「荷主」に該当するのは、一般的に、親会社にあると考えられます。改正省エネ法でエネルギー使用量算定の対象となるものは,原則として、①自社に所有権のある貨物に関わるエネルギー使用量、②自社が使用している輸送機関のエネルギー使用量の 2 つです。 ご質問の内容から判断して、御社の場合、①は該当しないと考えます。ただし、②については御社が所有されている輸送機関の量によって、特定輸送事業者になるか否かが分かれます。 例えば、トラックの台数を 200 台以上所有していると特定輸送事業者となり、改正省エネ法の対象になります。（ただし、親会社が改正省エネ法の対象となった場合、親会社が物流子会社にデータ提供等を依頼してくる可能性が高いと考えられます。その際には、輸送事業者との連携を踏まえ、双方で十分な意思疎通をはかり検討を進めることが必要だと考えられます。）

3. 算定期間

【Q03－01】	定期報告の対象期間について、経営年度の期間設定にもとづいて 1 月 1 日～12 月 31 日の期間でデータを把握し、報告しても良いでしょうか。
【A03－01】	法律において、輸送量（トンキロ）やエネルギー使用量等のデータ算定期間は「年度（4 月 1 日～3 月 31 日）」と定めています。

【Q03－02】	すべての荷主が特定荷主になるか分からない段階で輸送量(トンキロ)だけでなくエネルギー使用量を把握しなければならないのでしょうか。
【A03－02】	改正省エネ法はすべての荷主に省エネの努力義務を課しており、荷主企業は少なくとも自らのエネルギー使用量に関するデータの把握に努めていただく必要があります。 したがって、改正法が施行される平成 18 年 4 月 1 日から、輸送量(トンキロ)を把握するとともに、輸送量が特定荷主の裾切り基準(3,000 万トンキロ)を超えた場合に定期報告書を提出できるよう、エネルギー使用量(平成 18 年度実績)を算定するための最低限のデータを取得していただく必要があります。 ただし、輸送量(トンキロ)と代表的な車種だけが把握できていれば、最低限の報告をしていただけるようになっています。なお、以後の年度で特定荷主に達する場合も同様です。 ※ 2006 年度版 日食協『改正省エネ法』への対応ガイドラインより引用

4. 特定荷主の指定

1) 荷主指定の単位

【Q04－01】	荷主としての指定は事業者単位でしょうか、事業場単位でしょうか。 また、1 企業単位なのでしょうか、連結してグループ単位としても良いのでしょうか。
【A04－01】	省エネ法上の荷主規制はすべて事業者(法人・企業)単位です。グループ企業についても連結ベースではなく、分社・関連子会社は別に指定します。

2) 裾切り基準の判定

【Q04－02】	特定荷主はどのように指定されるのでしょうか。
【A04－02】	各荷主において年度の輸送量(トンキロ)を算定のうえ 3,000 万トンキロ以上の場合は自ら国(地方経済産業局の省エネ法担当課)に報告していただき、報告を受けた国が指定します。
【Q04－03】	エネルギー使用量を燃料法で算出していますが、輸送量(トンキロ)が求められないので、燃料法で求めたエネルギー使用量から換算してトンキロを求めてもよいでしょうか。
【A04－03】	政令において、特定荷主の裾切り基準はトン×キロで 3,000 万トンキロ以上と規定しています。 したがって、裾切り基準を超えない(特定荷主にならない)と判断する場合には、燃料法を採用した場合であってもトンキロを別途詳細に把握して、国から報告徴収または立入検査があった場合に根拠として提示できるようにして頂く必要があります。 但し、裾切り基準を超える(特定荷主に該当する)と判断する場合には、例外的に、燃料法を採用した部分について、燃料使用量をトンキロに換算しても構いません。 換算の方法としては、代表的なトラックの種類を想定し、みなし積載率を適用した場合の代表的なトンキロ当たりの燃料使用量を用いて燃料使用量から逆算することが考えられます。

3）燃料の種類

【Q04－04】	バイオ燃料を用いた場合には算定対象に含まれるのでしょうか。
【A04－04】	省エネ法は化石燃料の使用にともなうエネルギー使用を対象としているため、バイオエタノール、バイオディーゼル油等のバイオ起源の燃料である場合、その量についてはエネルギー使用量算定の範囲には含まれません。 例えば E3 の場合には、使用した燃料中に含まれるバイオ起源エタノールの量が算定対象の範囲外になります。 ※「E3」とは、バイオエタノールをガソリンに 3%混ぜたタイプのバイオ燃料のこと。

4）所有権の所在

【Q04－05】	貨物の所有者、輸送費の負担者、輸送の発注者、輸送の管理者が異なることがありますが誰が荷主になるのでしょうか。
【A04－05】	原則として貨物の所有者（所有権を有する範囲）と考えて下さい。ただし、輸送の管理を行っているものの所有権がない場合など、除外することで荷主としての省エネ措置を十分に講じることができないような場合には、業種業態ごとに共通にみとめられる実情を踏まえ、コスト負担範囲等の異なる基準を補完的に用いて報告を行うことができます。

【Q04－06】	貨物の輸送に係る輸送責任の所在は複雑、多様なため、荷主としての責任範囲を一律に所有権で仕切るのは難しいと思います。
【A04－06】	貨物の輸送に係る輸送責任の所在は複雑、多様なため、法律（民法第 401 条）及び契約によって明確化されている所有権の帰属によって荷主の責任範囲を仕切ることを原則としています。 所有権は財産の帰属を示すものですので、まずは契約関係を確認し、所有権の帰属主体を整理して下さい。契約上も所有権の所在が曖昧な場合は、売買契約において明文化するよう努めて下さい。但し、業種業態ごとに共通に認められる実情を踏まえ、補完的な考え方の整理ができる場合にはそれを採用しうることとします。

【Q04－07】	子会社の部門販売会社が荷主として製品の輸送を委託しておりますが、製造は当社で行っており、共同配送比率が高いため、親会社の輸送として一括してエネルギー使用量等を報告してもよろしいでしょうか。
【A04－07】	子会社の輸送分も親会社の算定範囲に含める（ダブルカウントする）ことは、グループ会社に共通に認められる事情として認めますので、その旨を定期報告書第1表の補足欄において説明して下さい。ただし、その場合も子会社の報告範囲を狭めることはできません（子会社の輸送が 3,000 万トンキロを超えた場合は単独で特定荷主となります）。

【Q04－08】	取扱商品の中に所有権のあるものとないものが混在しており、所有権のあるもののみ把握するのが困難です。
【A04－08】	このような場合には、所有権のないものも含めて算定しても構いません。 ただし算定の考え方について定期報告書の第 1 表の補足欄で説明するとともに、経年的に一貫した考え方として下さい。

【Q04－09】	下記のオークションの例において、車の所有者(①)、輸送事業者(②及び③)は荷主となるのでしょうか。また、オークション運営会社は商いの場として仲介しているだけなので、荷主にならないという判断でよろしいでしょうか。 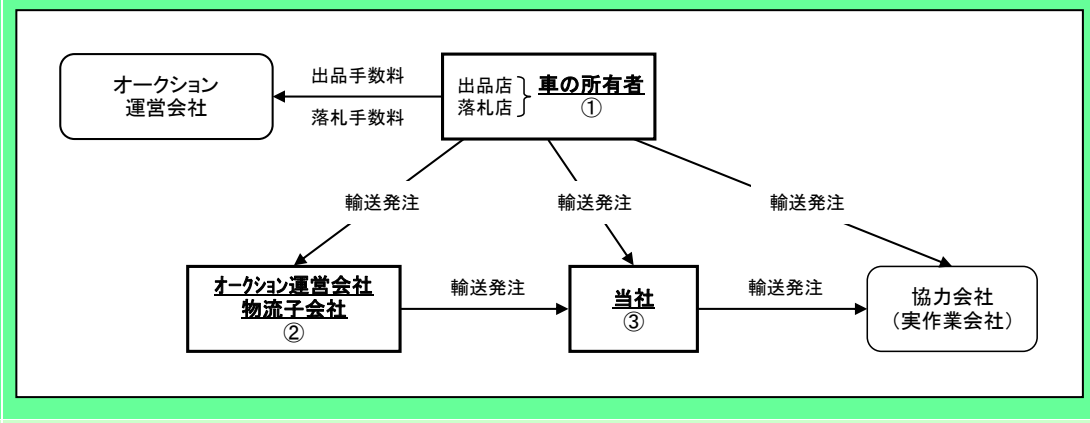
【A04－09】	所有権を有さないオークション運営会社は荷主ではありません。所有者たる出品者・落札者(①)が荷主となり、個人であれば省エネ法定期報告等の対象外となります。

【Q04－10】	自家輸送には物流子会社の輸送は含まれないと解釈してよいでしょうか。
【A04－10】	自家輸送は法人単位で自社の行う輸送のみを含みますので、物流子会社の輸送は含みません。

5) レンタル・リースの扱い

【Q04－11】	リースで使用しているものを輸送した場合には算定対象に含まれるのでしょうか。
【A04－11】	レンタルやリースで使用しているものには所有権はありませんが、所有物と同様に扱って貨物輸送を行っていると考えられますので、算定対象に含めて考えて下さい。

6) 物流拠点

【Q04－12】	製造工場内には配送センターが設置されていますが、当該センターのエネルギー使用量(主に電気)は、工場・事業場として報告し、荷主の輸送に関する報告からは除外するということでよろしいでしょうか。
【A04－12】	荷主としての貨物輸送に伴うエネルギー使用量のみが対象となっておりますので、物流拠点等工場・事業場でのエネルギー使用量は報告対象外です。

7) 継続的でない輸送

【Q04－13】	設備移転(引越し)など突発的に発生する輸送は省エネ法の荷主としての輸送に含まれるのでしょうか。
【A04－13】	継続的に発生しない輸送は省エネ法の荷主としての輸送の対象外となります。 ※ ただし、加工食品卸売業に散見される「緊急出荷」については対象と致します。

【Q04－14】	イベントの開催を業として行っており不定期で輸送先も変わりますが資材の輸送は必ず発生します。この場合、荷主としての輸送となるでしょうか。
【A04－14】	輸送自体が不定期で輸送先が毎回変わる場合であっても、事業活動に伴い継続的に発生する輸送であれば対象となります。

8) 対象外となる輸送形態

【Q04－15】	ベルトコンベア、索道（リフト、ロープウェイ含む）での輸送は荷主としての輸送の算定対象に含まれるでしょうか。
【A04－15】	トラック、鉄道、航空機、船舶以外の輸送機関による輸送は、省エネ法の荷主としての輸送には含まれません。
【Q04－16】	工場内・事業所内でトラックや鉄道輸送している部分は荷主としての輸送に含まれるのでしょうか。
【A04－16】	工場内・事業所内の輸送は構内輸送として工場・事業場のエネルギー使用量にカウントしますので、原則として荷主の算定対象には含まれません。構内輸送と荷主としての輸送の区分については、漏れなく重複がないこと、経年的に一貫していることに留意したうえで、事業者が自ら定義して下さい。 ただし、貨物輸送として構内輸送も一体的に管理されている場合には構内輸送も含めて荷主としての輸送に含めることもできます。
【Q04－17】	自動車を自走して納入した場合には算定対象に含まれるのでしょうか。
【A04－17】	この場合は自動車自体が貨物と考え、算定対象範囲に含めて下さい。
【Q04－18】	シャトル便で人の輸送を行っている場合、荷主としての輸送に含まれるのでしょうか。
【A04－18】	人の輸送（旅客輸送）は荷主としての輸送の対象外となります。
【Q04－19】	社員がパソコンを携帯して移動することがありますが、これは荷主としての貨物輸送に含まれるのでしょうか。
【A04－19】	手荷物の輸送は旅客輸送の一部とみなしますので、荷主としての輸送の対象外となります。

9) 包装資材の取扱

【Q04－20】	包装資材の輸送は荷主としての輸送の算定対象に含まれるでしょうか。
【A04－20】	段ボール、パレット、コンテナ等の包装資材・梱包資材の扱いについては、ケースバイケースで判断して下さい。 一般的に、輸送用機械器具の一部とみなせる場合は算定対象外になります。また、貨物重量に含めて把握することが難しい場合は、小規模であれば省略しうることとします。 ※ 加工食品卸売業では、「第五章 加工食品卸売業としての運用ルール（運輸部門）について」内、「4. 運行範囲について（帰り便の取扱い）」（P42）に記載の通り、包装資材を運ぶ帰り　便の部分は輸送の算定対象に含まれることとしております。
【Q04－21】	容器回収輸送はどのように扱ったらよいでしょうか。
【A04－21】	例えば、きわめて構成比が低く、実際上製品の顧客への出荷時にトラックの空いたスペースに積んで持って帰る程度であれば省略し、容器のみまとめて社内倉庫間で移動する場合等は報告に含め るという考え方があり得ます。

10) 特殊な輸送形態について

【Q04－22】	製造委託を行っている貨物の輸送も省エネ法の対象に含まれるのでしょうか。
【A04－22】	製造委託については、所有権の所在という指標では「自らの貨物」か否かを判断しがたい特殊な事情があります。このため、製造委託元が貨物の保管、輸送等の管理を行っておらず、製造委託元が輸送事業者（利用運送含む）への貨物輸送の委託の直接的な当事者ではないような場合は、取引の実態に照らし、省エネ法上は製造委託先企業の貨物とみなし、製造委託先側が「自らの貨物」として把握することにします。 ただし、逆に、自社が製造委託先となっている場合、所有権がない貨物についても算定範囲に含める必要があります。その際、製造委託元に対しては「製造委託先であるものの自社の省エネ法報告範囲とする」旨を伝達して下さい。
【Q04－23】	ミルクランで製造部品を集荷する場合、出荷側と集荷側のどちらの算定範囲に入るのでしょうか。
【A04－23】	契約上の所有権移転時期を確認して下さい。契約で特に定められていない場合、不特定物の所有権は目的物（売買対象物）を特定した段階（この場合、集荷して引き取った段階）で移転していると考えられるため、集荷を行った側で算定することとなります。 ミルクランにより所有権範囲が広がり、見かけ上のエネルギー使用量が増える場合がありますが、定期報告書第６表、第８表等においてその旨説明して下さい。
【Q04－24】	保守部品をライトバンで運んで移動することがあります。この場合、荷主としての算定範囲に入るのでしょうか。
【A04－24】	自家用の軽貨物車（ライトバン等）での輸送についても、所有権を有する保守部品の輸送であれば、対象に含まれます。各地を巡回しており発着地点が明確でない場合でも、自家用トラックであれば燃料使用量を把握できると思われます。 なお、点検スタッフが手荷物として保守部品を積んでライトバンで移動する場合も貨物輸送にあたり、荷主としての輸送の対象に含まれます。
【Q04－25】	返品輸送の場合には発送側と受け取り側のどちらの輸送とみなすのでしょうか。
【A04－25】	物品の所有権の移転箇所（引渡し箇所）で判断して下さい。
【Q04－26】	通信販売で発送前に決済が済んでいる場合には所有権が移転済みとして算定対象から除外してよいでしょうか。
【A04－26】	通信販売の場合は送付債務にあたり、通常は、実際に商品を送付して通販の購買者が受け取った時点で所有権が移転すると考えられるため、決済の時期に関わらず販売側で算定する必要があります。ただし、別途取り決めがある場合はそれに従って下さい。

11) 廃棄物輸送

【Q04－27】	廃棄物輸送も算定対象範囲に含まれるのでしょうか。
【A04－27】	無主物である廃棄物については廃棄物処理法の前提とされている「排出者責任」の考え方を重視し、産業廃棄物の輸送は排出事業者の責任範囲として含むこととしています。リサイクルにより輸送距離が増加することなどにより増エネルギーとなる場合がありますが、その点については定期報告 書第 6 表に記載して下さい。なお、産業廃棄物の輸送量については、廃棄物マニフェストをもとに把握に努めて下さい。
【Q04－28】	一般廃棄物は算定対象範囲に含まれますか。
【A04－28】	一般廃棄物の排出者責任は自治体（市町村）が負うものであり、自治体が荷主として算定するため、排出事業者の算定対象範囲には含まれません。
【Q04－29】	産業廃棄物を敷地内で有償で引き渡した場合は算定対象範囲に含まれますか。
【A04－29】	産業廃棄物であっても敷地内で有償で引き渡した場合には引き渡し時点で所有権が移転すると想定されるため、算定対象範囲には含まれません。
【Q04－30】	産業廃棄物は中間処理施設までの輸送を把握すればよいのでしょうか。
【A04－30】	原則としては最終処分場までですが、実際には全ての行程を排出事業者が把握するのが困難です。 このため、産業廃棄物の処理委託の直接的な当事者となる範囲（一次運搬先まで）については原則として把握するものの、二次マニフェストが発行され、収集運搬業者への廃棄物輸送の委託の直接的な当事者ではなく、輸送形態（トラックの種別等）や着地点等を指定できない（把握できない）ため算定が困難である場合には算定範囲から除外することができます。

12) 空車の取扱

【Q04－31】	空車部分は算定するのでしょうか。
【A04－31】	空車は算定対象外です。 ただし空車部分を除外するのが難しい場合、空荷輸送分の削減努力を評価したい場合には、除外しないこととしても構いません。その場合には算定の考え方について定期報告書の第 1 表などの補足で注釈を記載するとともに経年的に一貫した考え方として下さい。 ※「第五章 加工食品卸売業としての運用ルールについて」内、「4. 運行範囲について（帰り便の取扱い）」（P42）も参照願います。

13) 小規模輸送

【Q04－32】	会社内の工場間等の書類送付に郵便や宅配便を活用していますが、これも算定しなければならないのでしょうか。
【A04－32】	原則として算定対象に含まれます。ただし、全体の輸送量との対比において十分小さく小規模輸送とみなせる場合には簡易的な計算または省略を行うことができます。

【Q04－33】	毎日小規模で 1 事業所から 3,000 個/日、1 個 5kg を全国に発送というような場合、算定対象とすべきなのでしょうか。
【A04－33】	輸送の単位が小さいから対象外ということではなく、足し上げた全体量（輸送重量、輸送トンキロ、エネルギー使用量）の比率で見て下さい。1 単位は小さくてもそれが大量にある場合には把握する必要があります。 ただし、1 個ずつ算定するのは現実的ではありませんので、都道府県別の発着表を作るなど、ある程度のみなし算定を行って下さい。

14）国内輸送の範囲

【Q04－34】	定期報告する範囲は国内輸送のみでしょうか。判断基準を見ると国際輸送についても言及しています。
【A04－34】	省エネ法の規制対象は国内で発着する輸送のみですので、税関より先のいわゆる国際輸送については定期報告書のエネルギー使用量算定の対象範囲外です。 ただし、判断基準には努力目標として示しており、その他の取り組みとして定期報告書第 8 表に記載することはできます。

【Q04－35】	輸入品の場合どこからの輸送が対象でしょうか。輸出品についてもどこまでの輸送が対象でしょうか。
【A04－35】	輸入品の場合は通関した場所から、輸出品については通関した場所までの国内輸送が算定対象となります。輸入にあたり通関前に船舶が複数港を立ち寄るような場合や、通関をせずに内航フィーダー輸送を行う場合、その国内港間の輸送は対象範囲外です。また輸出にあたっても、内地で通関手続後に港まで輸送を行う場合、その国内輸送は対象範囲外です。

15）年度毎の変更

【Q04－36】	初年度の報告後に所有権範囲に変更があった場合、次年度から算定範囲を変更することはできるのでしょうか。
【A04－36】	事業内容や契約条件の変更等により所有権の範囲が変更されたときは、速やかに次年度から算定範囲を変更して下さい。

【Q04－37】	本来算定範囲に含まれるべきものについて、ある年度から追加的に把握できるようになった場合、当該年度から算定範囲を変更することはできるのでしょうか。また、前年度の報告を修正することはできるのでしょうか。
【A04－37】	把握できるようになり次第、速やかに算入して下さい。但しその際、過去に遡ってエネルギー使用量等を修正することはできません。

5. 算定手法

1）算定手法の適用方法

【Q05－01】	複数の算定方法を組み合わせてエネルギー使用量を算定することはできるのでしょうか。
【A05－01】	貨物の区分により採用できる算定方法は異なるはずですので、組み合わせて算定していただくことができます。その場合は算定方法によって異なる ID を設定して下さい。

【Q05－02】	エネルギー使用量の算定方法を前年度と変えることはできるのでしょうか。
【A05－02】	より精度の高い算定方法に変えること(トンキロ法→燃費法→燃料法)は可能です。 その場合、算定方法を変えた事実を定期報告書第 1 表の補足欄に記載して下さい。

【Q05－03】	算定手法の精度低下が不可避な場合はどうしたらいいでしょうか。
【A05－03】	例えば、輸送委託先の変更等の理由で、前年度まで燃料法で算定が可能だった区間がトンキロ法でしか算定できなくなる場合など、算定方法の精度低下が不可避な場合には、その理由を定期報告書第 1 表の補足欄に記載して下さい。

【Q05－04】	エネルギー使用量の算定方法を前年度と変えた場合はどのように ID を設定すればよいでしょうか。
【A05－04】	ある ID の一部の区間の算定方法を変えることになった場合には、変えない区間について従来と同じ ID を付け、変えた区間について新たに ID を付けて下さい。なお、貨物輸送の模式図(算定範囲図)には、どの区間の算定方法を変えたのかが分かるように記入して下さい。

2) 燃料法、燃費法

【Q05－05】	複数荷主の混載(共同輸送)の場合には按分が必要とのことですが、路線便や宅配便の場合も必要なのでしょうか。
【A05－05】	燃料法や燃費法で算定する場合は、その輸送全体のエネルギー使用量を算出したうえで、各荷主の所有権を有する範囲で貨物を分類し、トンキロ等の指標で按分する必要があります。 トンキロ法を採用した場合は各事業者の発送した貨物のトン×キロをもとにエネルギー使用量を算出するので按分は不要です。

3) 改良トンキロ法

【Q05－06】	改良トンキロ法の適用方法について伺います。通常、集荷－幹線－配送とトラックを変更しつつ輸送が行われますが、それぞれ最大積載量と積載率を考慮して算定するのでしょうか。
【A05－06】	原則として、集荷、幹線、配送それぞれ通常利用するトラックを想定して算定して下さい。 しかし、それが困難でありかつ全体に占める割合が小さい場合には、両端のトラック輸送の比率をサンプリング調査により推定する、合計輸送距離を主たる輸送手段単独の輸送とみなすなど、簡易的なみなし計算を行うことができます。

4) その他の手法

【Q05－07】	エネルギー使用量算定にあたり、細部にわたってすべてを燃料法、燃費法、トンキロ法で網羅することは困難です。このため、一部は売上等の実績で輸送量・エネルギー使用量を推算してもよいでしょうか。
【A05－07】	定期報告にあたっては、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを用いて下さい。 ただし、サンプリング調査や拡大推計、小規模輸送の場合には金額からトンキロに換算するなどの簡易的な方法を適用することが考えられます。

6. データ把握方法

1) 距離

【Q06－01】	燃費法、トンキロ法において、実輸送距離が分からない場合はどうするのでしょうか。
【A06－01】	個別貨物ごとの輸送距離が正確に把握できない場合、貨物の推定輸送距離として、代表的な発地点と代表的な着地点の距離、難しければ都道府県所在地点間距離などを利用してみなし値を置いて下さい。
【Q06－02】	鉄道や船舶の場合の距離はどのように把握すればよいのでしょうか。
【A06－02】	鉄道の輸送距離は路線距離を把握するようにして下さい。船舶や航空機の場合も同様です。
【Q06－03】	改良トンキロ法を用いる場合、輸送距離については、運賃表（タリフ）で示された距離の値を用いて算定してもよいでしょうか。また、タリフを用いても輸送距離を 100％把握することは難しいため、一部を運賃比率などで割り返す方法で行ってもよいでしょうか。
【A06－03】	運賃表（タリフ）で示された距離を用いても構いませんが、それでも把握できないものについては、輸送形態が運賃表（タリフ）で契約している輸送と同等か、サンプリング調査で距離と運賃の関係を求めた場合も同等の結果となるか等を踏まえて算定して下さい。

2) 重量

【Q06－04】	貨物の量を貨物重量ではなく貨物体積で把握しているため、貨物重量はわかりません。
【A06－04】	貨物体積から見なし貨物重量を計算する換算係数を用いて計算して下さい。なお、換算係数は一律に決められるものではなく、できるだけ貨物の種類を踏まえて実態に基づき個々に設定するのが望ましいと言えます。

3) 積載率

【Q06－05】	積載率は重量ベースで把握することになるのでしょうか。 例えば 10t 車に満載でも 8t しか積載していなければ 80％でしょうか。
【A06－05】	積載率は重量ベースで把握して下さい。裾切り基準（特定荷主）の判断、定期報告時の輸送トンキロやエネルギー使用量の把握に当たって用いる積載量も車両の最大積載量ではなく実際の積載重量を基に把握して下さい。
【Q06－06】	改良トンキロ法を利用する予定ですが、積載率が 10％未満となっています。 積載率はそのまま当てはめてよいのでしょうか。
【A06－06】	10％未満の場合は 10％として算定して下さい。 なお、100％超は過積載となりますので注意して下さい。

4) トンキロ当たり燃料使用量

【Q06－07】	最大積載量 20t の車両を使っておりますが、この場合でも関数式に最大積載量をあてはめてトンキロ当たり燃料使用量を求めてよいのでしょうか。
【A06－07】	関数式に最大積載量をあてはめてトンキロ当たり燃料使用量を求めても構いませんが、改良トンキロ法の原単位は最大積載量 17t未満のデータに基づき設定されているため、実態を反映するよう 17t以上の大型車両については燃費法等で実測により把握するのが望ましいと言えます。

5）燃費

【Q06－08】	CNG トラック等、燃費法や改良トンキロ法に標準値がない種類のトラックの燃費、原単位についてはどのように算定すればよいのでしょうか。
【A06－08】	燃料法であればトラックの種類による違いが忠実に反映されるので、燃料法の利用を推奨します。燃費法、改良トンキロ法で算定する場合には、ロジスティクス分野における CO_2 排出量算定方法共同ガイドライン（http://www.enecho.meti.go.jp/policy/kyodo.htm）等も参照のうえ、実測等による確からしい燃費、原単位を用いることができます。 また、このようなみなし値以外の燃費、原単位を使った場合、その旨定期報告書の付表 2、3 に明記して下さい（またこのような原単位の根拠データを示すことができる体制を整えておくことが必要となります）。
【Q06－09】	船舶の燃費として時間当たりの燃料消費率を用いても良いでしょうか。
【A06－09】	一般的に自動車の場合には燃費として燃料使用量当たりの走行距離（km/L）またはその逆数を用いると思いますが、輸送機関ごとに用いられている燃料消費率（時間当たりの燃料消費率（L/h）など）を利用しても構いません。

6）車種等の輸送手段の種類

【Q06－10】	改良トンキロ法を利用する予定ですが、乗用車で貨物を輸送していることがあります。 この場合にはどのように算定したらよいのでしょうか。
【A06－10】	定期的に利用し量が無視できない場合には軽トラックの数値で代替して下さい。
【Q06－11】	利用しているトラックの区分が分かりません。どのように設定すればよいでしょうか。
【A06－11】	まずは輸送事業者に確認して下さい。 不明な場合は輸送形態（例えば集荷、配送、地域内輸送、地域間幹線輸送、特積み、鉄道の末端輸送、輸出商品の港湾への輸送等）ごとに代表的な車種を把握し、算定して下さい。
【Q06－12】	輸送事業者がどのような輸送機関を用いて輸送しているかが全く不明です。輸送方法をどのように捉えたらよいでしょうか。
【A06－12】	まずは輸送事業者に確認して下さい。輸送機関などが全く不明な場合には、発地点あるいは着地点で把握できたトラックで全行程を輸送したものとみなして下さい。

7）小規模輸送

【Q06－13】	小口輸送が中心で商品数が膨大なため、通常重量は把握しておらず重量の把握が困難です。
【A06－13】	商品を輸送する際の単位（ダンボールなど）の容積と数がわかる場合にはそこからみなし重量を換算して下さい。そのようなデータがない場合には個別の商品の数と容積、トラックの台数と 1 台あたりの平均積載重量から把握することもできます。
【Q06－14】	郵便、宅配便についても把握することを考えておりますが、重量、輸送距離の把握が困難です。
【A06－14】	郵便や宅配便が全体量（輸送トンキロ、エネルギー使用量）に占める割合が大きくないと仮定した場合、輸送料金から貨物重量、輸送トンキロを料金表やサンプリング調査を基に逆算して把握することが考えられます。また、輸送距離についてはサンプリング調査を基に把握することが考えられます。

8）燃料使用量

【Q06－15】	自家輸送、専用車による輸送について、保有車両（専用車両）の燃料使用量の合計とみなしてよいでしょうか。
【A06－15】	輸送量（トンキロ）については特定荷主を判断する裾切り基準ともなる重要な指標であり、把握が難しい場合には見なし計算等によって算定して下さい。荷主の立場からの自家輸送（専用車両）への委託輸送のエネルギー使用量については、保有車両（専用車両）の燃料使用量の合計とみなして問題ありません。 ただし算定の考え方について定期報告書付表１などの補足で注釈を記載するとともに経年的に一貫した考え方として下さい。なお、特定輸送事業者に該当するのであれば、輸送事業者としてもエネルギー使用量等を国土交通大臣に報告等することとなります。

9）推計方法の適用

【Q06－16】	サンプリング調査とは何でしょうか。
【A06－16】	サンプリング調査は、本来は全数で把握すべき量を全数把握ができない場合にその対象の中から一部を抽出して調査して全体に適用するものです。 例えば、モーダルシフトを行っているがその割合が不明な場合（鉄道を利用しているがトラック輸送と併用されているような場合）、鉄道とトラックの利用比率をサンプリングして調査することが考えられます。サンプリング調査はあくまで対象の中から一部を抽出して調査するものですので、類似のものから外挿する拡大推計とは異なります。

【Q06－17】	拡大推計とは何でしょうか。
【A06－17】	拡大推計は、本来把握対象となっているがそのデータが全く不明な場合、類似の別のデータをその対象にも拡大して適用するものです。 例えば、委託先輸送会社の車両について燃費がわかっているが一部利用している再委託先の車両についてはスポット運用であり車両の特定が困難なため燃費も不明というような場合、車両の種類や運用方法が同等と類推できれば、委託先車両の燃費を再委託先車両の燃費にも拡大して適用することが考えられます。ただし、委託先車両と再委託先車両の燃費が同じであることが保証されているわけではないので、再委託先車両のデータも何らかの形で（サンプリング調査等）把握し、確認する方が望ましいといえます。

【Q06－18】	燃料法で把握したいのですがデータの提供を受けられない事業者があるため全面的な適用は困難です。
【A06－18】	データ提供を受けられない部分については原則として燃費法やトンキロ法で補って下さい。 但し、データの欠落が全体の中で十分小さい場合、同様の輸送を行っている輸送事業者のデータから拡大推計することが考えられます。ただし算定の考え方について定期報告書付表 1 の補足で注釈を記載するとともに経年的に一貫した考え方として下さい。

【Q06－19】	共同配送等で輸送事業者からトンキロデータの把握が困難な場合、根拠を明確にした上で例外的に拡大推計を適用してもよいでしょうか。
【A06－19】	拡大推計は合理的範囲で適用可能です。 ただし、トンキロは推計値であれば荷主自ら把握しうる点に注意して下さい。

7. 輸送事業者からのデータ提供

【Q07－01】	荷主がデータ提供を輸送事業者に求める場合、省エネ法の下でどの程度の拘束力を持つのでしょうか。
【A07－01】	法的拘束力はありませんので、事実上の協力関係に基づき依頼して下さい。
【Q07－02】	特定輸送事業者でない輸送事業者に対してはどの程度データ提供の協力を求められるのでしょうか。
【A07－02】	特定輸送事業者かどうかにかかわらず、荷主の取組に協力していただく必要があります。 ただし、輸送事業者に過大な負担とならないよう配慮して下さい。

8. 原単位

【Q08－01】	トンキロ当たりのエネルギー使用量を原単位として評価すると、燃費法でエネルギー使用量を算定した場合、軽量化の取り組み（容積はあまり変わらない）は分母のトンキロの減少に比べエネルギー使用量の減少度合いが小さくなるため、原単位が悪化する結果となります。これは本来的には望ましい取り組みであるため、評価方法として適切でないのではないでしょうか。
【A08－01】	このようなケースではトンキロ当たりのエネルギー使用量を原単位とするのは適切ではないと思われます。原単位は任意に設定できるため、生産高や容積・km など、取組効果が表れやすい分母を戦略的に設定するのが良いと思います。
【Q08－02】	原単位の分母となるエネルギー使用量と密接な関係を持つ値として、売上高や輸送コストが挙げられていますが、売上高又は輸送コスト当たりのエネルギー使用量を原単位として評価すると、経済環境や売買契約に左右され、不適切ではないでしょうか。
【A08－02】	売上高又は輸送コストについても物価指数等で補正が可能ですが、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値は事業者の実態に合わせて選択できるため、この他輸送する製品価格、輸送距離、輸送トンキロなどを用いることができます。

9. 原単位改善目標

【Q09－01】	判断基準において、中長期的にエネルギー使用原単位を年平均1％改善することとなっていますが、中長期とは具体的に何年をさすのでしょうか。 また“1％”の数字に、どのような意味があるのでしょうか。
【A09－01】	中長期とは概ね 3－5 年程度を指しております。また、1％は目安としての目標値で、達成できないことが直ちに法的措置につながるものではありません。
【Q09－02】	中長期で年平均 1％の原単位改善が求められていますが、単年度の目標設定は 0.1％としてもよいのでしょうか。
【A09－02】	中長期的にみて年平均 1％の原単位改善が達成されれば、単年度の目標はそれに達しなくともかまいません。

【Q09－03】	年平均1%の削減目標を達成するために各種の取組を講じることとなりますが、これらの取組の実施状況等は評価するのでしょうか。
【A09－03】	定期報告書第7表のチェックリストで判断基準の義務的取組（基準部分）の各項目について実施状況を確認するほか、任意に第 6 表や第 8 表に講じた取組について記入していただき、総合的に判断します。

【Q09－04】	前年度は目標以上に計画を達成し、当年度は目標に到達しなかったものの 2 年平均では目標を達成した場合、当年度の目標を達成できなかった理由を提出しなければならないのでしょうか。
【A09－04】	定期報告書第 6 表で過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1%以上改善できなかった場合（イ）、又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）に理由を記載して下さい。（ロ）に該当する場合には、2 年平均すれば達成していることを記載していただければ構いません。

10. 計画書

【Q10－01】	計画書の作成責任者は「省エネ責任者」でなければいけませんか。また、「省エネ責任者」の法的な設置義務はあるでしょうか。
【A10－01】	物流部門の省エネ責任者は特に法令上規定されるものではないため、各事業者の事情に応じて社内で省エネの取り組みを行うに当たって適切な責任者を指定し、計画書を作成するようにして下さい。例えば物流部門の責任者、環境部門の責任者等が考えられます。

11. 定期報告書

【Q11－01】	定期報告書の識別（ID）は、どういう基準で分けるのでしょうか。
【A11－01】	原則として以下の 4 項目に応じて ID を分けて下さい。 ○ 自家輸送／委託輸送 ○ トラック／船舶／鉄道／航空機／その他 ○ 燃料法／燃費法／トンキロ法 ○ 前年度と算定方法が違う場合 このほか、幹線輸送／末端輸送（配送＋ミルクラン）など輸送形態、○○製品など貨物種類、○○会社分など事業組織や委託先輸送会社などに応じて ID を分けても構いませんが、あまり細かくならないように、まとめられるところはまとめて下さい。定期報告書には、貨物輸送の模式図（算定範囲）を添付することとなっておりますが、図には対応する ID を記入して下さい。

【Q11－02】	定期報告書の識別(ID)としては、どのような記号をつけるのが良いでしょうか。
【A11－02】	基本的には、定期報告書第 1 表で示す区分別に 1 から順に番号をつけることを想定していますが、ID 番号が第 1 表以降一貫している限り各荷主の判断によりその他の記号をつけることもできます。また、以下のような場合には必ずしも連番となるとは限りません。 ○ 前年度で、ある ID の一部の区間の算定方法を変えることになった場合、変えない区間について従来と同じ ID を付け、変えた区間について新たに ID を付けて下さい。 (この場合、例えば従来の ID が 3 とすると新たな ID を3A とし、以降の番号を変更しないこととすれば、年度毎の対応関係がわかりやすくなります。) ○ ある ID に相当する輸送がその年度になくなった場合、その年度のその ID は欠番とすることにより、年度毎の対応関係がわかりやすくなります。

【Q11－03】	定期報告書の付表3で、平均積載率を記入するようになっています。同じ ID の同じ車種に対し毎月の積載率からそれぞれトンキロ当たり燃料使用量を算定して燃料使用量を合算したのですが、この場合には平均積載率はどのように求めて記入すればよいのでしょうか。
【A11－03】	各 ID の最大積載量区分に対し、月ごと等複数の積載率を適用して算定した場合には、エネルギー使用量から単一の積載率を逆算して求めて記入して下さい。具体的な計算方法は次のとおりです。 $$x = y^{1/a} \cdot z^{-b/a} \cdot e^{-c/a}$$ ここで、積載率(x:小数)、最大積載量(z:kg)、トンキロ当たり燃料使用量(y:L/t･km)

燃料の種類	a	b	c
ガソリン(ガソリン車)	-0.927	-0.648	2.67
軽油(ディーゼル車)	-0.812	-0.654	2.71

※ e は自然対数の底(= 2.71828182845904･･･)を指します。

【出典:資源エネルギー庁　省エネルギー対策課　編「荷主のための省エネ法ガイドブック」】
ただし、欄内に「※ 2006 年度版　日食協『改正省エネ法』への対応ガイドラインより引用」の記載のない項

第二編　事業場部門の対応

第一章 省エネ法(事業場部門)対応ガイドラインの概要

2006 年改正された、省エネ法において加工食品卸売業界では、今まで運輸部門における特定荷主に指定された企業のみが、国に対して定期報告義務があり、対応して参りましたが、今回の改正(2008 年 5 月)により、**事業場(主に物流センター、事務所)でも数値実績の計測・記録を行い、一定規模以上のエネルギー(電気等)を使用している企業に対して、国へ定期報告を行う義務が発生します。**
つきましては、本ガイドラインを参照の上、2010 年度に報告するために必要な 2009 年度分のエネルギー使用量実績の計測・記録を行い、定期報告の必要の有無を検証して下さい。
なお、定期報告提出の対象とならない場合でも、エネルギー使用量の把握は省エネ法上必要となります。

1. 省エネ法(事業場部門)対応ガイドラインの構成

本ガイドラインの全体構成については、以下の通りです。

「第一章」 省エネ法(事業場部門)対応ガイドラインの全体構成と省エネ法(事業場部門)の関連用語を説明しています。

「第二章」 行政機関より公表されている文章・ガイドラインより今回改正の省エネ法の背景・概略・対応スケジュール等を説明しています。

「第三章」 行政機関より公表されている文章・ガイドラインの具体的な対応方法・判断基準・定期報告方法について説明しています。

「第四章」 前章までの省エネ法対応を加工食品卸売業界として運用するために、具体的な独自ルールの設定・運用方法について説明しています。

「第五章」 省エネ法(事業場部門)における Q&A を掲載。行政側の考え方を再確認して下さい。

「資料編」 省エネ法(事業場部門)に関する情報源として、サイト(ホームページ)の URL や参考文献を紹介しております。また、日食協 環境自主行動計画も掲載しています(P117、P121 参照)。

以上のように、このガイドラインは会員企業のどなたにも活用できる内容となっています。最初から目を通すことも、必要な部分だけを参照することも可能です。
「第一章」では省エネ法(事業場部門)の用語を、また「第二章」で同法の概略を理解して戴き、「第三章」で記載されている原油換算推計シート(P74)で定期報告の必要があるかを判別して下さい。
そして「第二章」、「第三章」の内容を踏まえて、加工食品卸売業界の独自ルール「第四章」も掲載致しました。
全体を通して法規制の解釈基準が不明な場合は、「第五章」の Q&A を活用願います。

2. 省エネ法(事業場部門)に関する用語解説

この用語解説では、省エネ法(事業場部門)の関連用語のうち、頻出する用語や是非覚えておきたい用語を掲載致しました。
加工食品卸売業界内でも、同じものを指しているのに企業により呼称が異なることがあります。ここで確認して下さい。

NO	用語名	用語の意味
1	工場	実際の製品を生産(製造)したり、既成製品の機械関係の点検、整備、保守等のメンテナンスを行う施設。
2	事業場	企業等が事業を行う施設のうち、工場に該当しないもの。病院、ホテル、学校、デパート、オフィスビル、官公庁、遊園地、上下水道などの製造業等 5 業種(製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業)以外のすべての業種と、製造業等 5 業種の支社・事務所も含まれる。加工食品卸売業の物流センターはこれに属する。
3	事業者	工場や事業場を設置して事業を行なう者
4	特定事業者	設置しているすべての事業場のエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500 kL /年以上の事業者。
5	エネルギー管理指定工場	省エネ法で、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場のことをいう。(エネルギー使用量が原油換算で年間1500 kL 以上)
6	エネルギー管理士	省エネ法に基づく国家資格。
7	エネルギー管理統括者	条件:法律上「事業の実施を統括管理する者」をもって充てるとされており、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者。 役割:①経営的視点を踏まえた取組の推進　②中長期計画のとりまとめ　③現場管理に係る企画立案、実務の実施。
8	エネルギー管理企画推進者	条件:エネルギー管理講習修了者、またはエネルギー管理士免状の交付を受けている者。 役割:エネルギー管理統括者の職務を実務面から支えること。
9	エネルギー管理者	条件:エネルギー管理士免状の交付を受けている者。
10	エネルギー管理員	条件:エネルギー管理士免状の交付を受けている者、又は、エネルギー管理講習修了者。
11	営業倉庫	事業場自体他社所有でその使用料が入出庫・保管料等で決済が行われていて、使用面積で決済が行われていない事業場(加工食品卸売業での定義)。
12	共配預け在庫	在庫型の共同配送業務を行っている事業場の委託者の在庫(加工食品卸売業での定義)。
13	請求元(ガイドライン限定)	事業場を所有し、賃貸借契約においては大家　ビルテナントにおいてはオーナーの位置づけでその事業場の使用料金等を請求する企業または個人。
14	原単位	「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」当たりのエネルギー使用量。「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の例として、売上高や使用面積当りのエネルギー使用量が上げられる。
15	エネルギー管理権原	設備の設置・更新権限を有すること。且つ当該設備のエネルギー使用量が計測器等により測定できる状態にあること。

※ 出典:財団法人省エネルギーセンター(Q&A)等

第二章 省エネ法(事業場部門)の改正内容について

1. 背景

これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、民生部門においてもエネルギーの使用の合理化を一層進めるため、省エネ法の改正法案が通常国会に提出され、2008 年 5 月 30 日に公布されました。

これまで一定規模以上の工場等に対しエネルギー管理の義務が課されていましたが、今回の改正により、事業者単位にエネルギー管理が義務づけられることとなりました。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位規制の規制と同様の措置が講じられることとなっています。

これにより、事業場部門に多く見られる「中小規模の事業場を数多く設置する事業者」を新たにエネルギー管理義務の対象に加えるとともに、産業部門を含め、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組が強化されます。

なお、2008 年度の改正法の工場・事業場等に対する措置は、2009 年度におけるエネルギー使用量に基づき 2010 年度から実施されますが、それまでは現行省エネ法に基づく措置が適用されます。

(1) エネルギーとは

省エネ法でいうエネルギーとは以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや、風力、太陽光等の自然エネルギーは対象となりません。

燃　料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(※1)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス　その他石炭製品(※2)
- 燃焼その他の用途(※3)に供するもの

※1 その他石油製品とは:ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス
※2 その他石炭製品とは:コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス
※3 その他の用途とは　:燃料電池による発電

熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)

対象とならないもの :太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としないことが特定できる場合の熱

電　気

- 上記に示す燃料を熱源とする電気

対象とならないもの :太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としないことが特定できる場合の電気

2. 対象

(1) 対象となる施設等

本社、支店、営業所、物流センターなど事業者が設置しているすべての事業所が対象となります。

今回の改正に伴い、2009 年 4 月から事業者全体でのエネルギー使用量を把握し、年間のエネルギー使用量が原油換算値で 1,500kL 以上となる場合には、2010 年度に「エネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局に提出する必要があります。

なお、エネルギーを使用する者は特定事業者か否かを問わず、省エネ法第 4 条の規定により**「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」**及び**「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」**(以下、「判断基準」と記す)に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

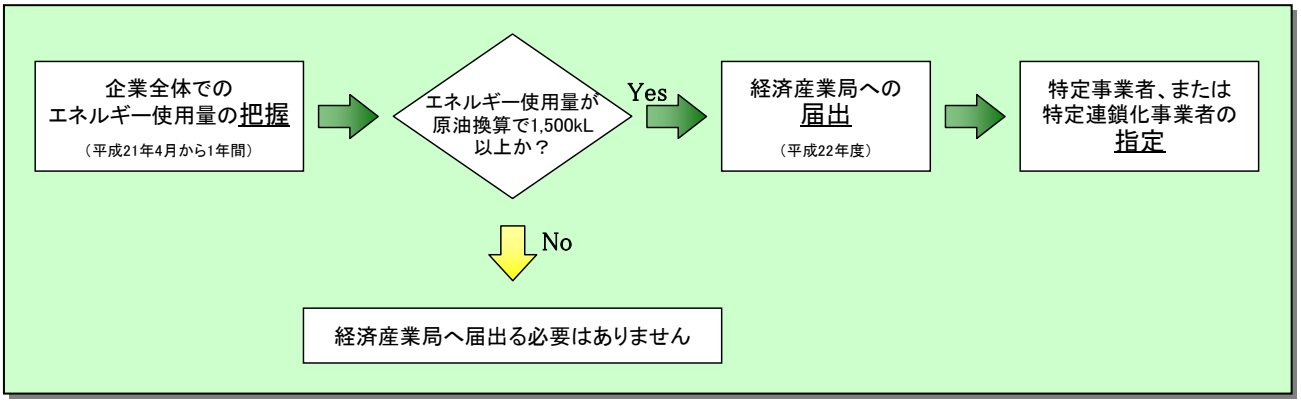

(2) 年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL となる事業者の目安

「年間のエネルギー使用料が原油換算で 1,500 kL」とはどの程度の規模の事業者が該当するのかについて、国から数種類の事業場の目安が提示されています。

小売店舗	約 3 万㎡以上	コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
オフィス・事務所	約 600 万kWh/年以上	ファーストフード店	25 店舗以上
ホテル	客室数 300～400 規模以上	ファミリーレストラン	15 店舗以上
病院	病床数 500～600 規模以上	フィットネスクラブ	8 店舗以上

※ 事業場の立地条件や施設の構成などによってエネルギーの使用量は異なります。
上図の数値はあくまで一般的な目安として例示したものです。

(3) 判断基準について(法改正により改定)

この「判断基準」とは、上記の対象となる事業者が省エネ法に対応するに当たり、守らなければならない「決まりごと」を指します。今回の改正では、判断基準は**「対象となる全事業者が統括的に取り組む事項」**と、**「工場等単位に取り組むべき事項」**の二種類が設定されました。

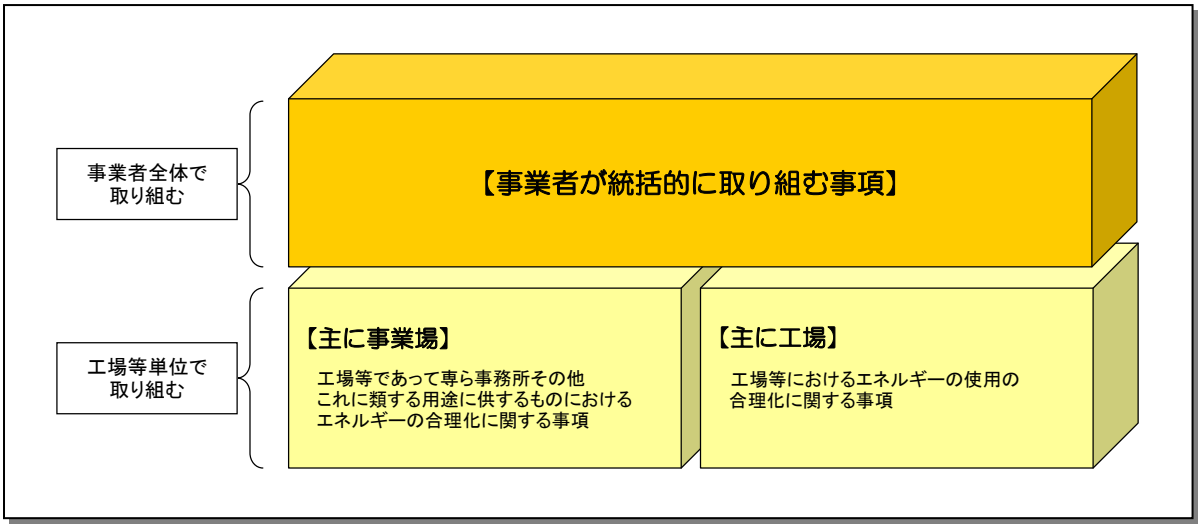

① 事業者が統括的に取り組むべき事項

すべての対象事業者が取り組むべき事項は、以下の通りです。

i エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の整備
ii 責任者の配置
iii 取組方針の策定
iv 取組方針の順守状況の確認と評価、評価結果が不十分な場合の改善
v 取組方針、順守状況等の定期的精査と必要に応じた変更
vi 設置する工場等(加盟店)の名称、所在地、エネルギー使用量等の記録、更新、保管

② 工場等単位に取り組むべき事項

a) 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等に適用される事項

→ 主に**事業場が対象**となります。

i 空気調和設備、換気設備
ii ボイラー設備、給湯設備
iii 照明設備、昇降機設備及び動力設備
iv 受変電設備、BEMS(Building and Energy Management System)
v ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、及びコジェネレーション設備
vi 事務用機器、民生用機器
vii 業務用機器
viii賃借事業者に対するエネルギー使用料についての情報提供(賃貸事業者のみ)

b) 工場等（前述 a）に該当するものを除く）に適用される事項

→ 主に**工場が対象**となります。

ⅰ 燃料の燃焼の合理化
ⅱ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
ⅲ 廃熱の回収利用
ⅳ 熱の動力等への変換の合理化
ⅴ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
ⅵ 電気の動力、熱等への変換の合理化

(4) 対象設備に対する運用管理、及び管理標準の策定

各工場・事業場において設置される上記の各対象設備について、次の運用が求められます。また、その運用について、管理標準（操作・運用マニュアル）の作成が必要となります。

a) 運転の管理
b) 計測及び記録
c) 保守及び点検
d) 設備新設に当たっての措置

(5) エネルギーの使用の合理化の目標値

努力目標値として、事業者全体で原単位年平均 1%以上の低減が設定されています。

3. 義務内容

前項の判断基準の対象となる設備の運用管理を進めた上で、事業者として次の事項に対応することが必要となります。

(1) エネルギー使用状況届出書の提出
(2) エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任・届出
(3) エネルギー管理者（員）の選任・届出（エネルギー管理指定工場がある場合のみ必要）
(4) 具体的なエネルギー使用データの収集
(5) 定期報告書の提出
(6) 中長期計画書の提出

4. スケジュール

初年度(2009 年から 2010 年度にかけて)の提出物期限のスケジュールは下図の通りです。

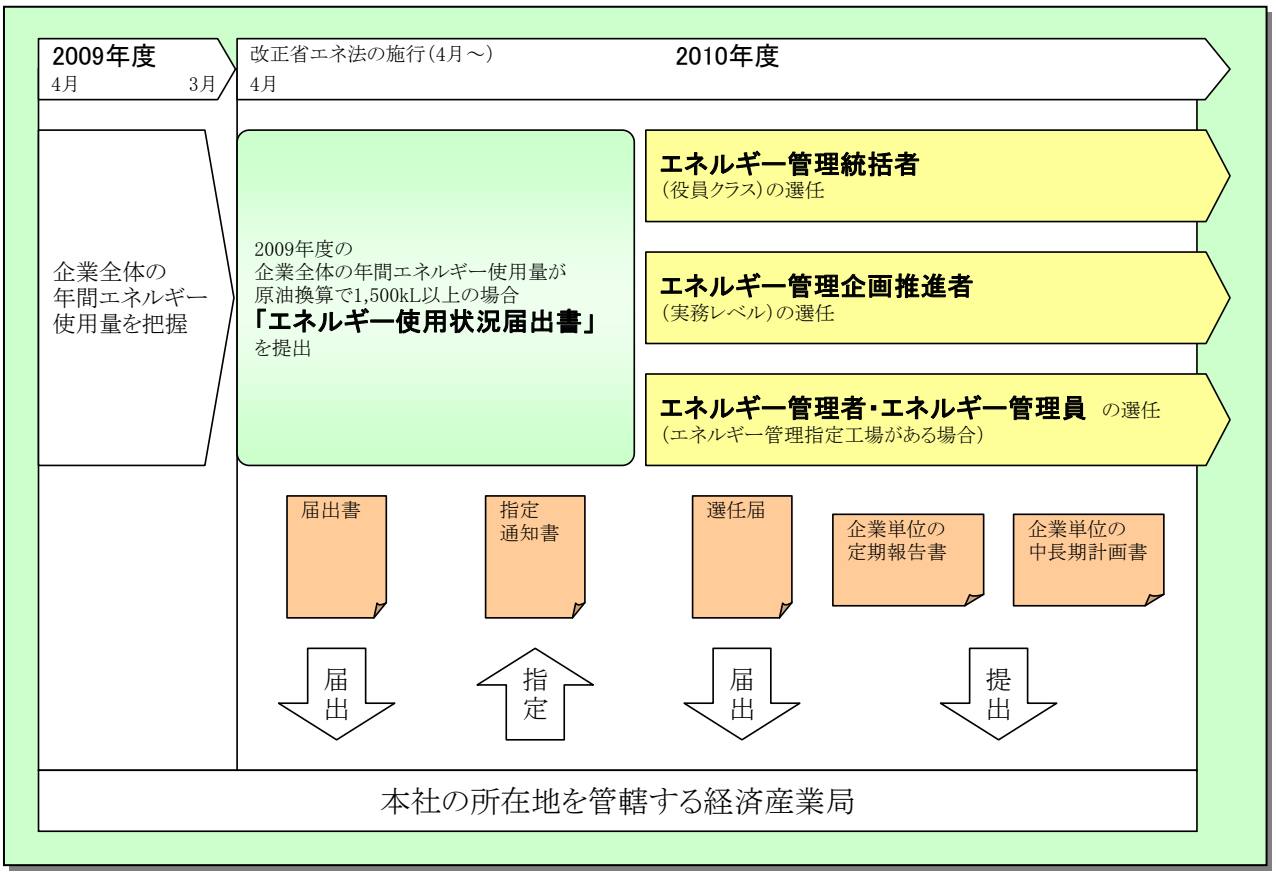

(1) 届出の提出期限

①	「エネルギー使用状況届出書」	5月末日(2010年度は7月末)までに提出します。
②	「定期報告書」「中長期計画書」	7月末日(2010年度は11月末)までに提出します。
③	エネルギー管理統括者 選任届	指定後遅滞なく選任し、選任後の直近の7月末日までに選任届を提出します。
④	エネルギー管理企画推進者 選任届	指定後6ヶ月以内に選任し、選任後の直近の7月末日までに選任届を提出します。
⑤	エネルギー管理者・エネルギー管理員 選任届	指定後6ヶ月以内に選任し、選任後の直近の7月末日までに選任届を提出します。

※ エネルギー管理企画推進者については、2010 年度において指定を受けた場合、9 ヶ月以内に選任届を提出して下さい。

(2)「定期報告書」及び「中長期計画書」については、本社の所在地を管轄する経済産業局に提出するほか、**事業者が設置する全ての工場等に係る事業の事業所管省庁にも提出が必要**となります。

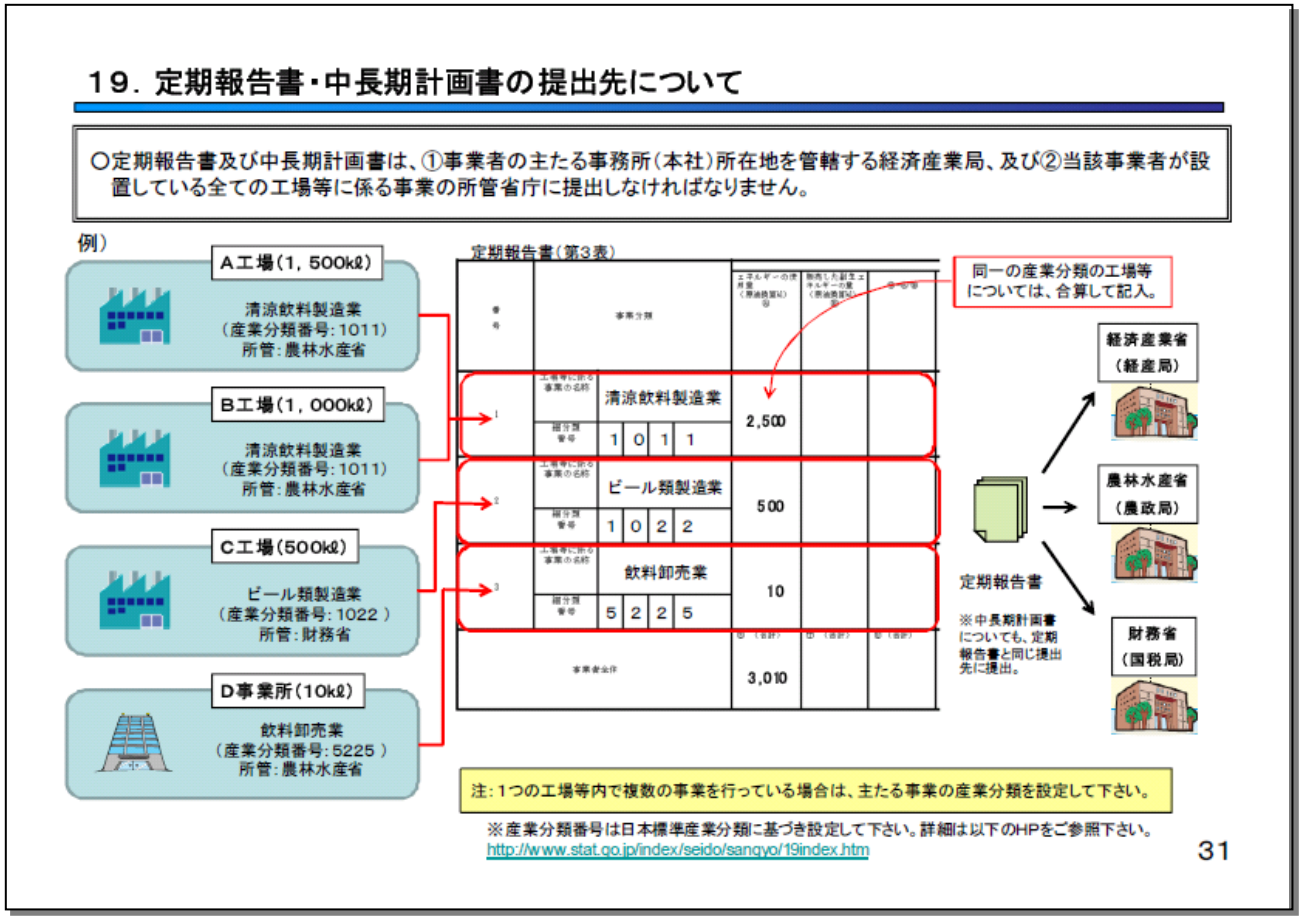

出典：2009 年 5 月 改正省エネ法（工場・事業場）説明資料
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課
URL：http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm 様式（平成 22 年度施行）

(3) 事業所管省庁について

① 加工食品卸売業の業務所管大臣

日食協は農林水産省管轄の社団法人ですので、基本的には日食協会員企業の業務所管省庁は農林水産省、業務所管大臣は農林水産大臣ということになります。

② 酒類卸売業の業務所管大臣

日食協の会員企業の中には、酒類卸売業もあります。

この場合、酒類卸売業の業務所管省庁は財務省、業務所管大臣は財務大臣である可能性もありますので、確認が必要となります。

③ 定期報告書及び中長期計画書の提出先について

実際の提出先は、上記に該当する省庁の地方局長になります。

一般的な日食協会員企業の場合、以下の通り合計二通を提出して下さい。

a) 地域経済産業局長宛に一通提出

b) 地域農政局長宛、または地域国税局長宛に一通提出

※ 日食協からのお願い（日食協への報告について）

特定事業者の会員企業は、定期報告書と中長期計画書の写しを日食協に提出して下さい。
日食協では各社の数値を業界数値として取りまとめ、農林水産省に報告致します。

※ 各報告書の具体的な記載方法については、経済産業省（各経済産業局）の説明会 2010 年 4 月頃より開催される予定です。各経済産業局のホームページを適宜チェックして下さい。

5. 罰則

(1) 届け出るべき者が届け出をしなかった場合 …… 50 万円以下の罰金
(2) 選任をしなかった場合 …… 100 万円以下の罰金
(3) 選任届書を提出しなかった場合 …… 20 万円以下の過料
(4) 報告書等を提出しなかった・虚偽の報告をした場合 …… 50 万円以下の罰金

第三章 省エネ法(事業場部門)改正への対応手順

1. 特定事業者の算定と確認

特にエネルギー使用量の多い事業者(特定事業者)には、特別な義務が生じます。まず特定事業者に該当するかどうか、各社にてエネルギー使用量(原油換算)を把握して下さい。

企業全体で年間 1,500kL 以上のエネルギー(原油換算)を使用している場合は、国に対して自社が特定事業者に該当する旨を届け出る必要があります。届出後、特定事業者として指定されることになります。

(1) 算定対象範囲

今回改正された省エネ法(事業場)では、次の事業場や施設が算定対象となります。

① 自社にて運営する本社、支店、営業所、物流センター、工場など事業者が設置している全ての事業場

② 社員食堂、研修所、保養所などの社員の福利厚生に供している施設

この範囲で年間エネルギー使用量の集計を行い、年間使用量が原油換算数値で 1,500kL 以上の場合は特定事業者となります。

(2) 具体的なエネルギー使用データの収集手段と収集方法

① 契約形態別収集手段

下図のようにエネルギー供給会社との契約形態により、収集手段を個別に設定してデータを収集して下さい。

	契約形態	収集手段	収集方法・留意点他
電力使用量	①-1 貴社事業場が電力会社との間に直接受電契約を締結している場合	イ) 送付される請求明細書	事業所単位で昼間・夜間電力ごとのkWhを収集
		ロ) 直接契約分のデータ提示を電力会社に依頼	事業所単位で昼間・夜間電力ごとのkWhを収集
	①-2 貴社事業場が電力会社と直接受電契約を締結しておらず、請求元・オーナーより電気料金請求明細のみがある場合	イ) 請求元・オーナーに対し、請求明細データ提示依頼	事業所単位で昼間・夜間電力ごとのKwhを収集
		ロ) 請求料金より平均単価(kWh/円)にて換算	平均単価は地域・温度帯・設備によって変動する為、換算係数の設定に留意
	①-3 貴社事業場が電力会社と直接受電契約を締結しておらず、請求元・オーナーより電気料金請求明細もない場合(賃貸・業務委託料に組み込まれている場合)	イ) 使用面積に平均単価を換算係数として換算	平均Kwhは平均単価同様、地域・温度帯・設備によって変動する為、換算係数の設定に留意
燃料使用量※1	②-1 貴社事業場が燃料販売会社との間に直接使用料金決済がある場合	イ) 領収書他	事業所単位で領収書等の金額明細の使用量を収集
	②-2 貴社事業場がとの間に直接使用料金決済はないが、請求元・オーナーより燃料使用料金の請求明細がある場合	イ) 請求元・オーナーに対し、請求明細データ提示依頼	事業所単位で明細の使用量を収集
		ロ) 請求料金より平均単価(㎥/円等)にて換算	ガス料金は使用量によって大幅に平均単価が異なるため、換算係数の設定に留意
	②-3 貴社事業場がとの間に直接使用料金決済がなく、また請求元・オーナーより燃料使用料金の請求明細もない場合(賃貸・業務委託料に組み込まれている場合)	イ) 使用設備台数もしくは類似する事業所の使用量にて概算算出	使用用途で概算算出

※1 燃料とは、LPG・都市ガス・灯油・重油・ガソリン等の化石燃料類を示す(P67 を参照願います)。

② エネルギー使用に関する定点観測の例外

小規模事業所 15kL/年未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度国に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することができます。

ただし一度国に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量の1%未満に限り適用できることとします。

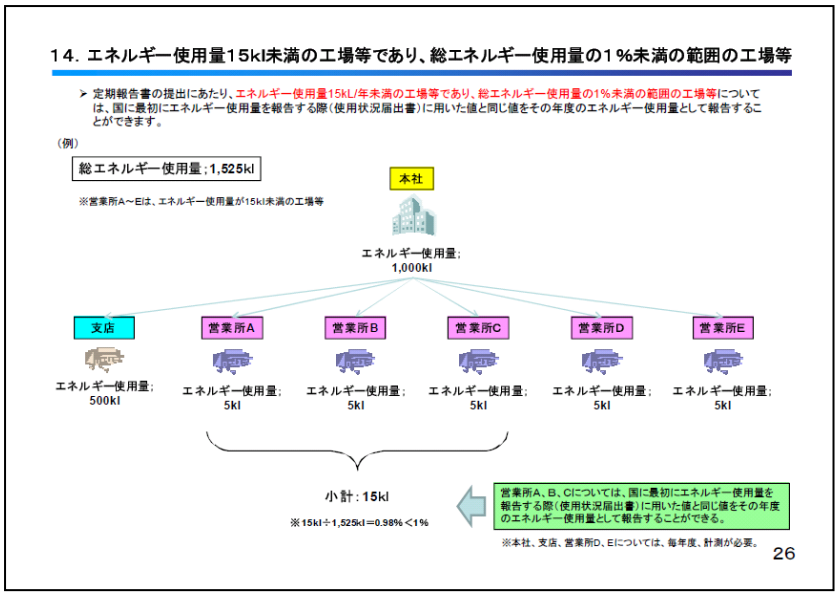

出典：2009年5月　改正省エネ法（工場・事業場）説明資料
経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー対策課
URL：http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm

(3) エネルギー使用量の原油換算手法

① 原油換算シート（経済産業省発表：平成 22 年改正法対応）

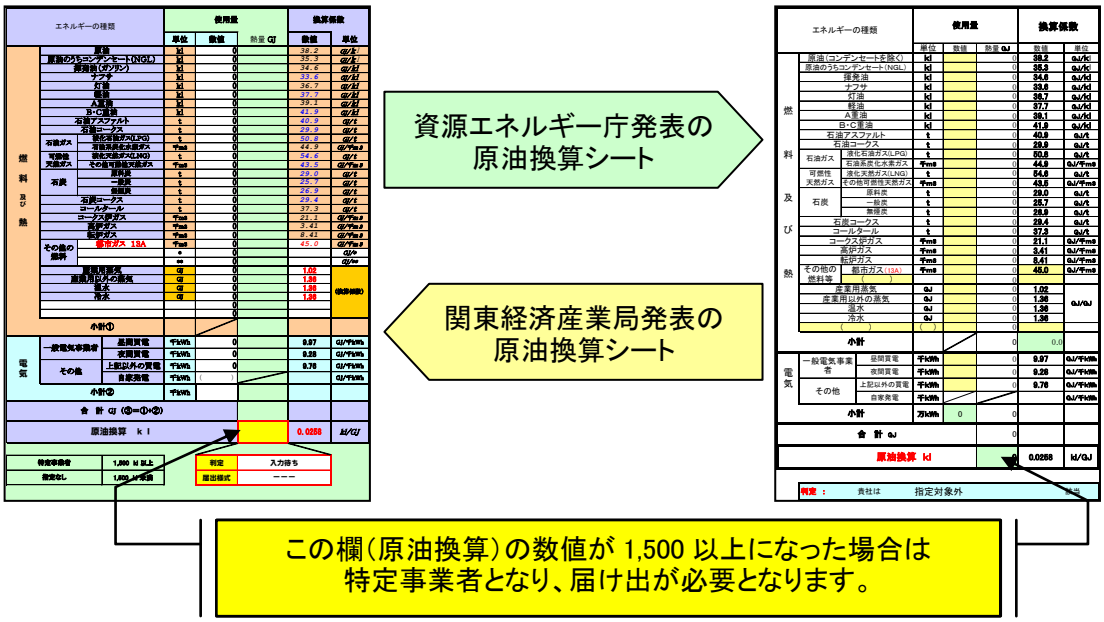

出典：【資源エネルギー庁ホームページ】
URL　http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm
【関東経済産業局ホームページ】
URL　http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/1-6_shoene_yoshiki.kinyuyoryo.html

2. 特定事業者に該当する場合の対応（手続）

(1) エネルギー使用状況届出書の提出

前項の手順に沿ってエネルギー使用量を測定した結果、原油換算で年間 1,500 kL を超えることが明らかになった場合、5 月末日（2010 年度は 7 月末日）までに「エネルギー使用状況届出書」を本社の所在地を管轄する経済産業局に提出して下さい。

なお、「エネルギー使用状況届出書」は、特定事業者の指定を受ける際に提出する書類ですので、原則として一度だけ提出すれば結構です。

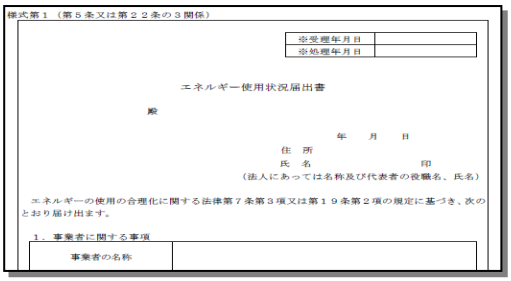

様式第１（第５条又は第２２条の３関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年　月　日

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第７条第３項又は第１９条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．事業者に関する事項

事業者の名称	

(2) 法定エネルギー管理組織の編成

① 特定事業者となった場合に必要となる設置要員の選定

事業者単位に次に挙げる要員を選定し、設置して下さい。

a) **エネルギー管理統括者**の設置（指定後遅滞なく選任）

b) **エネルギー管理企画推進者**の設置（指定後6ヶ月以内に選任）※1

c) **エネルギー管理者**、または**エネルギー管理員**の設置(指定後6ヶ月以内に選任)※2

※1 2010 年度においては、指定後 9 ヶ月以内に選任する必要があります。

※2 ただし、エネルギー管理者、及びエネルギー管理員の設置は、エネルギー管理指定工場を設置している場合のみ必須となります。
事業者が第一種エネルギー管理指定工場を設置している場合は、エネルギー管理者の設置が必要です。
また、第二種エネルギー管理指定工場を設置している場合は、エネルギー管理員の設置で結構です。

※ エネルギー管理企画推進者、及びエネルギー管理員については、エネルギー管理士資格を有する者、またはエネルギー管理員講習修了者であることが条件となります。
また、エネルギー管理者はエネルギー管理士資格が必須です。

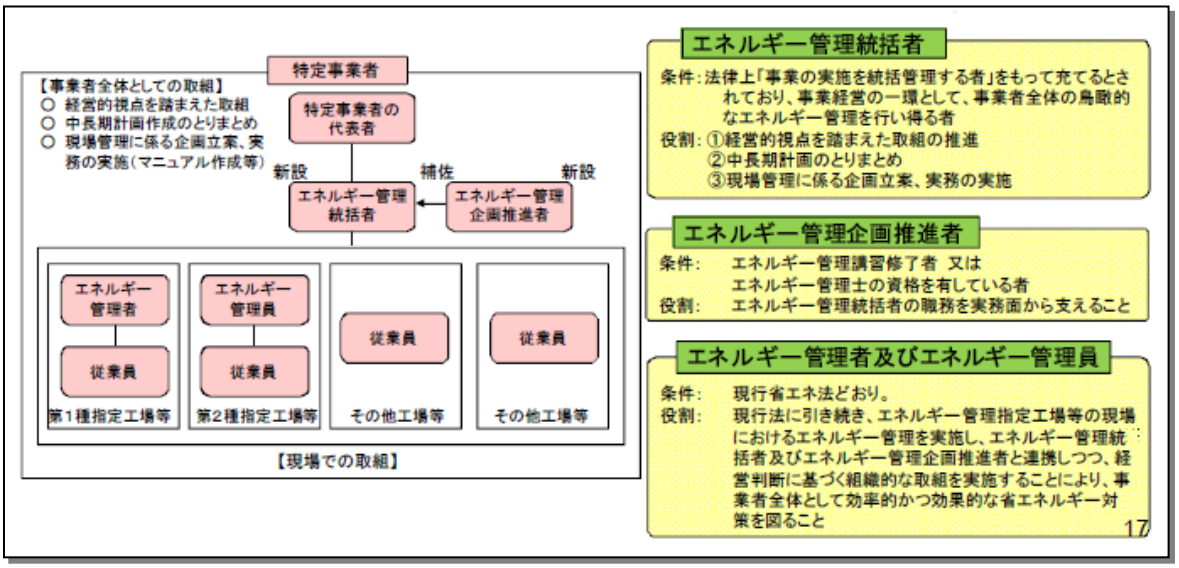

出典：【資源エネルギー庁ホームページ】 http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/setsumeishiryou.pdf

② 届出書の提出

要員設置後、選解任のあった日後、最初の 7 月末日までに「エネルギー管理統括者及び企画推進者の選任・解任届出書」、「エネルギー管理者及び管理員の選任・解任届出書」を本社の所在地を管轄する経済産業局に提出して下さい。

エネルギー管理統括者及び企画推進者の選任・解任届出書

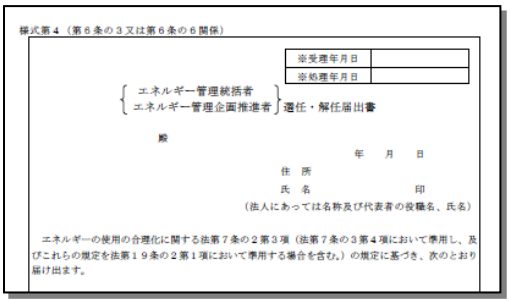

様式第４（第６条の３又は第６条の６関係）

※受理年月日
※処理年月日

エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
氏 名 印
（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法第７条の２第３項（法第７条の３第４項において準用し、及びこれらの規定を法第１９条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

エネルギー管理者及び管理員の選任・解任届出書

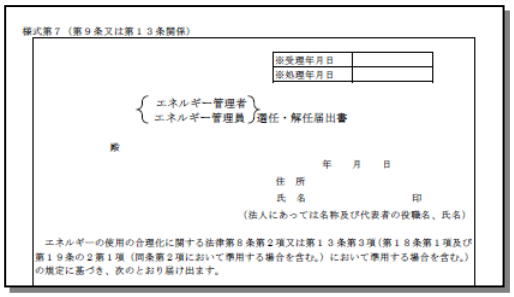

様式第７（第９条又は第１３条関係）

※受理年月日
※処理年月日

エネルギー管理者
エネルギー管理員 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
氏 名 印
（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第８条第２項又は第１３条第３項（第１８条第１項及び第１９条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

③ エネルギー管理士及びエネルギー管理員の試験・研修・講習関係実施日程

前述の通り、エネルギー管理企画推進者はエネルギー管理士の資格を有するか、またはエネルギー管理員講習を修了することが必須条件となっています。

エネルギー管理士は国家資格であり、年 1 回試験があります。

一方、エネルギー管理員講習（新規講習）は、年 2 回全国各地で開催されます（有　償）。第一種エネルギー管理指定工場を設置していない企業の場合は、「エネルギー管理員講習（新規講習）」を受講して下さい。また、エネルギー管理員講習修了者には、講習受講以降 3 年度毎に「資質向上講習」の受講が必要となります。

詳細につきましては、省エネルギーセンターのホームページに下表のようなスケジュールが掲載されますので、参照願います。

【2009 年度のエネルギー管理士試験・エネルギー管理員講習スケジュール】(2009/7/7 現在)

資格	略称	対象者		申込時期	実施日 実施時期	合否・修了通知	免状交付時期	
エネルギー管理士	特別研修	・旧免状所有者※ ・旧試験合格者 ・旧研修修了者		4/3(金)～4/20(月)	6/9(火)	7月/上旬	申請書受理後順次交付	
	試験	・一般 ・旧免状所有者※		5/20(月)～6/15(月)	8/1(土)	9月/上旬		
	認定研修	3年以上の実務経験がある者		10/上旬～下旬	12/14(月)～12/20(日)	H22 2月/上旬		
エネルギー管理員	新規講習	・一般	上期	4/24(金)～5/18(月)	6月/下旬～7月/上旬	8月/上旬	講習終了証	―
			下期	8/24(月)～9/15(火)	10月/下旬～11月/中旬	12月/上旬		―
	資質向上講習	エネルギー管理員に選任されている者のうち、受講対象者(注)2		12/上旬～下旬	H22 2/下旬～3/上旬	H22 3月/下旬		―

出典:【省エネルギーセンターホームページ】 http://www.eccj.or.jp/mgr1/index.html

(3) 定期報告書の提出

特定事業者の指定を受けた事業者は、毎年度 7 月末日（2010 年度は 11 月末日）までに、「定期報告書」を、本社所在地を管轄する経済産業局、及び事業所管省庁（P72 参照）に提出し、エネルギーの使用状況について報告することが必要となります。

〈定期報告書作成時の最低限の注意点〉

① 事業所が設置している工場等全体の情報を報告することが必要です。

② エネルギー管理指定工場等の情報は、現場でのエネルギー管理が引続き重要であるため、これまで同様に事業者の定期報告の内訳として報告することになります。

(4) 中長期計画書の提出

特定事業者の指定を受けた事業者は、毎年度 7 月末日（2010 年度は 11 月末日）までに、「中長期計画書」を、本社所在地を管轄する経済産業局、及び事業所管省庁（P72 参照）に提出することが必要となります。

〈中長期計画書作成時の最低限の注意点〉

① 事業者が設置している工場等全体の情報を報告することが必要です。

② これまでエネルギー管理指定工場ごとに提出を行っていた計画内容については、引き続き最新の状況を記載して下さい。

定期報告書（平成 22 年度施行）

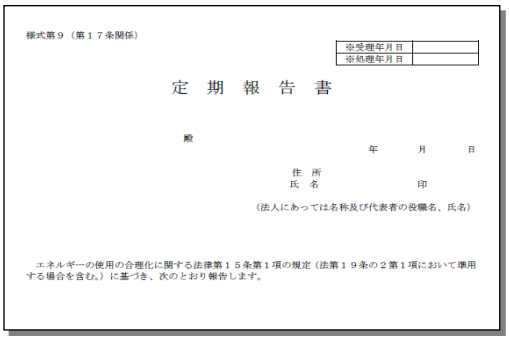
様式第９（第１７条関係）

※受理年月日
※処理年月日

定　期　報　告　書

殿

年　月　日

住　所
氏　名　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第１５条第１項の規定（法第１９条の２第１項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり報告します。

中長期計画書（平成 22 年度施行）

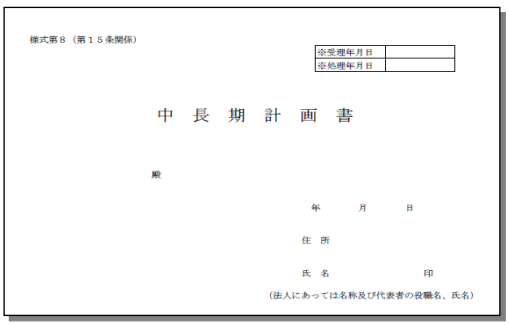
様式第８（第１５条関係）

※受理年月日
※処理年月日

中　長　期　計　画　書

殿

年　月　日

住　所

氏　名　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

第四章　加工食品卸売業としての運用ルール（事業場部門）について

前章までで省エネ法（事業場部門）の対応の説明を致しましたが、本章では加工食品卸売業界独自の運用ルール、問題点、課題についてのガイドラインを設定します。

1．収集対象範囲

省エネ法上の事業場とは、本社、工場、支店、営業所、物流センター等、事業者が設置しているすべての施設が対象とされています。

(1) データ収集の対象となる範囲

① 社外的に名称を有する施設（本社・支店・物流センター・営業所・工場・福利厚生施設等）は全て対象となり、その施設の電気契約の主体や社員の駐在の有無等は、対象範囲から除外する判断基準にはなりません。

> **例1＜A 社 A 物流センター＞**
>
> 会社の組織図には掲載されている施設ではあるが、エネルギー契約（電気契約）は物流業者名義で締結しており、自社社員が常駐していない（物流業者へ業務委託）場合
>
> → A物流センターはA社の事業活動として稼動しているので、A社のデータ収集範囲となります。

② 委託会社、関連会社等に施設の一部を転貸している場合は、エネルギー管理権原が転貸元企業にあるか、転貸先企業にあるかで判別します。**エネルギー管理権原**を有する企業が全てのデータ収集して下さい。

※ エネルギー管理権原 とは

→ a) 設備の設置・更新権限を有すること。かつ、b) 当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあること。

> **例2＜B 社 B 物流センター＞**
>
> B 物流センターとして事業活動を行っているが、一部を物流委託業者に事務所を転貸している場合
>
> → B 物流センターのエネルギー管理権原が B 社に帰属している場合は B 物流センター全体が B 社のデータ収集範囲になります。

③ その企業が設置する福利厚生施設についても参入の範囲に該当します。

主に研修所・保養所・社員食堂・社員寮が対象となりますが、社員寮につきましては、住居部分及びその共有部分は参入の対象外となります。（後述）

⑵ データ収集除外範囲

① 営業倉庫

営業倉庫が倉庫業法に基づき登録された「倉庫業者」が設置するもの（他者が運営するもの）に該当する場合、その倉庫の運営・管理は倉庫業者側にあるため、データ収集範囲対象から除外致します。

②共配センター

子ベンダーが共配センターに商品を預けている場合も営業倉庫と同様の扱いとして考え、親ベンダー（共配受託企業）が一括してエネルギー使用量の報告を行うものと致します。

また、運用上、共配受託業者よりエネルギー使用量を委託業者単位に按分して提供依頼・実施を行うことが困難なことも、共配センターは親ベンダーが一括してデータを管理する理由となります。

③ 連結決算対象の子会社のグループ会社におけるエネルギー使用量

行政機関への報告（届出）単位は法人単位となるため、別法人で行っている部分の業務に関する工場等はデータ収集範囲とは致しません。

④ 営業車、送迎バス

営業車、送迎バス等の事業場の敷地外で走行する自動車等の移動体のエネルギー使用量は、対象外となります。

※ 構内で使用するフォークリフトは対象となりますので、特にガソリンフォークを使用する拠点につきましてはエネルギー使用量を営業車と分離してデータ収集して下さい。

⑤ 福利厚生施設におけるデータ収集範囲外

社宅・社員寮においては、住居部分及びその共有部分は、対象外となります。借り上げ社宅（賃貸借契約を企業が代行する）は、全てがその住居部分となるため、対象外となります。

例：社員寮において社員のみが使用する食堂・風呂等は、その共有部分とみなされますので対象外となります。

⑥ イベント（展示会等）による一時的使用のエネルギー

特定区画において継続的に事業活動を行う工場等に該当しないものについては対象外となります。

以上の通り、加工食品卸売業の事業場としてエネルギー使用量を把握すべき範囲を設定致しましたが、上記に該当しない事例、及び判断基準が不明な場合は、「第五章　改正省エネ法（事業場部門）に関するQ&A」（P87）を参照するか、資源エネルギー庁省エネルギー対策課、または各地域の経済産業局エネルギー環境部エネルギー対策課にお問い合わせ下さい。

加工食品卸売業では、省エネ法（事業場部門）においては事業者が設置しているすべての施設のエネルギー使用量を算出することと致しますが、他者が運営する営業倉庫、及び他企業が運営する共配センター（自社は子ベンダーとして参画）はこの対象から除外することと致します。

2. 基礎データ収集方法

加工食品卸売業として省エネ法対応基礎データを作成するに当たり、下記の方法を組み合わせて対象事業場全てのエネルギー使用量を収集して下さい。

(1) 各エネルギー供給会社と直接料金決済契約がある場合の収集方法

エネルギー使用量の基礎データとなるのは、各エネルギー供給会社から送付される請求書、または領収書等です。そこで下図-1の EXCEL シートを管理事業場単位(領収書等を基に計上する単位)別に作成し、月次でエネルギー使用量を入力・収集します。どの施設を1事業場とするかについては企業毎に異なりますので、データ収集が可能な単位で設定して下さい。

【図-1:管理単位別EXCELシート(例)】

×○エリアエネルギー使用量推移表(09年4月～10年3月)

		使用			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A支店	電気	東京電力	使用量(kwh)	昼間													0
				夜間													0
			料金														0
	ガス	使用なし	使用量(㎥)														0
			料金														0
	石油燃料	使用なし	使用量(L)														0
			料金														0
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Bセンター	電気	東京電力	使用量(kwh)	昼間													0
				夜間													0
			料金														0
	ガス	LPG	使用量(㎥)														0
			料金														0
	石油燃料	使用なし	使用量(L)														0
			料金														0
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C営業所	電気	東京電力	使用量(kwh)	昼間													0
				夜間													0
			料金														0
	ガス	使用なし	使用量(㎥)														0
			料金														0
	石油燃料	灯油	使用量(L)														0
			料金														0
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 省エネ法では、金額(料金)は不要ですが、本シートでは使用量と金額の両方を管理することとしています。

※ このフォーマットは事例であり、日食協が指定・推奨するフォーマットではありません。

なお、電気使用量に限っては、電力会社に対して使用量データ提供を依頼して、企業一括でデータ収集することも可能な場合がありますので、各エネルギー供給会社にお問合せ下さい。

なお、領収書・請求書からデータを収集する方法と一括データ提供を依頼する方法には、それぞれ長所と短所があります。

	領収書・請求書からデータを収集	一括データ提供を依頼
長所	決済に使用した領収書等が基準となるため、エネルギー供給会社を意識せず、純粋に使用した分としての管理が可能となり、社内的に計上した金額との検証も行いやすい。	エネルギー供給会社と事前にルール決めが行えていればデータ管理が容易となる。
短所	拠点数×エネルギー種類数×12ヶ月分の決済領収書等を収集しなければならないので、収集管理作業が煩雑となる。	電力会社は地域で把握しやすいが、ガス・石油燃料(ガソリン・灯油等)はエネルギー供給会社が同一地域においても複数点在する、またガソリン・灯油においては、一般小売店(ホームセンター等)で購入する場合があるため、データ提供依頼が困難となる。

(2) 請求元よりエネルギー使用量(電気の場合kWh)の明細提示がなく、エネルギー使用料金のみ請求され決済している場合の収集方法

① 請求元にエネルギー使用量の提示を申し入れる

まずは、請求元にエネルギー使用量の明細を教えてもらうよう依頼してみましょう。

省エネ法上は、請求元においても可能な範囲で対応することが望まれます。

請求元からのエネルギー使用量の明細提示については、後述の「省エネ法(事業場部門)に関するQ&A(【Q04-03】)」にもある通り、請求元に義務化されている訳ではありません。

また、請求元からのエネルギー使用量明細の提示によって、請求料金に疑義が生じる場合は、次の方法を用いて換算・算出する手法を推奨します。

② 他事業所や企業全体の平均単価から該当事業所のエネルギー使用量を拡大推計する方法

例: A社A´支店におけるエネルギー使用料金(電気)が、月額請求金額が200,000円、またA社全社の平均電気使用量単価が15円/kWhと算出できる場合

A´支店の電気使用量は200,000円 ÷15円/kWh=13,333kWh/月が使用量と算出します。

その他エネルギー(主にLPG・都市ガス・灯油等)についても、同様の事例がある場合は全社平均単価等を使用して算出して下さい。

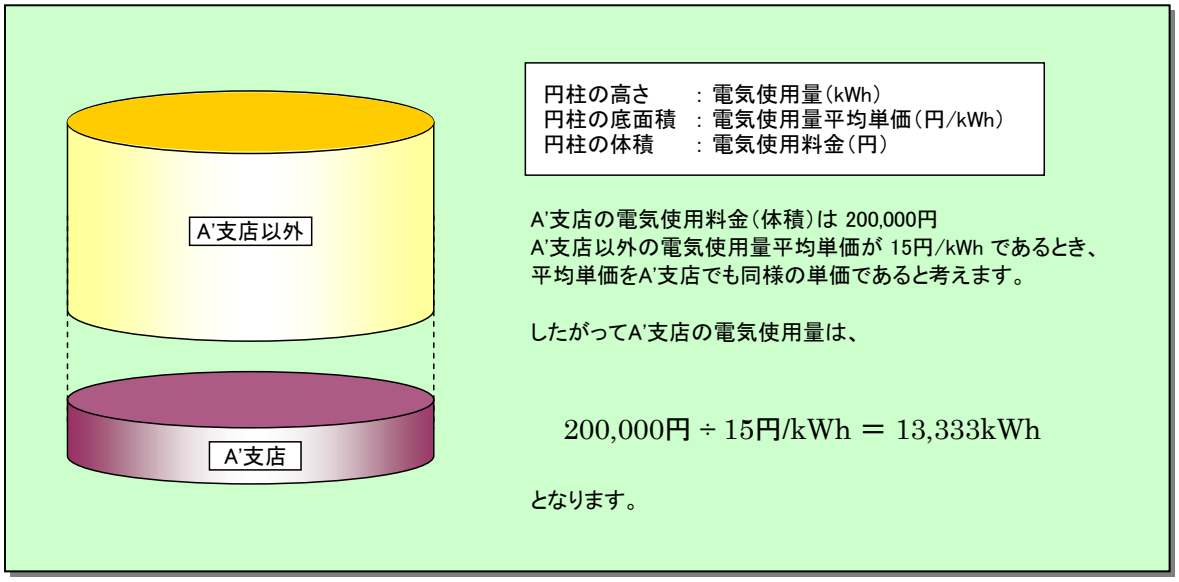

(3) 電気使用量等の光熱費が賃貸借契約(家賃・賃借料)や業務委託契約料金等に含まれている場合の収集方法

① 請求元にエネルギー使用量の提示を申し入れる

前項の「(2) 請求元よりエネルギー使用量(電気の場合 kWh)の明細提示がなく、エネルギー使用料金のみ請求され決済している場合」と同様に、まずは、請求元にエネルギー使用量の明細を教えてもらうよう依頼してみます。

また、請求元からのエネルギー使用量明細の提示によって、請求料金に疑義が生じる場合は、次の方法を用いて換算・算出する手法を推奨します。

② 電力使用量の推計算出(使用面積当たりの平均値から換算)

電力使用量が算出できている他事業所の一定面積(1 ㎡・1 坪)当たりの平均電気使用量を「係数」的に用いて、拡大推計する方法です。ただし、一定面積当たりの平均電気使用量は、物流センターの規模、形態、温度帯、地域、季節等によって異なりますので、注意が必要です。

＜C 物流センターの電気使用量面積算出方法＞

C 物流センター: 総面積 700 坪

内訳:①常温庫・事務所 200 坪,②冷蔵庫 400 坪,③冷凍庫 100 坪)

---

① 常温倉庫使用面積 200 坪× 28kWh/坪/月(常温) ＝ 5,600kWh/月

② 冷蔵倉庫使用面積 400 坪× 82kWh/坪/月(冷蔵) ＝ 32,800kWh/月

③ 冷凍倉庫使用面積 100 坪×170kWh/坪/月(冷凍) ＝ 17,000kWh/月

→C 物流センターの電気使用量は、①+②+③ ＝ 55,400kWh/月 となる。

一定面積当たりの平均電気使用量は上記のように「温度帯別」に設定することが望まれますが、物流センターのなかには電力メーターが温度帯別に分かれていないために、それができない場合があります。その場合は、全温度帯平均値を把握して下さい。

※ 上記の数値 28kWh、82kWh、170kWh は、サンプル数値です。実測ではありません。

③ 使用用途が同様であるものを同等と見なす方法(主に都市ガス、LPG)

＜D 営業所のガス使用量算出方法＞

D 営業所と E 営業所はともにガス使用設備が給湯室のみであり、その設備規模や使用頻度が同程度であった場合

E 営業所のガス会社決済月間平均使用実績＝1.5m³/月と把握できたときは、

→ D 営業所ガス(LPG)使用量＝1.5m³/月とする。

(4) 収集データの管理方法

収集したデータは、あらかじめ管理単位(数値管理を行う事業所等)を設定し、管理単位毎にデータ収集区分及び換算算出区分を指定して時系列に管理する事を推奨致します。

「事業所別月別エネルギー使用量推移表」としての管理をイメージして下さい。

次ページに掲載した「図-2」は推移表の一例を示します。

【図-2】

○×エリアエネルギー使用量推移表（09年4月～10年3月）

		調査種別			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
AB支店	電気	東京電力	使用量(kwh)	昼間													0
				夜間													0
			料金														0
	ガス	使用なし	使用量(㎥)														
			料金														
	石油燃料	ガソリン	使用量(L)														0
			料金														0
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CD物流センター	電気	A	使用量(kwh)	昼間													0
				夜間													0
			料金														0
	ガス	使用なし	使用量(㎥)														
			料金														
	石油燃料	使用なし	使用量(L)														
			料金														
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
EF営業所	電気	料金換算	使用量(kwh)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			料金														0
	ガス	使用なし	使用量(㎥)														
			料金														
	石油燃料	使用なし	使用量(L)														
			料金														
			料金計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
GH物流センター	電気	面積換算	使用量(kwh)		20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	20,769	249,228
			料金		301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	3,613,800
	ガス	LPG	使用量(㎥)														0
			料金														0
	石油燃料	灯油	使用量(L)														0
			料金														0
			料金計		301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	301,150	3,613,800

使用料金÷換算係数1（式入力済み）

年間固定：使用面積×換算係数2（式入力済み）

年間固定：使用面積×換算係数3（式入力済み）

換算係数1	1kwh当り平均単価	@￥16/kwh	※全社平均値より算出
換算係数2	1坪当り平均電力量	@66kwh/坪	※全社平均値より算出
換算係数3	1坪当り平均電力料金	@￥1000/坪	※全社平均値より算出

※ 省エネ法では、金額（料金）は不要ですが、本シートでは使用量と金額の両方を管理することとしています。

※ このフォーマットは事例であり、日食協が指定・推奨するフォーマットではありません。

加工食品卸売業では、省エネ法（事業場部門）のデータ収集は、エネルギー供給会社から提示される請求書・領収書を使用することを原則と致しますが、それが困難な場合は、自社の他事業所の平均値を用いて拡大推計することと致します。
ただし、極力全事業場の数値を取ることとし、数ヶ所のデータを取得して、それを拡大推計してはなりません。
また、収集したデータは「事業所別月別エネルギー使用量推移表」を作成して管理することと致します。

3. エネルギーの使用に係る原単位について

日食協では、省エネ法（事業場部門）のエネルギーの使用に係る原単位（以下、原単位と記す）は、「エネルギー使用量÷**商品取扱高**」と定めています。
事業場部門においても同様に、原単位を「エネルギー使用量（原油換算）÷**商品取扱高**」と致します。
しかしながらそれとは異なる原単位を設定している業界もあるようです。

今後、省エネ法においては、加工食品卸売業として「エネルギー使用量（原油換算）÷商品取扱高」以外の原単位を算出することが求められる可能性が大いにあります。
さらに、原単位を数多く設定すれば、環境の側面からさまざな指数を算定できることとなり、会員企業の環境経営をより精緻なものにできることにつながります。
そこで、加工食品卸売業界として押さえておくべき原単位をご紹介します。

【加工食品卸売業における原単位に用いる数値】

(1) 原単位の分子となる数値
① エネルギー使用量（ただし、CO_2排出量も一緒に管理することは可）

(2) 原単位の分母となり得る数値（エネルギー使用の効率化に資する項目を基本とする）
① 商品取扱高（共配の場合等：他社帳合出荷金額を含む）
② 商品取扱高（＝倉出売上高：他社帳合出荷金額を含まない）
③ 総売上高（物販の倉出売上高＋直送売上高）
④ 商品取扱個数、重量（他社帳合出荷個数を含む）
⑤ 商品取扱個数、重量（他社帳合出荷個数を含まない）
⑥ 使用面積（延べ床面積）
⑦ 温度帯別使用面積（延べ床面積）

省エネ法（事業場部門）の原単位の分母にする値については、定期報告書に記載する際は会員企業の判断に委ねますが、加工食品卸売業界としては平均値（二次データ）を算出するために、各企業とも「商品取扱高」、「総売上高」を分母とした原単位を二つとも算出/把握することと致します。

※「使用面積（延べ床面積）」、及び温度帯別使用面積（延べ床面積）については、エネルギーの使用に係る原単位を算出するために、非常に有用であると考えられます。
加工食品卸売業においては、極力この数値を把握することを検討してください。

[まとめ] 加工食品卸売業の省エネ法（事業場部門）運用ルール一覧

1. 収集対象範囲（P79）

加工食品卸売業では、省エネ法（事業場部門）においては社外的に名称を有する事業者が設置しているすべての施設のエネルギー使用量を算出することと致しますが、他者の運営する営業倉庫、及び他企業が運営する共配センター（自社は子ベンダーとして参画）はこの対象から除外することと致します。

2. 基礎データ収集方法（P81）

加工食品卸売業では、省エネ法（事業場部門）のデータ収集は、エネルギー供給会社から提示される請求書・領収書を使用することを原則と致しますが、それが困難な場合は、自社の他事業所の平均値を用いて拡大推計することと致します。ただし、極力全事業場の数値を取ることとし、数ヶ所のデータを取得して、それを拡大推計してはなりません。
また、収集したデータは「事業所別月別エネルギー使用量推移表」を作成して管理することと致します。

3. エネルギーの使用に係る原単位について（P85）

省エネ法事業場部門の原単位の分母にする値については、定期報告書に記載する際は会員企業の判断に委ねますが、加工食品卸売業界としては平均値（二次データ）を算出するために、各企業とも「商品取扱高」、「総売上高」を分母とした原単位を二つとも算出/把握することと致します。
なお、「使用面積（延べ床面積）」についても各社とも把握を検討願います。

第五章 省エネ法（事業場部門）に関する Q&A

1. 特定事業者の指定について

【Q01－01】	改正省エネ法を遵守するために、エネルギーを使用する事業者はいつから何を行えばよいでしょうか？
【A01－01】	改正省エネ法により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、平成22年度以降、企業全体でのエネルギー管理に変わります。したがって、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）における企業全体（本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所）のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kL／年以上であれば、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を各経済産業局へ届け出て、「特定事業者」、又は「特定連鎖化事業者」の指定を受けなければなりません。このため、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 1 年間の事業者全体のエネルギー使用量の計測、記録を行って下さい。
【Q01－02】	事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となりますか？
【A01－02】	本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所が対象となります。
【Q01－03】	社員が 1 名しか常勤しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用を把握しなければならないのですか？
【A01－03】	設置している事業所であれば、エネルギー使用量が微量であってもすべて届出の対象となります。なお、エネルギー使用量が 15kL／年未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度国に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することもできます。ただし、一度国に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量の1％未満に限り適用できることとします。
【Q01－04】	「総エネルギー使用量の1％」でいう総エネルギー使用量とはどういったものですか？
【A01－04】	15kL／年未満の事業所も含め、設置している事業所のエネルギー使用量を把握した際の事業者の総エネルギー使用量となります。
【Q01－05】	連結決算対象の子会社などのグループ会社は、どのような単位で届出る必要がありますか？
【A01－05】	子会社などのグループ会社であっても、各企業ごとに法人単位で届け出ていただくこととなります。
【Q01－06】	営業車両等で使用したエネルギー（揮発油・軽油）は届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－06】	主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体のエネルギー使用量は対象外となりますが、工場等の敷地内のみを走行する移動体（例えば構内専用フォークリフト）のエネルギー使用量は算入の対象となります。
【Q01－07】	工事現場で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－07】	工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、劇団小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う工場等に該当しないものについては、算入の対象外となります。なお、常設の住宅展示場は、算入の対象となります。

【Q01－08】	社員食堂、研修所、保養所で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－08】	社員食堂、研修所、保養所などの社員の「福利厚生」に供している施設は算入の対象となります。
【Q01－09】	社宅、社員寮で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－09】	住居部分及びその共用部分は算入の対象外となります。
【Q01－10】	住居と事業活動に用いられる区画が同じ工場等の中にある場合は、どのように算入しますか？
【A01－10】	この場合、事業活動に用いられる区画のエネルギー使用量を分割して算入することになります。なお、住居の区画と事業活動に使用する区画とのエネルギー使用量の分割が難しい場合は、敢えて分割せずまとめて算入しても問題ありません。
【Q01－11】	ある時間帯は住居、ある時間帯は事業活動に用いられる場所については、どのように算入すればよいでしょうか。
【A01－11】	当該場所が、主に住居として用いられている場合は算入の対象外となり、主に事業活動に用いられる場合は算入の対象となります。
【Q01－12】	海外法人は対象となりますか？
【A01－12】	日本に所在する外資系企業等の場合、その事業者単位のエネルギー使用量 1,500kl／年以上である場合には、日本における代表者が届出を行う必要があります。他方、日本の企業が海外に工場等を設置している場合、その海外事業所は対象外となります。
【Q01－13】	1,500kL／年未満の特定事業者に指定されない事業者は、省エネ法の規制を受けないのでしょうか？
【A01－13】	事業者単位のエネルギー使用量が 1,500kL／年未満の場合、その事業者には定期報告書・中長期計画書の提出やエネルギー管理統括者の選任などの特定事業者に係る義務は適用されません。 なお、エネルギーを使用する者は、特定事業者か否かに関わらず、省エネ法第 4 条の規定により「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下、「判断基準」という。）」に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めていただくこととなります。
【Q01－14】	自社（A 社）が生産（又は購入）した商品を他社（B 社）が所有する倉庫に保管している場合、当該倉庫にかかるエネルギー使用量はどのように算入しますか？
【A01－14】	B 社が倉庫業法に基づき登録された「倉庫業者」に該当する場合、倉庫の運営・管理は B 社の責任の下で行われることから、当該倉庫にかかるエネルギー使用量はすべて B 社が算入します。他方、B 社が「倉庫業者」に該当しない場合、【A04－01】に示した整理に基づき、倉庫のオーナー（B 社）は、テナント（A 社）がエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入し、テナント（A 社）は、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入します。

【Q01－15】	A 社の工場・事業場内において、製造ラインの一部工程や社員食堂に関する業務を他社（B社）に委託している場合、当該業務にかかるエネルギー使用量は、どちらの企業が算入しますか？
【A01－15】	当該業務の運営・管理はA社の責任の下で行われていると考えられ、かつ、B社の工場・事業場とはいえないことから、当該業務にかかるエネルギー使用量はA社が算入します。
【Q01－16】	A社の倉庫において、荷役業務等をB社に業務委託している場合、当該荷役業務等にかかるエネルギー使用量は、どちらの企業が算入しますか？
【A01－16】	当該倉庫の運営・管理はA社の責任の下で行われていると考えられるため、仮にB社がフォークリフトなどの機器を持ち込んで業務を行っていたとしても、【A01-18】と同様に、当該荷役業務等にかかるエネルギー使用量はA社が算入します。
【Q01－17】	自社のサーバーを他社が設置しているデータセンター（顧客のサーバーを預かり、保守・運用サービスなどを提供する施設）に預けている場合、誰が当該サーバーのエネルギー使用量を算入しますか？
【A01－17】	当該サーバーはデータセンターの事業所内にあり、当該サーバーを預けている事業者の事業場とはいえないことから、いわゆるスペース貸しやラック貸し等の保管形態にかかわらず、データセンターを設置している事業者が算入します。
【Q01－18】	小売店舗等の事業所内に ATM（現金自動預け払い機）や自動販売機が置かれている場合、誰がエネルギー使用量を算入しますか？
【A01－18】	ATM や自動販売機が機器単体で置かれている場合は、これらの機器が置かれている事業所を設置している事業者が算入します。なお、ATM や自動販売機が機器単体で複数台置かれていたとしても、同様とします。例えば、一区画にATMが機器単体で置かれている場合（例：コンビニエンスストアの店内にある ATM）には、ATM の設置者（銀行等）ではなく、ATM が置かれている事業所を設置している事業者（コンビニエンスストア等）が自ら使用する設備の一部として算入します。他方、建屋形式の ATM コーナーのように、銀行等が一区画において、空調、照明と合わせてATM施設を設置している場合は、銀行等が算入します。
【Q01－19】	百貨店等の売り場内において、「消化仕入れ契約」という契約方式により営業を行う専門店があります。この場合、誰が当該専門店にかかるエネルギー使用量を算入しますか？
【A01－19】	ビルのオーナーである百貨店等の売り場内において、他事業者が消化仕入れ契約等といった契約により事業活動を行っている場合、オーナーとは別の事業者が一区画を専用しているとはいえないと考えられることから、百貨店等が当該専門店のエネルギー使用量を算入します。他方、オーナーと他事業者との間で賃借関係があるときは、【A04－01】に示した整理に基づき、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入し、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入します。

【Q01－20】	EXCO 事業※を利用してコージェネレーション設備を導入している場合、当該設備のエネルギー使用量は、コージェネレーション設備の利用者と ESCO 事業者のどちらが算入しますか？
【A01－20】	ESCO 事業により導入した設備は、その契約により所有形態が異なる場合がありますが、当該設備の導入の決定を ESCO 事業者が行っているとは考えられず、かつ、当該設備のエネルギーは当該設備の利用者が自らの事業の用に使用しているものであることから、当該設備のエネルギー使用量は、利用者が算入します。 ※ESCO 事業…省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギー・メリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業。
【Q01－21】	地方公共団体における一部の施設を、法令に基づき首長以外の者が資産管理等を行っている場合があるが、誰が当該施設にかかるエネルギー使用量を算入しますか？
【A01－21】	当該施設の資産管理等を行っている事業者が算入します。【「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」をご参照下さい。】
【Q01－22】	地方公共団体において、いわゆる「指定管理者制度」に基づき、一部の施設の管理等を民間企業（指定管理者）が行っている場合があるが、誰が当該施設のエネルギー使用量を算入しますか？
【A01－22】	指定管理者が管理等を行う施設であっても、地方公共団体のエネルギー使用量として算入します。【「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」をご参照下さい。】
【Q01－23】	道路関係の施設や設備は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－23】	高速道路などの料金所に隣接する管理事務所、サービスエリアやパーキングエリアに立地する施設等において使用するエネルギーは、対象となります。他方、道路に付帯する設備（料金所（料金ゲートを含む）、街灯、トンネル内の照明・空調設備など）は、対象外となります。
【Q01－24】	携帯電話や PHS 等のアンテナ（基地局）に係るエネルギー使用量は、誰が算入しますか？
【A01－24】	アンテナが単体で駅のプラットホーム・建物屋上などに取り付けられている場合、アンテナが置かれている施設を設置している事業者が当該アンテナのエネルギー使用量を算入します。他方、携帯電話会社等が、一区画において施設等と複合した形態でアンテナを設置している場合、複合施設の設置者（携帯電話会社等）が当該アンテナを含めてエネルギー使用量を算入します。
【Q01－25】	介護サービスを行う事業所や施設は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？
【A01－25】	通所系の事業所については、算入の対象となります。他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所（居）者の生活のためにエネルギーを使用していることから、対象外となります。なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみを分割して算入します。

2. 特定連鎖化事業者の指定について

【Q02－01】	特定連鎖化事業者として指定を受ける必要があるのは、どのような事業者でしょうか？
【A02－01】	フランチャイズチェーン事業などにおいて、以下の条件を満たしており、かつ、本部と加盟店のエネルギー使用量（原油換算値）を合計して 1,500kL／年以上であれば、その本部が特定連鎖化事業者として指定を受けます。 ＜条件＞ 本部と加盟店との契約における約款において、以下の1及び2の双方の事項を満たしていること。 1. 加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告を加盟店から本部にさせることができること 2. 以下のいずれかを指定していること ① 空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法 ② 冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法 ③ 照明に係る機種、性能又は使用方法 ④ 加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法 また、本部が定めた方針又は行動規範、マニュアルを遵守すべき定めが約款に規定されている場合は、それら又は約款に1及び2の条件が規定されている場合についても同様の扱いとします。
【Q02－02】	フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A02－01】に示した条件を満たしている場合、その本部はエネルギー使用量をどの範囲まで把握しなければならないのでしょうか？
【A02－02】	本部が設置している工場等（例：本部、工場、配送センター、直営店）のエネルギー使用量を把握するとともに、フランチャイズチェーン事業などに加盟する者が設置している当該事業に係る工場等（加盟店）のエネルギー使用量を把握する必要があります。
【Q02－03】	フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A02－01】に示した条件を満たしている場合であって、その本部自らが設置している工場等のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kL／年以上の場合については、特定連鎖化事業者だけでなく、特定事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？
【A02－03】	特定連鎖化事業者のみの指定を受けることとなります。
【Q02－04】	A社が行うフランチャイズチェーン事業における加盟店（B社）との約款が【A02－01】に示した条件を満たしており、B 社が設置している店舗が複数あります。当該事業における B 社の店舗だけで年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kL／年以上になる見込みですが、この場合、B 社は特定事業者の指定受けなければならないでしょうか？
【A02－04】	はい、そのとおりです。この場合、B 社は特定事業者として指定を受けるとともに、A 社の加盟店として、A 社の事業の加盟店にかかるエネルギー使用量を、A 社に対し約款に基づき報告する必要があります。

【Q02－05】	複数のフランチャイズチェーン事業を行っており、いずれも【A02－01】に示した条件を満たしている場合、その本部は複数の特定連鎖化事業者として指定を受けなければならないのでしょうか。
【A02－05】	複数の事業について一括して指定を受けることになりますので、複数の指定を受ける必要はありません。

3. エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について

【Q03－01】	エネルギー管理統括者は、どのような者を選任しなければならないのですか？
【A03－01】	事業経営の一環として、事業者が設置している全工場等につき鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る方、原則として役員等の役職に就いている方を選任いただく必要があります。例えば、財務担当や情報担当といった担当役員が置かれているように、エネルギー担当といった役員を設置し、その任に当たらせることも一案として考えられます。なお、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者といった資格の要件はありません。
【Q03－02】	エネルギー管理統括者は、どのような役割を担っているのでしょうか？
【A03－02】	①エネルギーを消費する設備やエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設及び改造又は撤去の決定、②定期報告書や中長期計画等の作成事務、③エネルギー管理指定工場等を設置している事業者にあっては、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任、指導に関することが役割として挙げられます。
【Q03－03】	エネルギー管理企画推進者は、どのような者を選任しなければならないのですか？
【A03－03】	エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者の中から選任いただく必要があります。
【Q03－04】	エネルギー管理企画推進者は、どのような役割を担っているのでしょうか？
【A03－04】	エネルギー管理統括者の職務を実務面から支え、補佐することが役割となります。
【Q03－05】	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、本社で常勤している者でないと選任できないのでしょうか？
【A03－05】	必ずしも本社で常勤していない方であっても、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の役割を担うことができる方であれば、選任できます。
【Q03－06】	エネルギー管理企画推進者を、エネルギー管理者、あるいはエネルギー管理員と兼任することは可能でしょうか？
【A03－06】	原則不可能ですが、条件をつけた上で兼任を認める方向で現在検討中です。
【Q03－07】	平成21 年度以前に開催された「エネルギー管理講習」を受けた者であっても平成22 年度以降エネルギー管理企画推進者やエネルギー管理員に選任することができますか？
【A03－07】	①平成 18 年度から平成 21 年度の間に「エネルギー管理講習」の「新規講習」を修了した者、又は②平成 21 年度に「資質向上講習」を修了した者であれば選任することができます。（ただし、①に該当する者であり、平成 18 年度にエネルギー管理指定工場のエネルギー管理員に選任された者は、平成 21 年度に「資質向上講習」を修了する必要があります。）

【Q03－08】	エネルギー管理士試験、エネルギー管理講習の開催予定等の情報はどのように入手できますか？
【A03－08】	エネルギー管理士試験、エネルギー管理講習を実施する機関として財団法人省エネルギーセンターが指定されていますので、同センターのホームページをご参照下さい。 【省エネルギーセンターホームページ URL】http://www.eccj.or.jp/mgr1/index.html

4. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について

【Q04－01】	テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか？
【A04－01】	オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について届け出る必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて届け出る必要があります。

【Q04－02】	エネルギー管理権原を有しているとはどのような状況をいうのでしょうか？
【A04－02】	①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

【Q04－03】	テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよろしいでしょうか？
【A04－03】	テナント専用部のエネルギー使用量は、オーナーからテナント毎に伝えることが重要であり、オーナーは可能な範囲で対応することが望まれます。なお、テナント専用部のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されていない場合が多いことから、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってもよいこととします。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合には、テナントのみで推計して届出してもよいこととします。

【Q04－04】	テナント専用部における推計手法とはどういった手法が考えられますか？
【A04－04】	推計手法はあくまで事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な計算方法を選択することとなります。空調エネルギーにおける推計手法として考えられるものは、 ① テナントの活動情報を考慮して案分する手法 ② テナントの面積を用いて案分する手法 ③ 推計ツールを活用し推計する手法 ④ 類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する手法 などが考えられます。推計ツールは、財団法人省エネルギーセンターのホームページに公表しております。 【省エネルギーセンターホームページ URL】http://www.eccj.or.jp/bldg-actool/index.html

【Q04－05】	区分所有のビルであって、オーナーが複数いる場合は、どの範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか。
【A04－05】	区分所有している区画ごとにエネルギー使用量を把握し、各オーナーから届け出ていただく必要があります。また、区分所有している区画以外の共用部分については、区分所有者で協議の上、1者から共用部全体を届け出ていただく必要があります。

【Q04－06】	共同所有ビルの場合、誰が届け出を行いますか？
【A04－06】	所有者間で協議の上、1者が代表して届け出ます。 なお、当該ビルの入居者にて構成する管理組合が機能しており、かつ、当該ビルのエネルギー管理権原を実態的に有していると判断できる場合は、管理組合が届け出ることもできます。管理組合が届け出た場合、共同所有者は当該ビルについて届け出る必要はありません。
【Q04－07】	区分所有ビルの場合、【Q04－05】において、所有しているオーナーごとに各区画のエネルギー使用量を届け出ると記載されていますが、区分所有ビルの入居者にて構成する管理組合が届け出ることは可能ですか。
【A04－07】	管理組合が機能しており、かつ、当該ビルのエネルギー管理権原を実態的に有していると判断できる場合は、管理組合が届け出ることができます。管理組合が届け出た場合、区分所有者は当該ビルについて届け出る必要はありません。
【Q04－08】	証券化ビルの場合、誰が届け出を行いますか？
【A04－08】	当該ビルの管理にかかる指図権を有している特別目的事業体（特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等）が届け出ます。
【Q04－09】	A 社が所有する建物全体を B 社が単独で賃借（一棟借り）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？
【A04－09】	一棟借りの場合についても、オーナー・テナントの双方が【A04－01】に示した整理に基づいて算入しますが、オーナー（A 社）とテナント（B 社）の双方が合意している場合に限り、建物全体のエネルギー使用量をテナント（B 社）のみが算入することもできます。なお、その合意については、テナント（B 社）がエネルギー管理義務を負うことなどの事項につき、覚書等を書面で取り交わすことが望まれます。
【Q04－10】	A 社が所有する建物（の全部又は一部）を B 社が賃借し、さらに B 社が当該賃借部分の全部又は一部を C 社に転貸（サブリース）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？
【A04－10】	この場合、【A04－01】に示した整理に基づき、A 社は建物全体のエネルギーから、B 社及び C 社にエネルギー管理権原がある設備のエネルギーを引いた値を算入します。また、B 社及び C 社は、専用部のエネルギー使用量（エネルギー管理権原がある設備、専用部分で使用する空調・照明等）を算入します。なお、B 社が専用している区画がない（つまり、B 社が当該賃借部分の全部を C 社に転貸している）場合は、B 社にエネルギー管理権原がある設備が建物内に設置されている場合に限り、B 社が当該設備のエネルギー使用量を算入します。
【Q04－11】	A 社が所有する建物に B 社がテナントとして入居していますが、B 社の専用部の一部分を B 社と貸借契約を結ばない形態で C 社が使用しています。この場合、誰が C 社のエネルギー使用量を算入しますか？
【A04－11】	B 社と C 社の間に貸借関係にない場合は、C 社が使用している区画のエネルギー使用量も含めて、B 社がテナントとして専用部におけるエネルギー使用量を算入します。

5. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書について

【Q05－01】	エネルギー使用状況届出書等の提出時期はいつ頃ですか？
【A05－01】	エネルギー使用状況届出書は5月末、定期報告書及び中長期計画書は7月末までにご提出いただくこととなります。なお、法改正導入の初年度となる平成 22 年度については、経過措置を設け、エネルギー使用状況届出書は 7 月末、定期報告書及び中長期計画書は 11 月末までとなります。
【Q05－02】	エネルギー使用状況届出書はどこに提出すればよろしいでしょうか？
【A05－02】	本社の所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。また、登記簿上の本店と、実質的な本社機能のある事務所（事業者全体のエネルギー管理の状況ついて把握し、管理体制の整備等を行い得る事務所）の所在地が異なる場合は、実質的な本社機能のある事務所の所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。
【Q05－03】	定期報告書、中長期計画書はどこに提出すればよろしいでしょうか？
【A05－03】	経済産業局及び各事業を所管している省庁の地方支分部局（いずれも本社の所在地を管轄する局）となります。なお、複数事業を行っている場合については、各事業を所管している省庁の地方支分部局ごとに提出が必要となります。
【Q05－04】	定期報告書につき、エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要がありますか？
【A05－04】	エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要はありませんが、事業者全体の定期報告書の内訳としてエネルギー管理指定工場の定期報告書を添付いただくこととなります。
【Q05－05】	中長期計画書を作成するにあたり、参画証明書は必要ですか？
【A05－05】	今回の省エネ法改正では、中長期計画書の作成におけるエネルギー管理士の参画要件はありません。よって、平成 22 年度以降はこれまでのような参画証明書は不要となります。これは、事業者全体の中長期計画書を作成する際、これまでの現場におけるエネルギー管理の知見以上に経営戦略上の視点が必要となることから、事業者全体において鳥瞰的なエネルギー管理を行い得るエネルギー管理統括者（及びそれを補佐するエネルギー管理企画推進者）が作成を担当することとなるためです。

6. 判断基準について

【Q06－01】	判断基準の変更はありますか？
【A06－01】	はい。今回の改正により業務部門の事業者が多く対象となることが予想され、その便宜を図るため、判断基準の構成を、①事務所等に関するものと、②工場等に関するものとに分けて規定します。また、①、②に共通する事項として、事業者が統括的に取り組むべき事項を新たに追加します。
【Q06－02】	判断基準に記載されている、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1％改善するという努力目標は、工場等ごとに取り組むものでしょうか。
【A06－02】	この努力目標は、設置している工場等ごとにかかるものではなく、事業者全体で取り組んでいただくものとなります。

【Q06－03】	エネルギー管理指定工場である工場の敷地内に事務部門のビルが立地している場合、当該ビルのエネルギー消費設備に関する管理標準は、省エネ法改正前の判断基準に基づいて設定した管理標準とは別に、新たに“専ら事務所その他の用に供する事業所における判断基準（事務所等の判断基準）”に従って設定しなければならないでしょうか？
【A06－03】	この場合、既に設定している管理標準があれば、新たに“事務所等の判断基準”に基づいた管理標準を別に設定する必要はありません。
【Q06－04】	規模が小さく、使用する設備が限定的な事業所（例えば、空調、照明、パソコンのみ使用する事務所）についても、事業所ごとに判断基準に基づく管理標準を作成する必要がありますか？
【A06－04】	原則として管理標準は事業所ごとに作成する必要がありますが、エネルギー管理指定工場に指定されていない工場・事業場に設置された設備であり、包括的に管理標準を作成できる設備（例えば、空調、照明、OA 機器等）については、会社全体で包括的に管理標準を作成しても問題ありません。

7. その他

【Q07－01】	改正省エネ法にかかる説明会を行う予定はありますか？
【A07－01】	各経済産業局で開催しております。詳細は、各経済産業局のホームページ又は資源エネルギー庁ホームページでご確認下さい。 【資源エネルギー庁ホームページ URL】 http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm
【Q07－02】	改正省エネ法の運用に係る詳細な内容は、いつ・どのような形で情報入手できますか？
【A07－02】	資源エネルギー庁のホームページにおいて、トピックス「平成 20 年度省エネ法改正の概要」のページにパンフレット等を掲載しております。その他の運用に係る内容につきましては、適宜ホームページに掲載いたします。 【資源エネルギー庁ホームページ URL】 http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm
【Q07－03】	政令・省令・告示はいつ公布されましたか？
【A07－03】	政令につきましては平成 21 年 3 月 18 日、省令及び告示につきましては平成 21 年 3 月 31 日に公布されました。
【Q07－04】	今回の省エネ法改正のもうひとつの柱である「住宅・建築物」にかかる措置の改正内容についての問い合わせ先はどこですか？
【A07－04】	国土交通省住宅局住宅生産課 TEL 03-5253-8111 （内線 39-428）になります。
【Q07－05】	電力会社による電気使用量の検針日が必ずしも月末最終日になっていませんが、1年間のエネルギー使用量は、日割計算などを行って、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの使用量として正確に算入する必要がありますか？
【A07－05】	年度ごと（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）のエネルギー使用量を算入することが原則となりますが、検針日が月末最終日でないために年度単位の電気使用量が把握困難な場合は、4 月 1 日以降の直近の検針日から翌年 3 月 1 日以降の直近の検針日までに示された計 12ヶ月分の電気使用量を 1 年間の使用量として算入することもできます。

【Q07－06】	事業者全体のエネルギー消費原単位を計算する際、同一企業が複数の事業を行っているため、「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(定期報告書の特定－第3表の E 欄)」の単位を単一に設定できない場合、当該原単位の対前年度比はどのように算出しますか？
【A07－06】	「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の単位を単一に設定できない場合は、①日本標準産業分類の細分類に基づいた事業ごとにエネルギー消費原単位及び同原単位の対前年度比を算出し、②エネルギー使用量における事業ごとのエネルギー使用割合を乗じて「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度(定期報告書の特定－第3表のI欄)」を算出します。この事業ごとの寄与度を合計した値(定期報告書の特定－第3表の Z 欄)を、事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比とします。
【Q07－07】	合併、分社、譲渡等を行ったため、年度途中で A 社の設置する工場・事業場が新たに追加(又は減少)した場合、A 社の当該年度のエネルギー使用量はどのように算入しますか？
【A07－07】	合併等により A 社の工場・事業場を新たに追加した場合、当該工場・事業場における、“合併等を行った日”から“当該年度の 3 月 31 日”までのエネルギー使用量を算入します。同様に、分社等により A 社の工場・事業場ではなくなった場合、当該工場・事業場における、“当該年度の 4 月 1 日”から“分社等を行った日”までのエネルギー使用量を算入します。
【Q07－08】	LP ガスの使用量について、定期報告書には“t(トン)”の単位を用いて記載することとなっていますが、供給事業者からの検針票等に“m3(立方メートル)”の単位で表示されている場合、どのようにして“t(トン)”に換算しますか？
【A07－08】	LP ガスを“m3(立方メートル)”から“t(トン)”に換算する際の係数は、供給事業者に確認した係数を用いて換算します。なお、係数の確認が困難な場合は、以下の数値を用いて換算することもできます。

種類	1㎥当たりのt(トン)への換算係数
プロパン	1／502 [t]
ブタン	1／355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1／458 [t]

【出典:資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 2009 年 7 月 10 日現在】
http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/qa090710.pdf

第三編　その他の部門の対応

第一章 省エネ法（建築物部門）の対応について

1. 背景と経緯

今般、特に増加傾向にある業務その他部門、家庭部門のエネルギー起源 CO_2 の排出削減を強力に進め、新たな削減目標を達成するため、住宅・建築物分野では、大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や一定の中小規模の建築物について、省エネ措置の届出等の義務付けを柱とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 47 号）が 2008 年 5 月に成立しました。（国土交通省ホームページより）

＜これまでの主な改正内容＞

建築物の種類	延べ床面積	義務事項	平成15年改正	平成18年改正	平成20年改正
住宅	2000㎡以上	省エネ措置届出	×	○	○
		維持管理報告	×	○	○
	300㎡以上 2000㎡未満	省エネ措置届出	×	×	○
		維持管理報告	×	×	○
	300㎡未満	省エネ措置届出	×	×	×
		維持管理報告	×	×	×
住宅以外の建築物	2000㎡以上	省エネ措置届出	○	○	○
		維持管理報告	×	○	○
	300㎡以上 2000㎡未満	省エネ措置届出	×	×	○
		維持管理報告	×	×	○
	300㎡未満	省エネ措置届出	×	×	×
		維持管理報告	×	×	×

※ ○印は義務化されていることを表しています。

■平成 15 年度改正

述床面積 2000 ㎡以上の建築物（住宅を除く）を新築・増改築をする場合に、所管行政庁への省エネ措置の届出が義務づけられました。

■平成 18 年度改正

延べ床面 2000 ㎡以上の建築物（住宅も含む）新築・増改築及び大規模修繕をする場合に、所管行政庁への省エネ措置の届出が義務づけられました。また、定期的に所管行政庁へ報告する義務が追加されました。

■平成 20 年度改正

延べ床面積 2000 ㎡以上の建築物を第一種特定建築物、また延べ床面積 300 ㎡以上 2000 ㎡未満の建築物を第二種特定建築物と指定し、ともに新築及び増改築及び大規模修繕を行う場合には所管行政庁への省エネ措置の届出が義務づけられました。

※ 詳細は次ページの図 1 を参照願います。

※ 大規模修繕 ＝ 外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は大規模の改修

■図-1

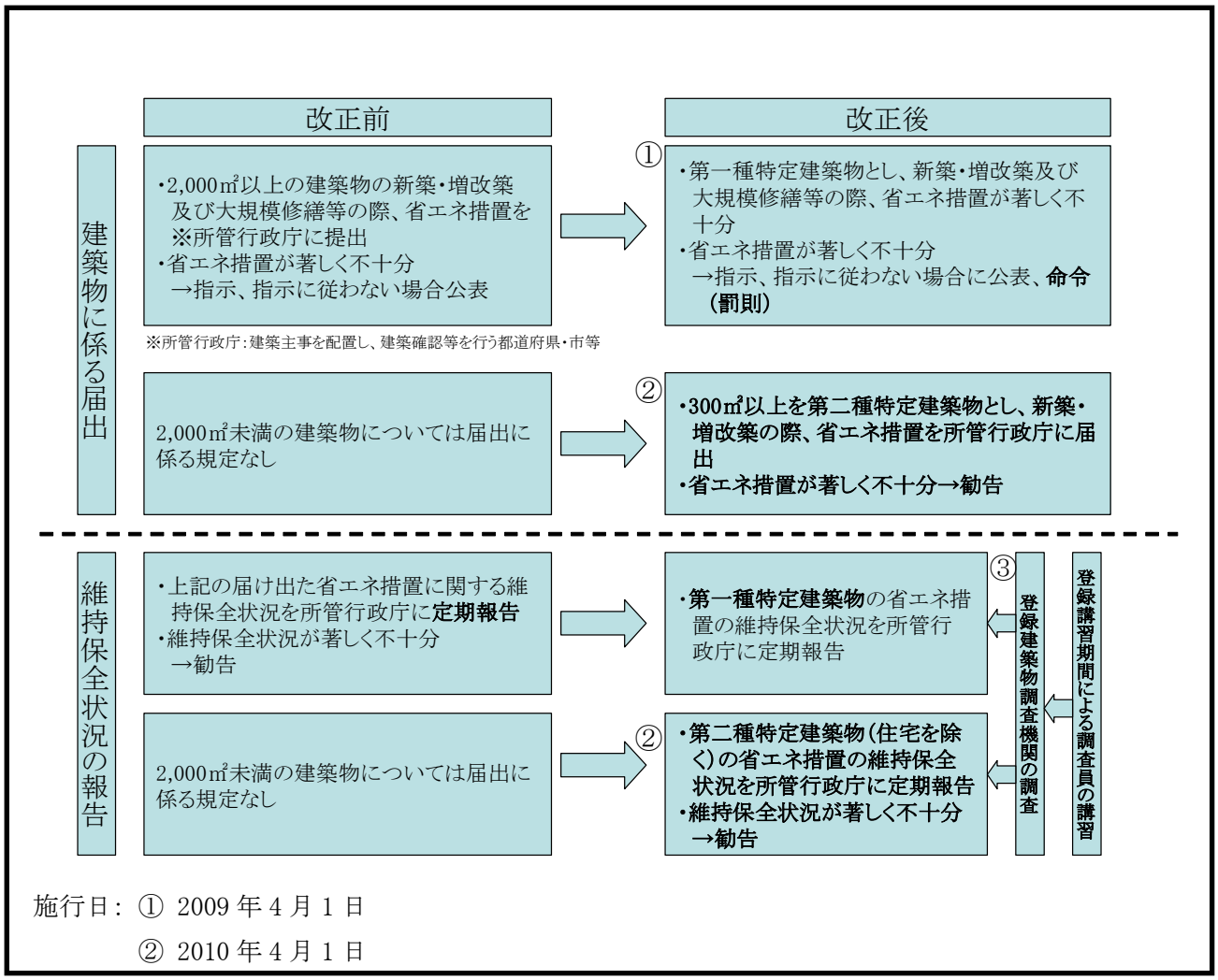

施行日：① 2009 年 4 月 1 日
② 2010 年 4 月 1 日

2. 省エネ法（建築物部門）の平成 20 年度改正内容概略

(1) 大規模な建築物の省エネ措置

→ 建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用のための措置が著しく不十分である場合の命令の導入。

(2) 一定の中規模の建築物について、省エネ措置の届出等の義務付け

→ 新築・増改築時の省エネ措置の届出・維持保全状況の報告を義務付け。維持保全状況が著しく不十分な場合は勧告。

(3) 登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化

→ 当該機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物の維持保全状況の報告を免除等

(4) 住宅を建築し販売する住宅供給事業者(住宅事業建築主)に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入
→ 住宅事業建築主の判断基準の策定
→ 一定個数以上を供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令(罰則)の導入

(5) 建築物の設計、施行を行う者に対し、省エネ性能の向上、及び当該性能の表示に関する国土交通大臣の指導・助言

(6) 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示。

※ 省エネ法(建築物部門)における対応方法については、2009 年 7 月 14 日現在では上記内容の情報が国土交通省のホームページ上で公開されております。
今後、具体的な運用手順が随時公開される可能性が高いので下記 URL を適宜参照して下さい。

【国土交通省ホームページ「改正用エネルギー法関連情報(住宅・建築物関連)」】
URL ： http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html

3. 加工食品卸売業の省エネ法(建築物部門)への対応方法について

既に平成 18 年度より省エネ措置の届出基準が改正されております。
社屋、倉庫を問わず、新築・増改築、及び大規模修繕を行う際には、必ず建築業者に対して「省エネ法の届出」についての確認を行って下さい。

第二章 省エネ法(機械器具部門)の対応について

加工食品卸売業は対象外です

省エネ法が関連する規制対象部門には、上記の「運輸部門」、「事業場部門」、「建築物部門」の他に「機械器具部門」があります。ただし、「機械器具部門」は対象者が「エネルギーを消費する機械器具の製造事業者・輸入事業者」であるため、本ガイドラインでは説明を省略致します。
※ 詳細については、省エネルギーセンターのホームページを参照願います。

【ECCJ 省エネルギーセンター / 省エネ機器】
URL http://www.eccj.or.jp/sub_06.html

第四編 加工食品卸売業界から見た環境問題の方向性

○ 加工食品卸売業から見た環境問題の方向性

2009 年は環境問題への取り組みの中で、後世からエポックメーキングな年として記憶されることになるでしょう。年末にデンマークで開催される国際会議（COP15）では、2050 年に向け地球規模でCO_2排出量を半減させるための国際合意が形成される見込みです。これを受け、日本でも環境に対する取り組みを法規制の裏付けによって本気で行わなければならないキックオフの年となるに違いありません。

来るべき 2050 年をデータで考えてみましょう。
世界の人口は現在 63 億人。毎年 1 億人前後の増加が見込まれており、2050 年には 90 億人に達していると思われます。今ですら 8 億人の人々が栄養不足で飢餓状態にあります。しかし 2050 年、現在より約 30 億人の人口が増加し、世界全体の生活レベルが上がることにより、食糧は現在の 2 倍の量が必要になると推定されています。当然ながら食糧を生産するための水の不足も懸念されます。足りない食糧、足りない水、そして足りないエネルギー等を日本が、そして世界各国が奪い合うことになります。この問題に対して世界が一丸となって真剣に取り組まなければ、環境破壊がさらに進むことになります。大きなカタストロフィ（破局）の到来もまんざら絵空事とは言い切れません。
環境問題に対する取り組みは、資源・エネルギーの枯渇と争奪を、人類の英知で解決しようという壮大な試みです。各国は様々な環境に関する法規制や制度を作り、また企業はその中で環境対応を進めるべく、環境マネジメントシステム（ISO14001 認証）等の導入を進めてきました。

1999 年 12 月、日食協は業界団体として「環境自主行動計画」を作成し、業務所管省庁である農林水産省に提出致しました。それから 10 年もの間、日食協は会員企業各社に対して、環境問題に対する取り組みの強化を呼びかけ続けて参りました。
現在、企業を取り巻く情勢は大きく変化しています。当時では考えられなかったほど環境関連用語が多くの人々に認識されるようになっているのは、ご存知の通りです。
行政も 10 年前とは異なり、各業界団体から提出された「環境自主行動計画」を、業界スローガンとして捉えるのではなく、「自主」の字を取り去り、行政−業界間の「契約」として認識しつつあります。

また、この 10 年もの間に、数多くの環境関連法規制も改正、施行されてきました。
それらの改正された法規制の中で、**加工食品卸売業の本業（コアコンピタンス）である「お客様に商品をお届けする」という事業活動に対して環境負荷低減を求めるものが、「省エネ法」と言えます。**
運輸部門については特定荷主企業の定期報告書提出が 3 回目を数え、法規制の第一約束期間である 5 年間の折り返し地点を過ぎました。特定荷主企業は自社の原単位の推移を把握することにより、法で定められている「5 年間で 5%の原単位改善」を達成するために、エネルギー使用量算定方法のレベルアップとその数値の裏付けの下に、**業務実態に即した改善計画（「計画書」）を作成することがますます必要**になってきました。
この省エネ法は今般、再改正されることになり、日食協としても 2006 年に発行した省エネ法対応業界ガイドラインを改定し、対応を強化することと致しました。

徐々に企業に対する規制が厳しくなる中、今後の行政施策の環境問題対応の方向性はふたつあるといえます。

ひとつはエネルギー使用量を把握し、社会に公表することを企業に求める動きです。
既に加工食品卸売業は、特定荷主として「定期報告書」に記載したエネルギー使用量と CO_2 排出量が公表されていますが、2011 年度以降は事業場（事務所・配送センター）のエネルギー使用量の数値も公表されるものと思われます。2009 年度現在、加工食品卸売業界として運輸部門については、特定荷主企業 12 社のエネルギー使用量が公表されていますが、事業場部門のエネルギー使用量については、その倍の 24 社以上の数値の公表が予想されます。

これらの環境関連数値を基に、業界比較や同業他社比較が行われるようになります。
同業他社比較が行われるということは、**各企業が環境問題対応について説明責任を果たすことが求められる**ことに他なりません。
その最たる例が「環境報告書」、「CSR 環境報告書」の作成義務化です。
加工食品卸売業では、会員企業数社が先んじてこれらを発行していますが、政府は「環境配慮法」改定により、大手企業に対して、これらの報告書を 2、3 年度以内に作成させるという「マイルストーン」を設定しています。

また、省エネ法を語る上で、やはり CO_2 削減は避けて通れない課題です。前述の算定式の点から見ても、**エネルギー使用量と CO_2 排出量はほぼ同義と考えてよい**でしょう。
昨年来、商品の原料生産から調達、製造、輸送、消費、廃棄に至るまでの全過程、つまり商品のライフサイクル全体でどのくらいの CO_2 が排出されるかを算出する**「カーボンフットプリント」**の考え方が導入されようとしています。

<図 6-1> カーボンフットプリントマーク例と算出例

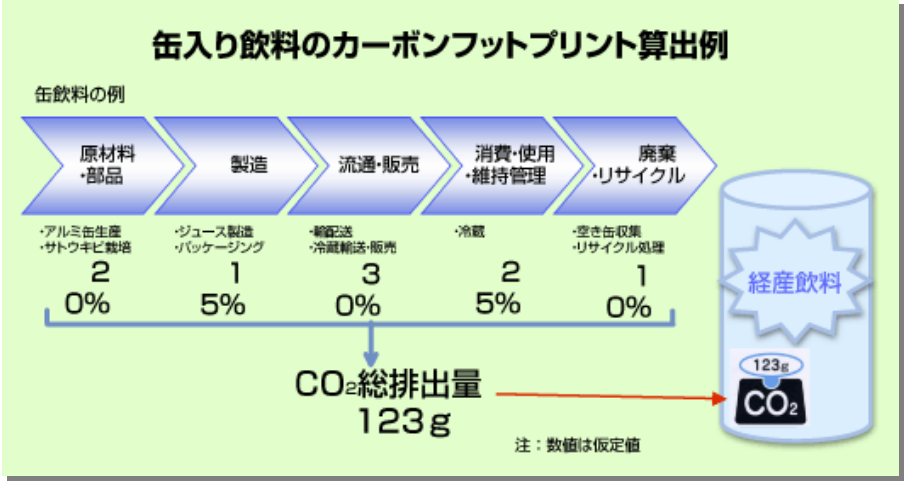

下図のように、日本の一世帯当たりの CO_2 年間排出量は合計で 9 トン近くにもなり、その消費支出項目別 CO_2 排出量は、水道・電気・ガスといった社会的インフラに大きく委ねられるものを除くと、食糧と交通（マイカーなどを含む）が突出していることがわかります。

このような実態から生活者に焦点を絞ったカーボンフットプリントという制度は、消費財、とりわけ加工食品を含む食糧がターゲットになっており、私たち加工食品卸売業と密接な関係があります。
つまり、**加工食品卸売業が関係する中間流通部分の CO_2 排出量は、カーボンフットプリントの一翼を担う数値として重要な位置を占めている**のです。そして、加工食品卸売業が算出し、公表した数値は、自らにとっては「一次データ（実測値）」にもなりますし、他業界が使用するデフォルト値である「二次データ（参考値）」ともなり得ます。
これらの数値は、当然、PCR（商品種別算定基準：Product Category Rule）として公表されるので、今後、**算出数値の「裏づけ」が重要になってくる**ことは必至です。

※ PCR ： 公開する二次データ（参考値）を算出する際、どのように数値を測定したか、どのような数値を使用したか、またどのような算定を行ったかについての基準

<図 6-2> 世帯消費支出別の平均 CO_2 排出量

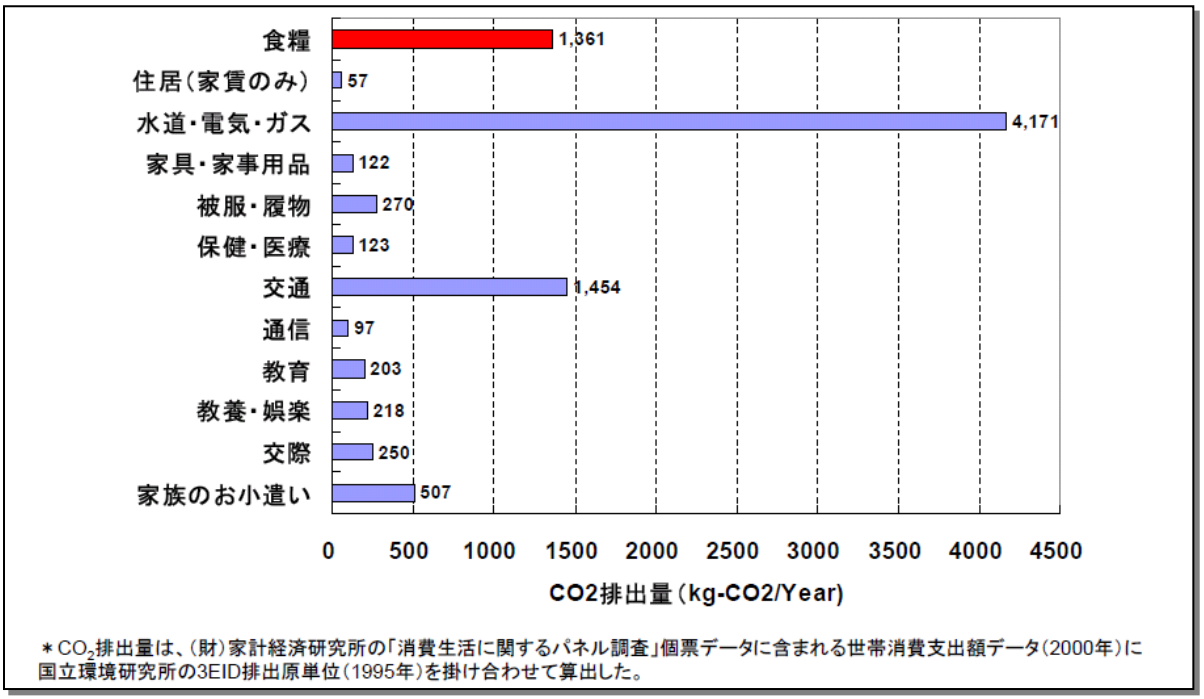

出典：独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門社会と LCA 研究グループ「食品分野の LCA の紹介」資料

もうひとつの方向性は、改善計画数値が未達成の場合にペナルティが科せられることです。

今まで経済産業省の試行事業として「自主排出量取引」が行われていましたが、昨年秋、数百社がこの「排出量取引」の仕組みの中に入り、本年から未達・達成分の売買が始まります。国レベルだけではなく、自治体もこの動向に追随しており、東京都も独自の排出量取引制度を用意しています。排出量取引では、売る側の排出量と買う側の排出量が同じ価値を持たなければ不公平になりますので、こちらの面からも算出数値の「裏づけ」が重要であることは容易にお分かり戴けると思います。

今後、京都議定書約束期間後（ポスト京都議定書）2020 年までの日本の CO_2 削減率が定められる予定であり、日本国内でも 2005 年比 15%以上の削減目標案が掲げられていますが、そのターゲットと考えられているのは、運輸部門と事業場部門です。両部門とも、まさに**加工食品卸売業の中核的事業領域であり、CO_2 排出量数値算定の精度アップ、削減、コスト負担等が大きな圧力として求められてくる**ことになります。

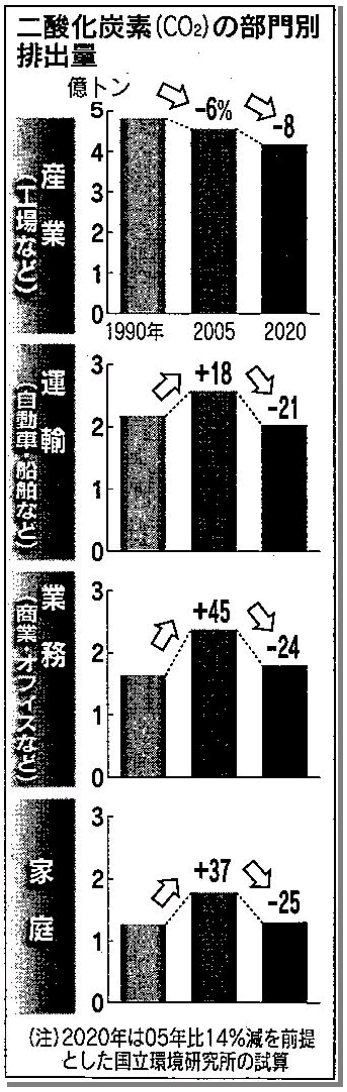

<図 6-3> 二酸化炭素の部門別排出量目標値（2005 年比の 2020 年度目標値）

産業部門	−8.30%
運輸部門	−21.00%
業務部門	−24.40%
家庭部門	−25.30%

出典：日本経済新聞（平成 21 年 6 月 11 日朝刊 3 面）

省エネ法で定められている荷主の判断の基準には、**「技術的かつ経済的に可能な範囲内で」**との注釈がありますが、今一度この言葉を噛み締めたいと思います。

古紙使用 100%を謳い文句にしたコピー用紙が実はそうではなかったために、「環境偽装」というレッテルを貼られ、製紙業界を揺るがす事件となったことは記憶に新しいところです。その結果、グリーン購入基準の修正も余儀なくされており、その後遺症は未だに癒えていません。

会員企業各社は、「この事件を対岸の火事とせず、省エネ法に関しては絶対に同じ轍を踏んではならない」という強い想いを抱いております。

ここに、現在の加工食品卸売業の特定荷主企業 12 社の「定期報告書」を集計した資料があります（下図参照）。この資料を見て戴くとお分かりのように、同業として同じような商品を同じように輸送していながら、原単位でいまだ 3 倍近い格差があります。自動車業界や鉄鋼業界、電機業界、食品製造業界等の他業界ではこのような原単位の格差は見られません。

<図 6-4> 日本加工食品卸協会会員企業 特定荷主 12 社の平成 20 年度実績数値一覧

平成20年度 定期報告書、平成21年度計画書 報告値一覧　※日食協加盟の特定荷主 全12社　（集計日 平成21年7月16日）

区分 / 項目 / 企業名	平成20年度定期報告書											平成21年度計画書	
	売上	燃料法	荷主法		改良トン キロ法		総合					エネルギー削減目標（原油換算値）	
							エネルギー使用量			エネルギー消費原単位			
	① 金額	エネルギー使用量	輸送距離	エネルギー使用量	輸送量	エネルギー使用量	熱量	② 原油換算量	③ CO2排出量	④CO2換算 =③÷①	原油換算 =②÷①	⑤エネルギー削減量	削減率 =⑤÷②
	億円	GJ	km	GJ	千トン キロ	GJ	GJ	KL	t-CO2	t-CO2/億円	KL/億円	KL/年	%
1 A社	4,173	0	0	0	104,106	405,913	405,913	10,473	27,800	6.66	2.51	85	0.8%
2 B社	5,904	29,624	42,575,680	305,736	0	0	335,360	8,652	22,994	3.89	1.47	183	2.1%
3 C社	4,151	362,237	0	0	0	0	362,237	9,346	24,600	5.93	2.25	80	0.9%
4 D社	4,171	17,561	46,889,437	371,973	11,228	48,629	438,163	11,305	30,000	7.19	2.71	102	0.9%
5 E社	19,770	0	159,164,131	1,264,644	0	0	1,264,644	32,628	86,712	4.39	1.65	330	1.0%
6 F社	3,481	0	0	0	59,578	294,253	294,253	7,592	20,200	5.80	2.18	43	0.6%
7 G社	1,233	137,405	187,577	1,643	0	0	139,048	3,587	9,530	7.73	2.91	36	1.0%
8 H社	3,510	238,794	0	0	0	0	238,794	6,161	16,400	4.67	1.76	62	1.0%
9 I社	2,239	122,305	0	0	0	0	122,305	3,155	8,390	3.75	1.41	77	2.4%
10 J社	3,592	292,035	15,120,692	157,700	12,786	62,505	512,240	13,216	35,000	9.74	3.68	211	1.6%
11 K社	12,877	1,182,158	0	0	0	0	1,182,158	30,500	81,000	6.29	2.37	280	0.9%
12 L社	1,284	83,085	0	0	0	0	83,085	2,144	5,700	4.44	1.67	62	2.9%
合計	66,385	2,465,204	263,937,517	2,101,696	187,698	811,300	5,378,200	138,759	368,326	5.55	2.09	1,551	1.1%

私たち加工食品卸売業は、疑問や不安を感じながらも物流現場を支える輸送事業者の方々と連携しながら、省エネ法の主旨を理解し、ともに環境問題への取り組みを進めてきました。

今回改定した当ガイドラインに掲載した「業界統一ルール」に則って会員企業各社が省エネ法関連数値を算定し、それをお互いに改善していくことによって、加工食品卸売業が「社会のインフラ」として機能していけるものと確信しております。

資 料 編

第一章 お役立ち情報

省エネ法に対応するには、計算式、係数、様式(フォーマット)を含むさまざまな情報が必要となります。
また、法規制の一部改正情報や法規制説明会の実施要領等を知ることにより、さらに法規制に対する知識を深めることもできます。
この章では、ホームページアドレスを中心に、省エネ法関連情報を公開している情報源をご紹介致します。

1. 地域経済産業局の担当部署

経済産業局名	担当部署名	電話番号	ホームページアドレス
経済産業省 資源エネルギー庁	省エネルギー対策課	03-3501-9726	http://www.enecho.meti.go.jp/others/tihoulinks.htm
北海道経済産業局	エネルギー対策課	011-709-1753	http://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/index.htm
		担当地域	北海道
東北経済産業局	エネルギー課	022-263-1207	http://www.tohoku.meti.go.jp/shiene-kan/eneindex/index-ene.htm
		担当地域	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局	エネルギー対策課	048-600-0364	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shiene/index_enekoho.html
		担当地域	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
中部経済産業局	エネルギー対策課	052-951-2775	http://www.chubu.meti.go.jp/enekoho/index.htm
		担当地域	富山・石川・岐阜・愛知・三重
近畿経済産業局	エネルギー対策課	06-6966-6043	http://www.kansai.meti.go.jp/shigen.html
		担当地域	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局	資源エネルギー環境課	082-224-5713	http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/energy.html
		担当地域	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局	エネルギー対策課	087-811-8535	http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#13
		担当地域	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局	エネルギー対策課	092-482-5473	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/frame.htm
		担当地域	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局	経済産業部環境資源課	098-866-0068	http://ogb.go.jp/keisan/tyusyou/index.html
		担当地域	沖縄

2. 地域農政局の担当部署

農政局名	担当部署名	電話番号	ホームページアドレス
北海道農政事務所	農政推進課	011-642-5461	http://www.maff.go.jp/hokkaido/
		担当地域	北海道
東北農政局	生産経営流通部食品課	022-263-1111	http://www.maff.go.jp/tohoku/
		担当地域	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東農政局	生産経営流通部食品課	048-740-0466	http://www.maff.go.jp/kanto/
		担当地域	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡
北陸農政局	生産経営流通部食品課	076-263-2161	http://www.maff.go.jp/hokuriku/
		担当地域	新潟・富山・石川・福井

農政局名	担当部署名	電話番号	ホームページアドレス
東海農政局	生産経営流通部食品課	052-201-7271	http://www.maff.go.jp/tokai/
		担当地域	岐阜・愛知・三重
近畿農政局	生産経営流通部食品課	075-414-9024	http://www.maff.go.jp/kinki/
		担当地域	滋賀・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国四国農政局	生産経営流通部食品課	086-224-4511	http://www.maff.go.jp/chushi/
		担当地域	鳥取・島根・岡山・広島・山口　徳島・香川・愛媛・高知
九州農政局	生産経営流通部食品課	096-353-3561	http://www.maff.go.jp/kyusyu/
		担当地域	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局	農林水産部	098-866-0031	http://ogb.go.jp/nousui/index.html
		担当地域	沖縄

3. 地域国税局の担当部署

国税局名	担当部署名	電話番号	ホームページアドレス
札幌国税局	課税第二部酒税課	011-231-5011	http://www.nta.go.jp/sapporo/index.htm
		担当地域	北海道
仙台国税局	課税第二部酒税課	022-263-1111	http://www.nta.go.jp/sendai/index.htm
		担当地域	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東信越国税局	課税第二部酒税課	048-600-3111	http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/index.htm
		担当地域	茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野
東京国税局	課税第二部酒税課	03-3216-6811	http://www.nta.go.jp/tokyo/index.htm
		担当地域	千葉・東京・神奈川・山梨
金沢国税局	課税部酒税課	076-231-2131	http://www.nta.go.jp/kanazawa/index.htm
		担当地域	富山・石川・福井
名古屋国税局	課税第二部酒税課	052-951-3511	http://www.nta.go.jp/nagoya/index.htm
		担当地域	岐阜・静岡・愛知・三重
大阪国税局	課税第二部酒税課	06-6941-5331	http://www.nta.go.jp/osaka/index.htm
		担当地域	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
広島国税局	課税第二部酒税課	082-221-9211	http://www.nta.go.jp/hiroshima/index.htm
		担当地域	鳥取・島根・岡山・広島・山口
高松国税局	課税部酒税課	087-831-3111	http://www.nta.go.jp/takamatsu/index.htm
		担当地域	徳島・香川・愛媛・高知
福岡国税局	課税第二部酒税課	092-411-0031	http://www.nta.go.jp/fukuoka/index.htm
		担当地域	福岡・佐賀・長崎
熊本国税局	課税部酒税課	096-354-6171	http://www.nta.go.jp/kumamoto/index.htm
		担当地域	熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄国税事務局	国税事務所長	098-867-3601	http://www.nta.go.jp/okinawa/index.htm
		担当地域	沖縄

4. その他の関連省庁・各種法人等

省庁等機関名	ホームページアドレス
国土交通省 総合政策局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html
財団法人 省エネルギーセンター	http://www.eccj.or.jp/sub_08.html
グリーン物流パートナーシップ会議	http://www.greenpartnership.jp/index.html
NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）	http://www.nedo.go.jp
JILS（社団法人 日本ロジスティクスシステム協会）	http://www.logistics.or.jp/
荷主ドットコム（現在休止中）	http://www.ninushi.com

5. 様式掲載サイト

(1) 運輸部門様式掲載サイト

省庁等機関名	ホームページアドレス
資源エネルギー庁	http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/yousiki.htm
北海道経済産業局	http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/index.htm ※ 資源エネルギー庁へのリンク
東北経済産業局	http://www.tohoku.meti.go.jp/enetai/energy/kanrishiteikojo/index.htm#荷主における措置
関東経済産業局	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/1-6_shoene_yoshiki.kinyuyoryo.html
中部経済産業局	http://www.chubu.meti.go.jp/enetai/shoene/shoene-ninusi.htm
近畿経済産業局	http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/9.html#i
中国経済産業局	http://www.chugoku.meti.go.jp/energy/shouene/index.htm
四国経済産業局	http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_d2/9_info/top/info_m/shouene/shouenehou/shouenehou.htm
九州経済産業局	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/frame.htm ※ 省エネルギーセンターへのリンク
沖縄総合事務局	なし

(2) 事業場部門様式掲載サイト

【資源エネルギー庁ホームページ 平成20年度省エネ法改正の概要】

URL ： http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm

(3) 建築物部門様式掲載サイト

【国土交通省ホームページ「改正用エネルギー法関連情報（住宅・建築物関連）」】

URL ： http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html

6. 参考文献（書籍・冊子など 2009 年 9 月 30 日現在入手可能なもの）

NO	文献名等	画像
(1)	「荷主のための省エネ法ガイドブック」 2006.5.25 発行：財団法人 省エネルギーセンター 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 編著 ※ 書店、Web サイトで購入可能	
(2)	「ロジスティクス分野における CO_2 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.0」 経済産業省 国土交通省 共編 ※ グリーン物流パートナーシップ会議ホームページよりダウンロード可能 http://www.greenpartnership.jp/co2/index.html	
(3)	「改正省エネ法 荷主対応マニュアル（第3版）」 2007.07 発行 ： 財団法人 省エネルギーセンター 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 ※ 省エネルギーセンターホームページよりダウンロード可能 http://www.eccj.or.jp/law06/pamph_shipper3/index.html	
(4)	「荷主の省エネ推進のてびき」 2008.11 発行 ： 財団法人 省エネルギーセンター 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 ※ 省エネルギーセンターホームページよりダウンロード可能 http://www.eccj.or.jp/law06/pamph_shipper-guide/index.html	
(5)	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.2.4」 2009.03 発行 環境省 経済産業省 共編 ※ 環境省ホームページよりダウンロード可能 http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual/00hajimeni.pdf	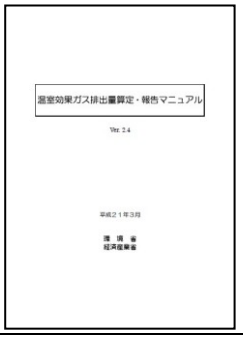

(6)	**「CO_2 排出量関連データ交換の手引き（概要編・詳細編）」** 2008.02 発行 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通・物流研究室 編 ※ グリーン物流パートナーシップ会議ホームページよりダウンロード可能 http://www.greenpartnership.jp 画面下段に PDF ファイルがあります。 概要編：http://www.greenpartnership.jp/pdf/CO2/03gaiyou.pdf 詳細編：http://www.greenpartnership.jp/pdf/CO2/02syousai.pdf	 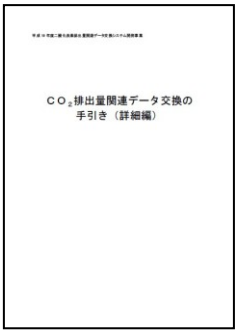
(7)	「平成 18 年 4 月 1 日から省エネ措置の届出と定期報告が、必要になりました。」 → 建築物部門における省エネ法対応パンフレット 2008.02 発行 国土交通省住宅局 編 ※ 国土交通省ホームページよりダウンロード可能 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/syouene/shouene.html	

7. 日食協加盟会員　特定荷主企業（12 社：2009 年 9 月 30 日現在）

会員企業名	ホームページアドレス
旭食品 株式会社	http://www.asask.co.jp
伊藤忠食品 株式会社	http://www.itochu-shokuhin.com
加藤産業 株式会社	http://www.katosangyo.co.jp
国分 株式会社	http://www.kokubu.co.jp
株式会社 日本アクセス	http://www.nippon-access.co.jp
日本酒類販売 株式会社	http://www.nishuhan.co.jp
株式会社 マルイチ産商	http://www.maruichi.com
三井食品 株式会社	http://www.mitsuifoods.co.jp
明治屋商事 株式会社	http://www.meidiya-corp.com
ヤマエ久野 株式会社	http://www.yamaehisano.co.jp
株式会社 菱食	http://www.ryoshoku.co.jp
株式会社 リョーショクリカー	http://www.rsliquor.co.jp

8. トラック協会

ブロック	トラック協会名	ホームページアドレス
全国	社団法人 全日本トラック協会	http://www.jta.or.jp
北海道	社団法人 北海道トラック協会	http://www.hta.or.jp
東北	社団法人 青森県トラック協会	http://aotokyo.or.jp
	社団法人 岩手県トラック協会	http://www.iwatokyo.or.jp
	社団法人 宮城県トラック協会	http://www.miyatokyo.or.jp
	社団法人 秋田県トラック協会	http://www.ata.or.jp
	社団法人 山形県トラック協会	http://www.yta.or.jp
	社団法人 福島県トラック協会	http://www.dpc-web.com/customers/fukutra
関東	社団法人 茨城県トラック協会	http://www.ibatokyo.or.jp
	社団法人 栃木県トラック協会	http://www.truppy.com
	社団法人 群馬県トラック協会	http://www.gta.or.jp
	社団法人 埼玉県トラック協会	http://www.saitokyo.or.jp
	社団法人 千葉県トラック協会	http://www.cta.or.jp
	社団法人 東京都トラック協会	http://www.totokyo.or.jp
	社団法人 神奈川県トラック協会	http://www.kta.or.jp
	社団法人 山梨県トラック協会	http://www.yta-net.or.jp
北陸信越	社団法人 新潟県トラック協会	http://www.nta.or.jp
	社団法人 長野県トラック協会	http://www.naganota.or.jp
	社団法人 富山県トラック協会	http://www.toyamatrucking.or.jp
	社団法人 石川県トラック協会	http://www.ishitokyo.or.jp
中部	社団法人 福井県トラック協会	http://www.fta.jp
	社団法人 岐阜県トラック協会	http://www.gitokyo.or.jp
	社団法人 静岡県トラック協会	http://www.szta.or.jp
	社団法人 愛知県トラック協会	http://www.aitokyo.jp
	社団法人 三重県トラック協会	http://www.santokyo.or.jp
近畿	社団法人 滋賀県トラック協会	http://www.shiga-ta.or.jp
	社団法人 京都府トラック協会	http://www.kyotruck.or.jp
	社団法人 大阪府トラック協会	http://www.truck.or.jp
	社団法人 兵庫県トラック協会	http://www.hyotokyo.or.jp
	社団法人 奈良県トラック協会	http://narata.or.jp
	社団法人 和歌山県トラック協会	http://www.watokyo.org
中国	社団法人 鳥取県トラック協会	http://www.torakyo-tottori.or.jp
	社団法人 島根県トラック協会	http://www.shimane-torakyo.com
	社団法人 岡山県トラック協会	http://www.okayama-ta.or.jp
	社団法人 広島県トラック協会	http://www.torakyo-hiroshima.or.jp
	社団法人 山口県トラック協会	http://www.paradise-mall.co.jp/ytruck

ブロック	トラック協会名	ホームページアドレス
四国	社団法人　徳島県トラック協会	http://www.nmt.ne.jp/~truck
	社団法人　香川県トラック協会	http://www.kagawa-truck.jp
	社団法人　愛媛県トラック協会	http://www.eta1069.jp
	社団法人　高知県トラック協会	http://www.kochi-truck.jp
九州	社団法人　福岡県トラック協会	http://www.hearty.or.jp
	社団法人　佐賀県トラック協会	http://www.satokyo.jp
	社団法人　長崎県トラック協会	http://www.nata.or.jp
	社団法人　熊本県トラック協会	http://www.kuma-ta.com
	社団法人　大分県トラック協会	http://www.ota.or.jp
	社団法人　宮崎県トラック協会	http://www.mta.or.jp
	社団法人　鹿児島県トラック協会	http://www.kta.jp
	社団法人　沖縄県トラック協会	http://www.okitora.ecnet.jp

9. 電力会社

ブロック	会社名	ホームページアドレス
全国	電気事業連合会	http://www.fepc.or.jp
北海道	北海道電力	http://www.hepco.co.jp/
東北	東北電力	http://www.tohoku-epco.co.jp/
関東甲信越	東京電力	http://www.tepco.co.jp/
中部	中部電力	http://www.chuden.co.jp/
北陸	北陸電力	http://www.rikuden.co.jp/
関西	関西電力	http://www.kepco.co.jp/
中国	中国電力	http://www.energia.co.jp/
四国	四国電力	http://www.energia.co.jp/
九州	九州電力	http://www.kyuden.co.jp/
沖縄	沖縄電力	http://www.okiden.co.jp/index.html

10. 主要ガス会社

ブロック	会社名	ホームページアドレス
全国	社団法人 日本ガス協会	http://www.gas.or.jp/default.html
北海道	帯広ガス	http://www.obigas.co.jp/hp/annai_map.htm
	北海道ガス	http://www.hokkaido-gas.co.jp/index_ir.html
東北	東部ガス	http://www.tobugas.co.jp/corporate/about01.html
	仙台市ガス	http://www.gas.city.sendai.jp/index.html
関東甲信越	北陸ガス	http://www.hokurikugas.co.jp/company/index.html
	筑波学園	http://www.gas-tsukuba.co.jp/company/index.html
	桐生ガス	http://www.kiryu-gas.co.jp/info/information.htm
	入間ガス	http://www.irumagas.co.jp/mv/mmaaiinn.htm
	武州ガス	http://www.bushugas.co.jp/company/maps.htm
	大多喜ガス	http://www.otakigas.co.jp/otaki/profile/profile3.html
	京葉ガス	http://www.keiyogas.co.jp/cont/company/outline.html
	東京ガス	http://home.tokyo-gas.co.jp/userguide/userguide_38.html
	伊東ガス	http://www.ito-gas.co.jp/company_overview_idea.htm
	静岡ガス	http://www.shizuokagas.co.jp
東海北陸	中部ガス	http://www.chubugas.co.jp/company/jigyousho.php
	高岡ガス	http://www.takagas.co.jp/index.html
	名張近鉄ガス	http://www.kintetsugas.co.jp/profile/jigyousyo/index.html
	日本海ガス	http://www.ngas.co.jp/co/syozai/index.html
	大垣ガス	http://www.ogakigas.co.jp/2-1.htm
	金沢市企業局	http://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/web/gas/index.html
近 畿	大阪ガス	http://home.osakagas.co.jp/info/03-center.html
中 国	鳥取ガス	https://www.tottorigas.co.jp/contact/index.php?op=gas_contact
四 国	四国ガス	http://www.shikoku-gas.co.jp/gaiyou/jigyosho.html
九 州	日本ガス	http://www.nihongas.co.jp/kaisya/annai/angaiyou.htm

※ 上記一覧表に記載のないガス会社につきましては、(社)日本ガス協会のホームページ・リンク集「日本の都市ガス事業者」から検索願います。(URL:http://www.gas.or.jp/link/gaslink.html)

平成 20 年度版 日食協 新環境自主行動計画

加工食品卸売業の新環境自主行動計画

社団法人　日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」、

「廃棄物対策」の取組みについて

平成２０年７月

社団法人　日本加工食品卸協会

はじめに

平成 11 年 3 月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間流通業としての日常業務を通じて、CO_2 の排出抑制をより強く意識し、我国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

それから 8 年が経過し、この間、環境関連法律の改訂や地球温暖化の危機意識の高揚あるいは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々の企業に自己主張を求める動きが一層強まった。

従って、こうした環境問題の状況変化を踏まえ、また消費と生産を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、ここで改めて、当協会会員企業が個々計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を考えた。

この環境問題に対する新計画の理解を求めるためには、まず前計画同様、次の前提・スタンスを十分理解する必要がある。

１：これからの個々企業は「環境問題」について、ますます自己の主張を持つ事が要求されていること。

２：業界も我国の社会構造の一産業として、共通的ターゲットや努力水準の数値表現をすることになったこと。

３：各企業各人が問題認識し、計画の達成に向かって努力し、社会的責任を果たす必要があること。

食品関連業界における環境自主行動計画について

農林水産省

1. 環境自主行動計画とは

地球温暖化の防止や廃棄物の削減等に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に策定する行動計画。この中で、平成22(2010)年度を目標とした二酸化炭素排出抑制、廃棄物削減の数値目標及びこれ等を達成するために必要な省エネ設備の導入、製造工程の改善、運転管理の高度化、燃料転換、廃棄物の再資源化等の具体的な対策を定めている。

2. 京都議定書目標達成計画における環境自主行動計画の位置付け

「京都議定書」の国際的な約束(平成2(1990)年度比温室ガス排出量6%削減)の達成に向け、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、自主行動計画を「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と位置付け、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、関係審議会等における定期的なフオローアップを求めている。

また、環境自主行動計画を未策定の事業者に対しては、計画を策定し、特性に応じた有効な省CO_2対策を講じる事を促している。

3. 農林水産省におけるフオローアップの実施

食品産業(食品製造業、食品流通業及び外食産業)団体の策定した環境自主行動計画の実施状況を把握するため、「環境自主行動計画フオローアップチーム」を設置し、会合を開催している。

基本的スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界に於ける中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度2006年度に対し、2011年度に於いて事業所毎に95%の水準にする事を目標とする。
この為に，次ぎの対策を計画し実行する。

1. 二酸化炭素排出量の測定

・ 二酸化炭素（CO_2）の排出量の測定方法
エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数＝エネルギー使用による
二酸化炭素（CO_2）排出量

＊ 排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく

2. エネルギー消費量の削減

・ エネルギー消費量・原単位を、毎年次年間一律1%づつ対前年日削減し、結果として2011年度には、対2006年度比5%減を目標とする。

◇ 削減対象エネルギーとは
① 電力
② ガス
③ ガソリン・軽油・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルの作成等を行う。

◇ 二酸化炭素排出量の削減対策

・ 事務所では
① 省エネ設備の導入
② OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
③ ガラスへの遮光フイルム貼付
④ 空調の効率運転、設定温度の調整
⑤ 昼休みの消灯や間引き点灯、エレベーターの使用削減
⑥ 業務ペーパーレス化

・ 物流では

① 多頻度・少量配送の見直し
② 商品流通管理システムの改善
③ 輸送トラックの大型化や積載率向上による物流効率の改善
④ 共同化による車輌数と延べ走行距離数の削減
⑤ 流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減
⑥ 調達物流の合理化、配達物流の共同配送化
⑦ 鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
⑧ 低燃費車、電気自動車、天然ガス自動車等の導入
⑨ アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行

3. 廃棄物対策

・ 事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

◇ 具体的削減対策

・ 事務所では

① 事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
② コピー紙の両面使用による使用料の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進
③ 電子化による紙類の使用減を図る
④ 分別収集による資源リサイクルに留意し、再生紙の活用を推進

・ 物流では

【川上（仕入先）への対策】

① 多過剰梱包材/配送資材の廃止依頼
② 商環境に配慮した梱包材/配送資材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

① 資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃貴金属等）
② 資源物リサイクル業者の開拓
③ 環境に配慮した梱包材/配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
④ 流通管理による商品の不良化、廃棄処分の減量化
⑤ 食品残渣の再資源化

【川下(得意先)への対策】

① 環境に配慮した梱包材/配送資材の採用提案(例:通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等)

② 返品削減

4. 推進体制の明確化

本環境自主行動計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」 を担当する部署を設置し、または分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー利用の節約、廃棄物発生の抑制とリサイクル推進等の「環境問題」についての意識の高揚を図る。

以　上

編集:環境問題対応ワーキンググループBチーム(50 音順　敬称略)
座長　山田 英夫　(国分 株式会社)
大澤 偉宏　(伊藤忠食品 株式会社)
関戸　隆　(伊藤忠食品 株式会社)
里中　彌　(加藤産業 株式会社)
大海 裕也　(加藤産業 株式会社)
北野 宏明　(国分 株式会社)
森　早苗　(国分 株式会社)
石黒 健児　(株式会社 サンヨー堂)
奥山 利一　(日本アクセス 株式会社)
高田 英一　(日本アクセス 株式会社)
中島 満明　(日本アクセス 株式会社)
亀山　猛　(日本酒類販売 株式会社)
高田 憲一　(三井食品 株式会社)
吉見 政宣　(明治屋商事 株式会社)
斎藤 元義　(明治屋商事 株式会社)
小林 一之　(株式会社 菱食)
土屋 沙衣子(株式会社 菱食)
社団法人 日本加工食品卸協会 事務局

2009年度

「省エネ法」再改正への対応ガイドライン

発行日　2009年9月30日

発行者　社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0022
東京都中央区日本橋室町 2-5-11
電　話　03-3241-6568
ＦＡＸ　03-3241-1469
ＵＲＬ　http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/